

# 群馬県文化財保存活用大綱

(令和8年度改定版)

令和8年4月

群馬県地域創生部文化遺産課

## 群馬県文化財保存活用大綱（令和8年度改定版） 目次

### 第1章 大綱策定の目的

1 大綱策定の背景と目的	1
2 大綱策定の経過	3
(1) 組織	3
(2) 経過	3
3 大綱の位置付け	4
(1) 群馬県総合計画及び他分野計画等との関係	4
(2) 群馬県の行政体系における大綱の位置付け	6
(3) 群馬県の文化財保護行政における大綱の位置付け	6
4 大綱の計画期間	6

### 第2章 文化財の保存・活用に関する現状と課題

1 群馬県の概要	7
(1) 地理的・自然的な特徴	7
(2) 歴史的な特徴	8
2 群馬県内の文化財の概要	11
(1) 中毛地域	11
(2) 西毛地域	14
(3) 東毛地域	17
(4) 北毛地域	19
3 群馬県の歴史文化の特徴	21
4 群馬県内の文化財保存・活用の現状と課題	24
(1) 群馬県内の文化財の保存・活用の現状	24
(2) 群馬県内の文化財の保存・活用に関する課題	30

### 第3章 文化財の保存・活用の基本理念と基本方針

1 文化財の保存・活用の基本理念	33
2 文化財の保存・活用の基本方針	33
(1) 地域の文化財の把握	33
(2) 文化財の確実な保存管理	34
(3) 市町村・地域住民と連携した保存・活用	36
(4) 文化財を活用した地域づくり	37
(5) 学校教育との連携	38
(6) 文化財の保存・活用を担う人材の育成	39
(7) 活用と情報発信の強化	40

### 第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 群馬県が行う文化財の保存・活用等の計画及び取組	41
(1) 地域の文化財の把握と適切な保存・活用の推進	41
(2) 文化財の保存・活用の体制強化	45
2 群馬県が重点的に取り組むテーマ	47
(1) 未指定や未登録文化財を含む文化財総体の把握	47
(2) 国・県指定文化財の保存・活用の推進	47
(3) 蚕糸業を基盤とする各種文化財の調査と保存・活用の推進	48
(4) 災害に備えた体制の整備	48

第5章 県内市町村への支援の方針	
1 調査に対する支援	49
2 国・県の指定・登録文化財の保存・活用事業に対する支援	49
3 市町村の体制整備と人材育成に対する支援	50
4 市町村による文化財保存活用地域計画作成への支援	50
5 専門職員不在の市町村や小規模市町村への支援	51
6 歴史的建造物の活用に関わる建築基準法の適用除外に関する支援	52

第6章 防災・災害発生時の対応	
1 文化財を災害から守る必要性	53
2 災害に備えた取組	53
3 災害発生時における対応	56
4 文化財被害への対応	57
(1) 被災文化財の救済・支援	57
(2) 建造物（有形文化財・有形の民俗文化財・史跡）	57
(3) 美術工芸品、有形の民俗文化財（各種用具等）	57
(4) 記念物（史跡・名勝・天然記念物）	58
(5) 無形の文化財	58

第7章 文化財保存・活用の推進体制	
1 県の文化財担当部局及び関係部局の職員・専門人材の配置状況	59
(1) 文化財保護主管課	59
(2) 関係部局	59
2 県の文化財保護審議会等、外部の専門人材の配置状況	59
3 県と連携協力体制にあるその他の団体	60
(1) 関係法人	60
(2) 民間団体・民間企業	60
4 今後の体制整備の方針	60
(1) 広範で緊密な連携体制の構築	60
(2) 専門職員の確保と育成による行政組織の体制強化	61
(3) 地域社会との連携強化	61

第8章 文化財の確実な継承に向けて	62
-------------------	----

#### 資料編

1 群馬県内の国指定・選定・記録選択文化財一覧	65
2 群馬県内の県指定・選定・記録選択文化財一覧	70
3 これまでに県が実施した主な文化財調査	78
4 群馬県の文化財保存・活用の体制	80

【令和2年（2020）策定時】群馬県文化財保存活用大綱策定委員会（敬称略）

	氏名	役職等	専門・経歴等	備考
策定 委員	飯島 康夫	新潟大学准教授 群馬県文化財保護審議会委員	民俗学	
	金澤 好一	元西部環境森林事務所長 群馬県文化財保護審議会委員	森林学	
	榑原 悟	群馬県立女子大学名誉教授 群馬県文化財保護審議会委員	美術史（絵画）	
	佐野 千絵	東京文化財研究所保存科学研究センター長 群馬県文化財保護審議会委員	環境科学	
	染川 香澄	ハンズ・オン・プランニング代表 群馬県文化財保護審議会委員	博物館学	
	戸所 隆	高崎経済大学名誉教授 群馬県文化財保護審議会会長	地理学（都市地理学・都市政策学・国土構造論）	委員長
	野田 香里	映画監督・作家 群馬県文化財保護審議会委員	コミュニティ文化論、地域広報論、国際人材育成論	
	右島 和夫	群馬県立歴史博物館長 群馬県文化財保護審議会委員	考古学（古墳時代）	
	宮崎 俊弥	共愛学園前橋国際大学名誉教授 群馬県文化財保護審議会委員	近現代史	
	村田 敬一	前橋工科大学客員教授 群馬県文化財保護審議会副会長	建築史	副委員長
	小宮 俊久	太田市教育委員会文化財課長	群馬県史跡整備市町村協議会 会長市	
	島田 志野	渋川市教育委員会文化財保護課長	群馬県史跡整備市町村協議会 副会長市	
	軽部 達也	藤岡市教育委員会文化財保護課長	群馬県史跡整備市町村協議会 理事市	
	田中 康夫	東吾妻町教育委員会教育課長	群馬県史跡整備市町村協議会 監事町	平成30年度
オブザー バー	丸橋 昇	東吾妻町教育委員会社会教育課長	群馬県史跡整備市町村協議会 監事町	
	小野田 博基	板倉町教育委員会事務局長	群馬県史跡整備市町村協議会 副会長町	
	上原 克之	群馬県企画部世界遺産課長		
	山崎 浩通	群馬県生活文化スポーツ部文化振興課長		平成30年度
	森田 徹	群馬県生活文化スポーツ部文化振興課長		
佐藤 武夫	群馬県産業経済部観光物産課長		平成30年度	
大久保 聡	群馬県産業経済部観光物産課長			

【令和2年（2020）策定時】意見を聴取した関係団体代表者（敬称略）

関係団体 等	大久保 武	特定非営利活動法人 ぐんま郷土芸能助っ人塾理事長		
	片野 光一	群馬県自然環境調査研究会副会長		
	近藤 功	富岡製糸場世界遺産伝道師協会会長		
	高橋 春雄	一般社団法人群馬建築士会事務局長		
	前澤 和之	群馬県地域文化研究協議会		

【令和8年（2025）改定時】群馬県文化財保護審議会（敬称略）

	氏名	役職等	専門・経歴等	備考
委員	飯島 康夫	新潟大学非常勤講師	民俗学	
	金澤 好一	元群馬県林業試験場上席研究員	森林学	
	佐野 千絵	東京文化財研究所名誉研究員	環境科学	
	染川 香澄	ハンズ・オン・プランニング代表	博物館学	
	戸所 隆	高崎経済大学名誉教授	地理学（都市地理学・都市政策学・国土構造論）	会長
	野田 香里	映画監督・作家	コミュニティ文化論、地域広報論、国際人材育成論	
	原田 一敏	ふくやま美術館長	日本金工史	
	右島 和夫	（公財）群馬県埋蔵文化財調査事業団 理事	考古学（古墳時代）	
	佐藤孝之	東京大学名誉教授	近現代史	
	村田 敬一	前橋工科大学客員教授	建築史	副会長

## 第1章 大綱策定の目的

### 1 大綱策定の背景と目的

21世紀に入り、急速に進む少子高齢化によって日本は人口減少社会へと転じた。しかも人口の都市部への集中と中山間地域での過疎化により、将来相当数の地方自治体が深刻な事態に陥ることが予測されている。群馬県においても、平成16年（2004）の203万をピークに、人口の減少が続いている。

このような社会状況の変化により、私たちは様々な面において、従前通りの仕組みや方策を転換する必要に迫られている。文化財保護行政もその例外ではない。高度成長期以降の大規模開発に伴う埋蔵文化財への対応を主因として組織体制を拡充してきた地方自治体では、開発事業の減少に伴い専門職員の配置がなされなくなるなど、体制が縮小される例も見受けられる。人口が減少し、社会全体での余裕がなくなっていく中で、文化財をどのように取り扱っていくのか、真剣に検討しなければならない。

文化財を守り伝えてきた地域社会においても、少子高齢化の波は深刻な影響を及ぼしている。十分に価値が理解されないまま朽ち果ててしまう建造物や、後継者不足により存続が危ぶまれている民俗文化財等は少なくない。過疎化している中山間地域で顕著であるが、都市部でも住民の意識や生活様式の変化、価値観の多様化等により地域社会のつながりが希薄となり、同様な問題が生じている。各地域で守り伝えられてきた貴重な文化財が、滅失・散逸の危機にさらされており、いかにそれを防止するかが喫緊の課題となっている。

こうした状況から、国の文化審議会では平成29年（2017）5月に文部科学大臣から諮問を受け、「これからの文化財の保存と活用の在り方」について検討を始めた。同年12月には「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」がまとめられている。この答申では、「文化財の保存と活用は、共に、文化財の次世代への継承という目的を達成するために必要なものである」とし、現在、そして将来も文化財を活用し、その価値や魅力を享受することを可能とするためには、計画的な修理・管理等の適切な保存が重要であると指摘している。その上で、これからの文化財の継承の方策として、「総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化」と、「個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充」をあげている。

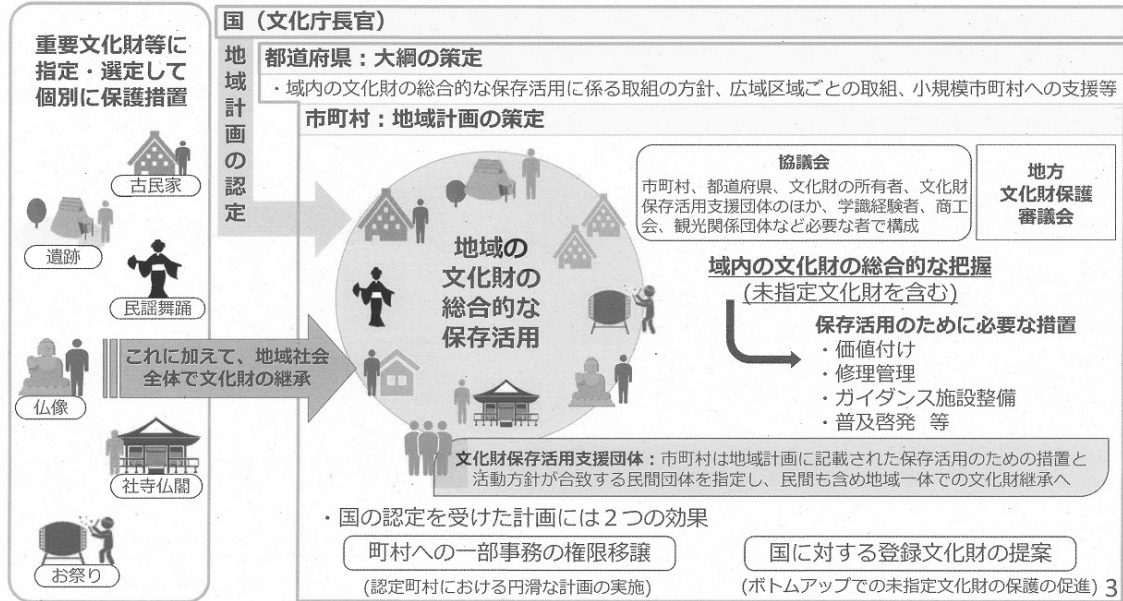
これらを踏まえ文化財保護法は、平成31年（2019）4月1日に改正法が施行された。これは、過疎化や少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸の防止を緊急の課題と捉え、文化財をまちづくりに活かしつつ地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことのできる体制整備と、地域における未指定を含めた文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力強化を図るものである。

この改正により、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（文化財保存活用大綱、以下大綱）の策定（法第183条の2）と、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画、以下地域計画）の作成と申請（法第183条の3）、国指定文化財の所有者や管理団体による重要文化財の保存及び活用に関する計画（重要文化財保存活用計画、以下保存活用計画）の作成（法第53条の2）が可

## 改正文化財保護法による新たなスキーム(イメージ)

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

### ①地域における文化財の総合的な保存・活用



第1図 改正文化財保護法のイメージ (文化庁ホームページより)

能となり、地域計画と保存活用計画については国による認定が制度化された。地域計画が国の認定を受けることにより、市町村は国に対して登録文化財の提案が可能となり、一部の事務については町村へも権限移譲ができることとなった。保存活用計画が認定を受けると、文化財所有者や管理団体は計画に基づく保存・管理を行う上での手続きを弾力化することが可能となるほか、一部の美術工芸品については一定の条件の下で相続税の納税が猶予される(租税特別措置法第70条の6の7)。この他、市町村は文化財保存活用支援団体を指定することにより、民間を含めた地域一体で文化財の適切な継承を目指すことが可能となった。

このような文化財保護法の改正をふまえ、本大綱は、群馬県において中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための基本的な方針を示すとともに、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画した地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組を推進するために策定するものである。

なお、本大綱で対象とする「文化財」は、文化財保護法第2条に規定される有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6類型に加え、埋蔵文化財や文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術等とし、いずれも未指定文化財を含むこととする。

### コラム1 文化財の保存と活用

近年、文化財を活用し、地域振興や観光振興につなげていこうという気運が高まっており、文化財に期待される役割が大きくなっている。そのためには、文化財の適切な「保存」と、効果的な「発信」「活用」を行う必要があることから、平成26年（2014）に、文化庁は「文化財の効果的な発信・活用方策に関する調査研究事業」を実施し、調査報告書として「文化財の効果的な発信・活用ガイドブック」を公開した。

この中では、文化財の「保存」と「活用」について以下の考え方を示している。

「保存」：文化財の適切な状態での維持（日常的な管理、修理等）

「活用」：①文化財の公開による活用（鑑賞、学術的な利用等）

②文化財の地域振興等への活用（地域振興、観光・産業振興、まちづくり、教育等）

昭和25年（1950）5月に文化財保護法が制定された当初は、①を中心とした活用を想定していたが、平成31年（2019）4月の改正では今日的な文化財の役割から、より踏み込んだ②の活用を図っていくことが望ましいとしている。文化財の「保存」を前提としながらも、積極的な「活用」を図ることで保存に係る体制や基盤が整備され、さらなる文化財の活用につながるようなサイクルを構築することにより、地域活動の促進や、管理体制の確保、保存のための資金確保等の相乗効果を生み出すことが期待されている。

## 2 大綱策定の経過

### (1) 組織

大綱策定にあたり、群馬県教育委員会事務局文化財保護課（現：群馬県地域創生部文化遺産課 ※以下、「県文化遺産課」）が事務局となり、「群馬県文化財保存活用大綱策定委員会」を設置して策定作業を行うこととした。委員会の構成員は、群馬県文化財保護審議会委員10名及び県内市町村の代表として文化財主管課長5名である。また、多様な意見を反映させるため、庁内の関係課（世界遺産課・文化振興課・観光物産課（課名は策定当時））の職員をオブザーバーとするとともに、文化財の保存・活用に係わる民間団体から意見を聴取することとした。そしてこの委員会の組織及び運営を明確に規定するため、「群馬県文化財保存活用大綱策定委員会設置運営要綱」を定めた。

### (2) 経過

平成30年（2018）1月に文化庁が開催した都道府県・指定都市文化行政主管部課長会議において、同年に予定されている文化庁の組織改編と文化財保護法の改正について事前説明があった。この中で、都道府県が定める大綱と市町村が作成する地域計画、個別の保存活用計画の位置付けが明確に示されたことにより、本県でも大綱策定に向けた準備を開始した。

平成30年度に入って、具体的な策定委員会の組織や運営についての検討を行い、必要な経費を平成31年度当初予算として要求した。併せて、委員会の構成員に内諾を得て、「群馬県文化財保存活用大綱策定委員会設置運営要綱」を定め、平成30年11月16日から施行した。平成31年（2019）2月1日に第1回策定委員会を開催し、大綱の策定スケジュールや基本構成について審議を行った。

令和元年（2019）6月7日には第2回策定委員会を開催し、文化財の保存・活用に係わる民間

団体から意見を聴取し、大綱案について検討を行った。この検討を基に大綱案を完成させ、策定委員会構成員やオブザーバーとして参加している民間団体、庁内の関係課、県内市町村に提示して意見を求めた。8月1日の第1回文化財保護審議会、10月29日の第3回策定委員会での検討と、その間の意見のやりとりを経て大綱素案を取りまとめ、再度県内市町村からの意見を聴取するとともに、12月20日から令和2年（2020）1月19日までパブリックコメントを実施して広く県民から意見を求めた。

市町村やパブリックコメントの意見を踏まえ、大綱の最終案を確定し、令和2年2月3日の第4回策定委員会での審議を経て、3月19日の令和2年3月教育委員会会議で決定した。同月23日には「群馬県文化財保存活用大綱」冊子版を発行するとともに、同月31日には、デジタル版を群馬県ホームページ上に公開した。

本大綱には、大綱の計画期間として「本大綱の計画期間は特に定めないが、社会状況の変化や県政の状況を勘案し、概ね5年ごとに評価と見直しを行い、必要に応じて更新する。」とある。よって、令和7年度（2025）中の改定を目途とした。

令和6年（2024）8月1日の第1回文化財保護審議会において、主な見直し項目の提示を行い、承認を得た。その後、令和7年1月31日の第2回文化財保護審議会にて、改定大綱（素案）の全体構成に関する審議を経て、その承認を得た。

令和7年7月から8月にかけて市町村及び関係機関からの意見聴取を行い、運用面からの微修正をおこなった。8月1日の第1回文化財保護審議会において、改定大綱案（全文）に関する審議を経て、修正を行った。12月25日から令和8年（2026）1月23日までパブリックコメントを実施して広く県民から意見を求めた。

市町村や関係機関及びパブリックコメントの結果を踏まえ、改定大綱案を確定し、1月31日の第2回文化財保護審議会での報告をおこなった。

### 3 大綱の位置付け

#### (1) 群馬県総合計画及び他分野計画等との関係

策定時（令和2年3月）の位置づけ 第15次総合計画である「はばたけ群馬プランⅡ」を平成28年（2016）に策定した。ここでは、人口減少対策を土台とし、「限りない可能性を大きくはばたかせ、群馬の未来を創生する」を基本理念として、「魅力あふれる群馬」の実現を目指している。この総合計画の下に、県政の各分野における基本的な指針や計画が策定されている。教育分野の最上位計画としては、「群馬県の教育、文化、学術及びスポーツの振興に関する大綱」（平成28年3月策定）「第3期群馬県教育振興基本計画」（平成31年3月策定）がある。

この「第3期群馬県教育振興基本計画」では、「たくましく生きる力をはぐくむ～自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う～」を基本目標とし、8つの基本施策の下に19の施策の柱を立て、それに沿った43の取組をあげている。このうち、「基本施策1 時代を切り拓く力の育成」の「施策の柱2 文化芸術教育と郷土に誇りを持てる学びを推進する」の中で、文化財を活用した学びの推進が示されている。ここでは、国特別天然記念物の尾瀬に代表される豊かな自然や、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」や世界の記憶「上野三碑」をはじめとする文化財を学校教育や社会教育に活用するとともに、情報提供や普及啓発に取り組むとしている。そ

の上で一層の活用につながるよう、文化財の保護・指定・調査研究を計画的に進めることとしている。

文化振興に関しては、基本的な指針として「魅せる群馬の文化発信プランー第2次群馬県文化振興指針」を平成30年（2018）に策定した。ここでは、計画期間中に取り組むべき施策の方向性を明確にするため、「守り育む」・「魅せる」・「発信する」・「呼び込む」の4つの視点を持って進める7つのプロジェクトを設定している。この中では、本県の豊かな自然と歴史風土の中で培われてきた文化資産は、県民の貴重な財産として将来にわたり引き継がれていくものであり、観光や地域振興と連携して地域を活性化するものであることから、保存し活用を図っていくとの基本理念が示されている。

この他、観光振興の実現に向けた基本計画として、群馬県観光振興計画「はばたけ群馬観光プラン2016－2019」が策定されている。

これらの計画や大綱では、そこに掲げている目標の達成に向けて、文化財の保存と活用が重要な役割を果たすことが期待されており、県政の発展や教育振興に大きく寄与するものと位置付けられている。

改定時（令和8年3月）の位置づけ 令和3年（2021）に策定された新・群馬県総合計画「GVISION2040」において、県が目指す2040年の姿を「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」としている。

この総合計画の下に、文化分野の最上位計画として、「新・群馬県文化振興指針～アートので、他にはない価値を持ち、人々を惹きつける群馬の創造～」が令和5年（2023）に策定されており、ここでは、「誰もがクリエイティブにオリジナルな生き方ができる「ぐんまスタイル」の創造」を基本理念としている。

この他、観光振興の実現に向けた基本計画として、群馬県観光振興計画～「GUNMA」を世界に誇るリトリートの聖地へ～が、令和6年に策定されている。

また、教育分野の最上位計画である「第3期群馬県教育大綱」（令和7年3月策定）と第4期群馬県教育振興基本計画「群馬県教育ビジョン」（令和6年3月策定）では、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて一ひとりひとりがエージェンシーを発揮し、自ら学びをつくり、行動し続ける「自律した学習者」の育成」を最上位目標としている。

これらの計画や大綱では、地域学習や研究交流、地域づくり、観光等、多方面で文化財が活用されることが期待されており、県政の発展や教育振興等に大きく寄与するものと位置付けられている。

この他、危機管理・防災の個別基本計画として「群馬県地域防災計画」があり、県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して県の地域における風水害、雪害、火山災害、地震、事故災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とし、文化財においては、文化財の災害応急対策について定められている。

## (2) 群馬県の行政体系における大綱の位置付け

群馬県の行政体系における本大綱の位置付けは、県総合計画に基づいて策定された上記の計画指針等と整合を取りながら、総合的な視点から文化財の保存と活用に向けた県の基本方針を定めるものであり、文化財に関わる庁内関係部局の取組において基盤とするものである。

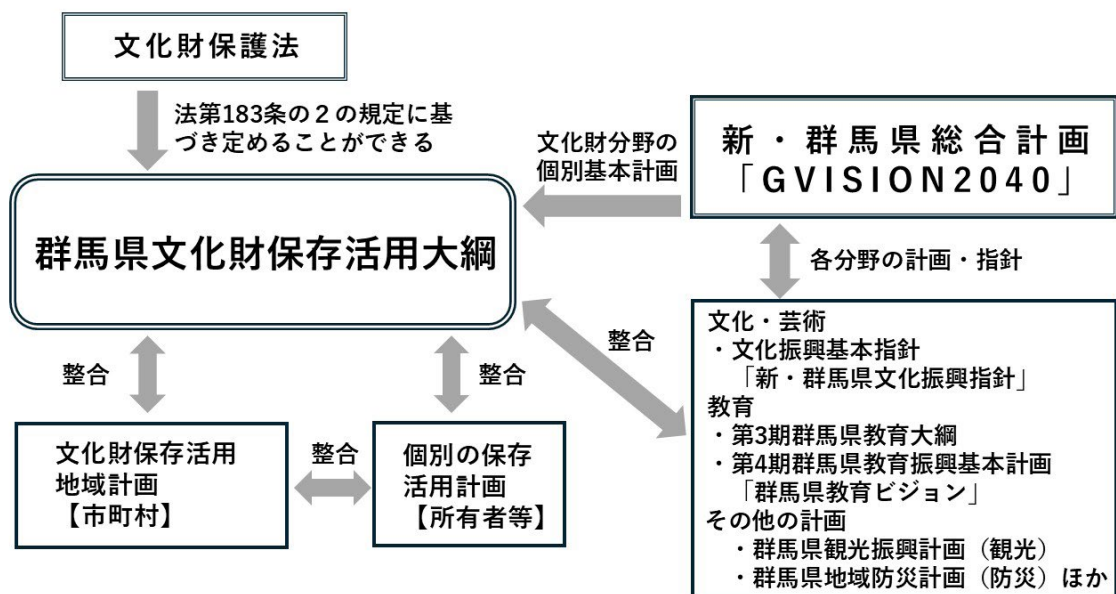
## (3) 群馬県の文化財保護行政における大綱の位置付け

本県の文化財保護行政全体における大綱は、県として文化財の保存・活用の基本方針を定めることで、県内市町村が相互に矛盾なく同じ方針の下でそれに取り組んでいくことを可能とし、市町村に対する支援の方針を示してその取組を推進していく役割を持つ。市町村は、大綱の方針を勘案しつつ、域内の文化財の保存と活用を具体的に進めていく。

この市町村が行う文化財の保存・活用について、目標や取組の内容、計画等を記載したのが先述の地域計画である。地域計画は、これに従って計画的に事業を進めることで継続性・一貫性のある取組を実施することができ、地域住民や民間団体等に広く周知して理解や協力を得ることで、地域総がかりによる文化財の保存・活用を図ることを可能とする。地域計画は、大綱や個別の文化財の保存活用計画とともに県内文化財の保存・活用にとって大きな役割を果たすものであり、市町村による積極的な作成を求めていく。

## 4 大綱の計画期間

本大綱の計画期間は特に定めないが、社会状況の変化や県政の状況を勘案し、概ね5年ごとに評価と見直しを行い、必要に応じて更新する。



第2図 大綱の位置づけ

## 第2章 文化財の保存・活用に関する現状と課題

### 1 群馬県の概要

#### (1) 地理的・自然的な特徴

群馬県は日本列島のほぼ中央部に位置する。南東部を除く県境には山々が連なり、南東部には関東平野が開ける内陸県である。面積は約6,362km<sup>2</sup>で、その約3分の2が山地である。「上毛かるた」に「つる舞う形の群馬県」とうたわれるように羽を広げた鶴の形にたとえられ、鶴の胸から首にあたる平野部と、両翼から尾の部分の山地や丘陵地帯に大きく分けられる。

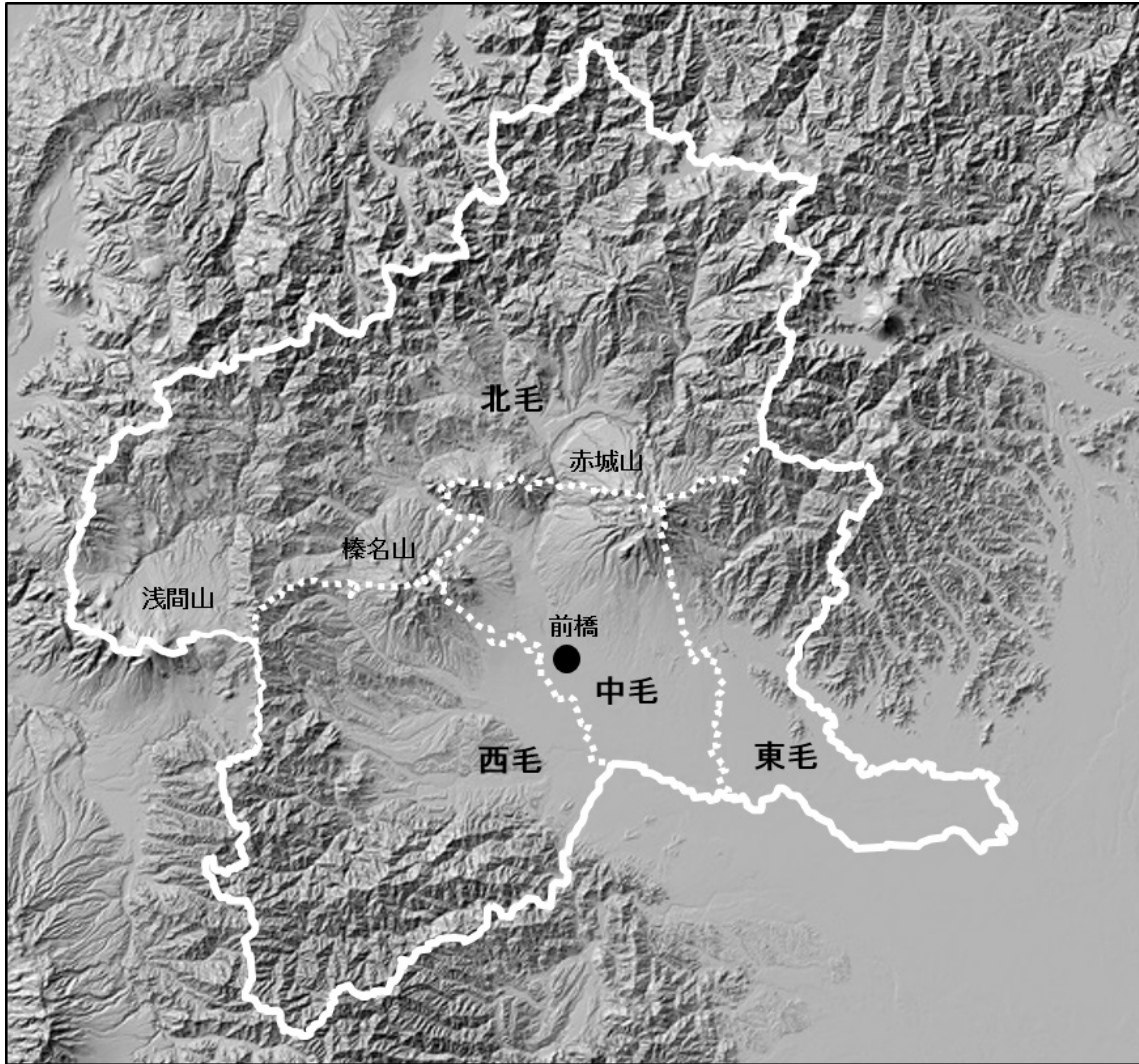
県境の山岳地帯は、谷川岳などの2,000m級の山々や、尾瀬ヶ原や芳ヶ平湿原群などの湿原、多くの湖沼等、変化に富んだ美しい自然に恵まれている。また、浅間山や草津白根山などの複数の火山が所在していることによって、浅間山の鬼押出し溶岩や草津白根山の湯釜のような独特の景観とともに、数多くの温泉も存在する。県では、これらの自然環境や温泉等の観光資源を活用し、「リトリートの聖地」を目指した様々な取組を行っている。

県最北端の大水上山を水源とする利根川は、片品川や吾妻川、烏川、碓氷川、鐺川、神流川、渡良瀬川等の支流を加え、県土を縦断している。これらの河川は、山地や丘陵地帯を流下する過程で、国の名勝や天然記念物に指定されている吾妻峡（長野原町・東吾妻町 国名勝）や三波石峡（藤岡市 国名勝及び天然記念物）、吹割溪ならびに吹割瀑（沼田市 国天然記念物及び名勝）等の渓谷や、典型的な河岸段丘等、変化に富んだ景観を形成している。特に沼田市周辺の河岸段丘は日本一美しいと称され、地理の教科書にもたびたび掲載されて、地元でもホームページ等で情報発信に努めている。近年は、利根川上流部でのラフティングやキャニオニング等のアウトドアスポーツも盛んで、外国からの観光客も増加している。

県の南東部は、関東平野に連なる平坦部となっており、緩やかに傾斜する扇状地性の台地や沖積地が広がっている。南東端の最も低い地点は標高13mに満たず、利根川や渡良瀬川がもたらした豊かな水は、館林市の「里沼（SATO-NUMA）－『祈り』『実り』『守り』の沼が磨き上げた館林の沼辺文化－」（日本遺産）や、板倉町の「利根川・渡良瀬川合流域の水場景観」（国重要文化的景観）、渡良瀬遊水地（ラムサール条約湿地）等を形成してきた。

平野部と北部山間部との標高差が著しい群馬県では、気候や風土も両地域で大きく異なっている。平野部は太平洋側の気候に属し、夏は高温で雨が多い特徴がある。伊勢崎市や館林市などは、全国的にも暑い地域として知られている。冬は県境の山地を越えて乾いた「からっ風」が強く吹き下ろし、寒く乾燥した気候となっている。この「からっ風」は、夏の雷とともに群馬県を特徴付ける気象であり、かつては「かしぐね」という防風のための屋敷林を持つ農家も多数造られていた。乾燥した気候を利用して、伝統工芸品のだるまや、各種の農産乾物の生産も盛んであった。北部の山間部は日本海側の気候の影響を受け、冬は季節風に伴って雨や雪の降る日が多い。積雪量の多い吾妻地域や利根地域には、多くのスキー場が造られている。夏は冷涼な気候であるため、草津や水上等の温泉地を中心に避暑に訪れる観光客も多い。

このような標高差や気候差のある県土では、年間を通して多様な農畜産物が生産される。平野部では、冬に雨が少なく日照時間が長いため、米と麦との二毛作が広範囲に行われている。また山間地では、冷涼な気候を利用してキャベツやレタス等の高原野菜の栽培が盛んである。この他



第3図 群馬県地形図（国土地理院地図の陰影起伏図を一部加工）

にも全国で上位の生産量を誇る野菜や畜産物も多く、東京圏を中心に日本各地に出荷されている。また、豊富な水資源を活かして複数のダムが建設され、首都圏の水源地としての機能も果たしている。

## （2）歴史的な特徴

**原始・古代** 日本列島における人類文化の痕跡は、約3万8千年前から始まるとされる旧石器時代（約38,000年前～16,000年前）に遡る。旧石器時代は狩猟採集によって食料を確保し、獲物となる動物などを追って遊動する生活であった。群馬県内でも、日本で初めて旧石器時代の遺跡と確認された岩宿遺跡（みどり市 国史跡）をはじめ、多くの遺跡が発見されている。高速道路や新幹線等の大規模な開発に伴って調査された遺跡が多く、赤城山南麓の丘陵性台地や、利根川や鍬川沿いの段丘上の台地に分布している。

縄文時代（約16,000年前～3,000年前）に入ると土器の使用が始まり、地面を掘りくぼめた竪穴建物で居住し、集落が形成されるなど、より定住的な生活様式に変わっていく。平野部の台

地上や丘陵地帯に大規模な集落が展開し、山間地でも川沿いの段丘上に遺跡が残されている。矢瀬遺跡（みなかみ町 国史跡）では、発掘調査によって竪穴建物とともに祭祀跡や墓域などが発見され、当時の集落の構造を把握することができた。

弥生時代（約 3,000 年前～ 1,700 年前）は水田での稲作が開始され、群馬県内でも台地や丘陵上には環濠と呼ばれる溝に囲まれた集落が営まれ、隣接する谷地などを利用して水田が作られた。水田耕作に必要な木製農具も多数出土し、これらの作製には金属製品も使用されていたと推測される。弥生時代の初めの頃は大型の壺に骨を収めて埋葬する再葬墓が見られたが、中頃からは埋葬施設を溝で囲む周溝墓が造られるようになる。周溝墓からは、鉄剣や装身具などの副葬品が発見される例も多い。日高遺跡（高崎市 国史跡）では、環濠集落と水田跡、墓域がまとまって保存されている。

古墳時代（約 1,700 年前～ 1,300 年前）には、現在の群馬県域は「毛野」、後に「上毛野」と呼ばれ、東日本最大全長 210 m を測る天神山古墳（太田市 国史跡）をはじめとする数多くの大型前方後円墳を含め、大小合わせて 13,000 基以上の古墳が造られた。加えて観音山古墳（高崎市 国史跡）に代表される豪華な副葬品や豊富な埴輪等から、当時の群馬県域が東日本屈指の有力地域であったことがうかがえる。平野部では広く水田耕作が行われるようになり、高い農業生産力を背景に人口が増え、集落遺跡の数も増加していく。5 世紀後半頃には馬の飼育が開始された。このような発展は、新しい技術を持った渡来系の集団によってもたらされ、有力豪族がこれらを組織して地域支配の体制を確立していったとみられている。

その一方、古墳時代の群馬県域は、度々火山災害に見舞われ、大きな被害を受けている。3 世紀末の浅間山の噴火や、5 世紀末から 6 世紀前半にかけての 2 度の榛名山の噴火は、火山砕屑物や泥流等によって広範囲に被害をもたらした。「甲を着た古墳人」が発見されて大きな注目を集めた金井東裏遺跡（渋川市）や、「日本のポンペイ」と呼ばれ、古墳時代の集落が降下軽石で完全埋没した黒井峯遺跡（渋川市 国史跡）等は、榛名山の噴火による被災遺跡で、厚い火山砕屑物に埋もれていたために被災時の状況をそのまま現在に伝えている。山麓の集落や耕地に甚大な被害をもたらした火山災害であるが、発掘された遺跡からはそのたびに力強く復興した姿をうかがうこともできる。

古代の律令制度の下では、群馬県域は「上野国」と呼ばれ、五畿七道の東山道に含まれる。畿内から東北へ向かう玄関口に位置しており、古くから交通の要衝であった。上野国内には 13 の郡が置かれ、和銅 4 年（711）の多胡郡建郡により 14 郡となっている。東山道諸国には幹線道路である駅路が整備され、群馬県域では西から東に県土を横断しており、安中市、玉村町、太田市等でその遺構が確認されている。上野国は古代東国の政治と文化の中心地となり、ユネスコ「世界の記憶」に登録された山上碑・多胡碑・金井沢碑で構成される上野三碑（いずれも高崎市 国特別史跡）や、荘厳な七重の塔があった上野国分寺跡（前橋市・高崎市 国史跡）などは、当時の繁栄の姿を今に伝えている。しかし律令制の衰退とともに国力は衰え、関東一円を巻き込んだ平将門の乱により一層疲弊していく。平安時代末の天仁元年（1108）には、再び浅間山で大規模な噴火が発生し、上野国一帯に甚大な被害をもたらした。

**中世・近世** 中世には、12 世紀から摂関家等の所領として荘園が成立する。その代表例が県東部の新田荘であり、新田一族が荘内の各郷村に広がって、新田郡を支配していた。新田荘遺跡

(太田市 国史跡)には新田氏にゆかりのある館跡(反町館跡・江田館跡)、寺院、墓等が一体としてあり、荘園経営によって地域を支配していた中世武士の様相がうかがうことができる。南北朝期から室町期では鎌倉府の体制のもと守護上杉氏の支配下にあったが、やがて鎌倉府体制の衰退によって政治情勢は不安定化して戦国時代を迎え、戦乱に備えた城の築造が本格化する。さらに武田氏や上杉氏、後北条氏などの有力な戦国大名たちによる争奪の場となったことから卓越した規模や構造を持つ城館が造られ、その数は1,000以上に及んだとみられる。現在でも、鷹ノ巣城(下仁田町)や大戸城(東吾妻町)など山中に当時の面影をうかがわせる中世城館跡が数多く残されている。

近世に入ると幕府の北の守りとして重要視され、中～小規模の複数の藩と天領が入り交じって域内を支配していた。諸藩の藩主の一部は外様であったが、多くは大老や老中を務める譜代大名であった。徳川家康の関東入国当初に1万石以上の所領を与えられた大名は11氏を数え、その所領高は関東で最大の計40万石を超える。諸藩の一つである前橋藩には「関東の華」とたたえられた前橋城があり、跡地にある群馬県庁には今でも大規模な土塁が残されている。この前橋城は利根川の浸食により一時は廃棄され、当時の藩主であった松平家は川越へ移ったが、江戸時代末の慶応3年(1867)に再興された。

近世以降は、国内で絹の需要が高まるにつれ群馬県域でも養蚕が主要な産業となり、18世紀代には全国でも有数の養蚕地帯となった。絹織物業も発展し、桐生や伊勢崎などが著名な産地として知られている。県内各地で「絹市」が開かれ、中山道や下仁田道などの陸路や利根川の舟運によって各地に出荷された。このような蚕糸業の隆盛に伴う経済力を背景に、装飾的な建築様式の神社や寺院が造られ、歌舞伎や人形芝居等の民俗芸能が農民の間に広がっていった。生糸等の物流が盛んになるにつれて街道も発達し、交通網が整備された。

その一方、天明3年(1783)には浅間山が噴火し、噴出した火砕流や岩屑なだれや、吾妻川から利根川を流れ下った泥流により大きな被害もたらされた。この未曾有の災害については古文書や慰霊碑等の記録が残されているとともに、発掘調査によって被災の状況が明らかとなってきている。泥流は現在の玉村町や伊勢崎市付近でも集落や田畑に被害を及ぼし、犠牲者の遺体は当時の江戸にまで流れ着いた。利根川流域には、群馬県域のみならず、埼玉県や東京都にも犠牲者を悼む慰霊碑が建てられている。

江戸時代末期には、水戸の天狗党と高崎藩とが交戦した下仁田戦争(元治元年(1864))や、各地での世直し一揆の勃発等、幕府と尊皇攘夷派との争いを背景に社会情勢の混乱が見られた。近代・現代 明治4年(1871)の廃藩置県の後「群馬県」が成立し、明治9年(1876)にはほぼ現在の形となる。幕末の横浜開港と生糸貿易の開始により、蚕糸業は近代になるとさらに発展し、日本で初めての官営製糸場である富岡製糸場(富岡市 世界遺産・国宝、国重文、史跡)の建設にもつながった。田島弥平旧宅(伊勢崎市 世界遺産・国史跡)や高山社跡(藤岡市 世界遺産・国史跡)など家屋を蚕種製造・養蚕のために改造した農家建築が県内各地で隆盛し、西毛地域では碓氷社(安中市 事務所が国重文)など養蚕農家が組合をつくり輸出生糸を共同出荷した。織物業でも力織機が登場し、桐生には日本織物会社のような大工場も現れた。生糸の輸出のために群馬県内を通る鉄道も早い段階から検討され、明治17年(1884)には上野から前橋までの路線が開業している。また、豊かな水源を利用して明治20年代には水力発電事業も始まり、大正期

にかけて多くの発電所が建設され、電信電話・郵便などの通信業も整備された。こうしたインフラは群馬の過半を占める山間地域にもおよび、長野県境に位置する下仁田町では荒船風穴（世界遺産 国史跡）が蚕種貯蔵所として整備され、さらに蚕糸業を発展させることになる。このような蚕糸業を中心とした経済力は、金融業や商業の発展をうながし、教育や文化の面や国際化にも影響を与えた。特に注目されるのはキリスト教の発展で、新島襄や内村鑑三ら日本を代表するキリスト教徒を輩出し、島村教会（伊勢崎市 国登録）・名久多教会（高山村 村重文）など県内各地に農村教会が建設された。

大正期は、電気動力の導入による技術革新や、第一次世界大戦の特需により群馬県の経済はさらに発展したが、戦争終結後は戦後不況と生糸の価格低迷により経済は停滞することとなる。昭和に入り、昭和12年（1937）に日中戦争が始まると、群馬県民の生活にもその影響が強まってくる。終戦間際には、中島飛行機など軍需産業が盛んだった太田市や、前橋市、高崎市、伊勢崎市等が空襲により大きな被害を受けている。

終戦後は、戦後の復興期から高度成長期を通じて、自動車や電気機器等の製造業が発展を遂げる。新幹線や高速道路などの交通網の整備も進み、東京圏と日本海側とをつなぐ高速交通の要衝となった。現在は、東京圏から短時間で到着でき、土地の確保も容易で比較的災害が少ないことから、広大な工業団地を造成して企業誘致が進められている。近世以降盛んであった「ものづくり」産業を基盤とし、高い技術力を持った多くの企業が自動車や電子機器等の製造業を支え、地域経済の主力となっている。

文化面では、終戦直後の昭和20年（1945）11月に日本初の地方オーケストラ「高崎市民オーケストラ」が創設され、児童・生徒を対象とした移動音楽教室など、県内各地で演奏活動を行い、昭和38年（1963）には「群馬交響楽団」と改名し、現在もなお群馬県の文化の象徴として多くの県民に親しまれている。また、昭和22年（1947）12月に作成された「上毛かるた」は、終戦後の無力感があふれるなか、県民の誇りと思いを取り戻すため、群馬県の歴史や自然、産業等をよんだ郷土かるたであり、全国に県民性を特色づけるものとして知られるようになり、現在でも子どもたちの競技大会が盛んに行われている。明治の初めから陸軍の施設としてダイナマイトなどを製造していた岩鼻火薬製造所の跡地は、昭和49年（1974）に開園した県営の都市公園「群馬の森」として、シラカシ植林地が広がる広大な敷地内に芝生広場や散策路などが整備され、県立近代美術館や歴史博物館とともに、県民の憩いの場となっている。

## 2 群馬県内の文化財の概要

4つの地域区分 群馬県は、その地形的な特徴から多種多様な自然環境が存在する。上越県境の急峻な山々から関東平野の端部にあたる平坦地に至るまで、さまざまな景観が県土の中に共存しており、その中ではぐくまれた豊富な文化財が県内各地に残されている。群馬県は伝統的に中毛・西毛・東毛・北毛に地域区分されてきた。地域によって固有の文化財の様相がみとめられることから、4つの地域別に文化財の概要を記す。

### (1) 中毛地域

地域の概要 県中央部の前橋市、伊勢崎市、渋川市、佐波郡玉村町、北群馬郡榛東村・吉岡町の3市2町1村である。地形的には、北部に位置する赤城山・子持山・小野子山・榛名山という

大小の火山と、その山麓の扇状地や高原台地、関東平野北西部の平野部からなり、地域の中央を北から南東に向けて利根川が流れている。

主な文化財 赤城山南麓を中心に、旧石器時代から近世に至る数多くの遺跡が分布しており、大型の前方後円墳を含む多数の古墳や、山王廃寺跡（前橋市 国史跡）、上野国分寺跡（前橋市・高崎市 国史跡）、上野国分尼寺跡（前橋市・高崎市 国史跡）等の古代の寺院、特徴的な八角形倉庫を持つ上野国佐位郡正倉跡（伊勢崎市 国史跡）、中世の大規模な用水路である女堀（前橋市・伊勢崎市 国史跡）等が注目される。また、5世紀末から6世紀前半にかけて発生した榛名山の噴火による被災遺跡が、榛名山麓の渋川市や前橋市を中心に広く分布している。天明3年（1783）の浅間山噴火の際は、広範囲に軽石が降り積もったほか、浅間山北麓から吾妻川、利根川の流域で泥流被害による被災遺跡が分布している。

地域の西側には三国街道が南北に延び、南部を日光例幣使道が東西に横切っている。空ヶ橋関所跡（渋川市 県史跡）や井田家住宅（玉村町 町重文）、五料の関所跡（玉村町 町史跡）等、当時の街道や宿場の様相をうかがえる建物や町並みが残されている。利根川の舟運も盛んで、地域内に多くの河岸が造られた。その中でも、五料の関所跡があった五料宿は水陸交通の要衝地として栄え、この地域では、水難除けを祈る五料の水神祭（玉村町 国記録選択・県重無形民俗）が現在でも行われている。

近世以降は養蚕が盛んな地域であり、養蚕に特化した伝統的な赤城型・榛名型等の養蚕農家が造られる。近代に入ると、田島弥平（1822～1898年）が総2階建てヤグラ付の養蚕農家を考案し、養蚕業の研究・教育機関であった高山社によって、清温育という養蚕技術とともに広く普及した。世界遺産の「田島弥平旧宅」（伊勢崎市 国史跡）や「塩原家住宅」（前橋市 国重要文化財）、「小茂田家住宅」（伊勢崎市 国登録文化財）を始め、農村部を中心に数百棟を越える近代養蚕農家が現存している。

第1表 中毛地域の国・県指定・選択・選定・登録文化財一覧（1）

No.	文化財種類	名称	所在市町村	No.	文化財種類	名称	所在市町村
1	国重文(建)	玉村八幡宮本殿	玉村町	26	国史跡	八幡山古墳	前橋市
2	国重文(建)	岡久沢家住宅	前橋市	27	国史跡	上野国分寺跡	前橋市・(高崎市)
3	国重文(建)	臨江閣	前橋市	28	国史跡	山王廃寺跡	前橋市
4	国重文(建)	笠笠塔婆	渋川市	29	国史跡	瀧沢石器時代遺跡	渋川市
5	国重文(建)	塩原家住宅	前橋市	30	国史跡	女堀	前橋市・伊勢崎市
6	国重文(美)	鉄造 阿弥陀如来坐像	前橋市	31	国史跡	十三宝塚遺跡	伊勢崎市
7	国重文(美)	石造 不動明王立像	渋川市	32	国史跡	黒井峯遺跡	渋川市
8	国重文(美)	上野国山王廃寺 塔心柱根巻石	前橋市	33	国史跡	茅野遺跡	榛東村
9	国重文(美)	塩輪 男子立像	伊勢崎市	34	国史跡	上野国佐位郡正倉跡	伊勢崎市
10	国重文(美)	塩輪 男子立像	伊勢崎市	35	国史跡	田島弥平旧宅	伊勢崎市
11	国重文(美)	塩輪 男子倚像	伊勢崎市	36	国天然	横室の大カヤ	前橋市
12	国重文(美)	塩輪 武装男子立像	伊勢崎市	37	国天然	華蔵寺のキンモクセイ	伊勢崎市
13	国重文(美)	土偶	前橋市	38	国天然	敷島のキンメイチク	渋川市
14	国重文(美)	深鉢形土器、浅鉢形土器(房谷戸遺跡出土品)	渋川市*	39	国天然	岩神の飛石	前橋市
15	国重文(美)	群馬県茅野遺跡出土品	榛東村	40	国選択無形	上三原田の歌舞伎舞台の装置・操作	渋川市
16	国重文(美)	群馬県道訓前遺跡出土品	渋川市	41	国選択無形	下長磯の式三番	前橋市
17	国重文(美)	群馬県金井遺跡群出土品	渋川市・(高崎市)	42	国選択無形	五料の水神祭	玉村町
18	国重文(美)	群馬県行政文書	前橋市	43	県重文(建)	空恵寺山門	渋川市
19	国重有民	上三原田の歌舞伎舞台	渋川市	44	県重文(建)	渋川八幡宮本殿	渋川市
20	国重無形	楯越神明宮の春鞆祭	玉村町	45	県重文(建)	上野総社神社本殿	前橋市
21	国史跡	前二子古墳	前橋市	46	県重文(建)	三夜沢赤城神社本殿内宮殿	前橋市
22	国史跡	中二子古墳	前橋市	47	県重文(建)	三夜沢赤城神社本殿並びに中門	前橋市
23	国史跡	後二子古墳ならびに小古墳	前橋市	48	県重文(建)	水沢寺六角二重塔	渋川市
24	国史跡	総社古墳群	前橋市	49	県重文(建)	赤城神社惣門	前橋市
25	国史跡	二子山古墳(文京町)	前橋市	50	県重文(建)	旧アメリカンボード宣教師館	前橋市

註 前橋市\*:群馬県立文書館蔵 渋川市\*:群馬県埋蔵文化財調査センター蔵

第2表 中毛地域の国・県指定・選択・選定・登録文化財一覧(2)

No.	文化財種類	名称	所在市町村	No.	文化財種類	名称	所在市町村
51	県重文(建)	旧蚕糸試験場事務棟	前橋市	120	県史跡	小室敷石住居跡	渋川市
52	県重文(建)	産泰神社	前橋市	121	県史跡	渋川金井製鉄遺跡	渋川市
53	県重文(建)	相川家茶室〔華養庵〕	伊勢崎市	122	県史跡	八木沢清水縄文時代住居跡	渋川市
54	県重文(建)	旧入澤家住宅	渋川市	123	県史跡	中筋遺跡	渋川市
55	県重文(建)	水沢寺	渋川市	124	県史跡	三原田諏訪上遺跡瓦塔設置仏教遺溝	渋川市
56	県重文(建)	産泰神社	前橋市	125	県史跡	斉藤宜義の墓	玉村町
57	県重文(建)	雙林寺	渋川市	126	県史跡	鳥酔翁塚	渋川市
58	県重文(建)	下楯木赤城神社石造美術群	伊勢崎市	127	県史跡	力田遺愛碑	前橋市
59	県重文(建)	天増寺宝塔	伊勢崎市	128	県史跡	石田玄圭の墓	前橋市
60	県重文(建)	横沢の石塔婆	前橋市	129	県史跡	宝篋印塔	渋川市
61	県重文(建)	宮子の笠塔婆	伊勢崎市	130	県史跡	吉田芝深の墓	渋川市
62	県重文(美)	十一面観世音像	前橋市	131	県史跡	船津伝次平の墓	前橋市
63	県重文(美)	木彫狛犬	渋川市	132	県史跡	堀口藍園の墓	渋川市
64	県重文(美)	長尾昌賢木像	渋川市	133	県史跡	馬場重久の墓	吉岡町
65	県重文(美)	金銅善光寺三尊仏	伊勢崎市	134	県史跡	金井烏洲と一族の墓	伊勢崎市
66	県重文(美)	納管利面	前橋市	135	県史跡	李ヶ橋関所跡	渋川市
67	県重文(美)	木造十一面観音立像	前橋市	136	県史跡	上泉郷蔵	前橋市
68	県重文(美)	洪鐘	渋川市	137	県名勝	滝沢の不動滝	前橋市
69	県重文(美)	梵鐘	前橋市	138	県天然	桜森のヒガンザクラ	渋川市
70	県重文(美)	横室の歌舞伎衣裳	前橋市	139	県天然	時沢の夫婦マツ	前橋市
71	県重文(美)	太刀 銘備前長船実光 応永九年三月日	玉村町	140	県天然	大山抵神社の大フジ	渋川市
72	県重文(美)	脇差 銘山城國住越中守藤原正俊	伊勢崎市	141	県天然	雙林寺の大カヤ	渋川市
73	県重文(美)	刀 銘備前國住長船五郎左衛門尉清光作	前橋市	142	県天然	雙林寺の千本カシ	渋川市
74	県重文(美)	脇差 銘(桜花打込) 英義作	渋川市	143	県天然	藍園墓地の大ケヤキ	渋川市
75	県重文(美)	短刀 銘於東都藤枝英義造	前橋市	144	県天然	早尾神社の大ケヤキ	渋川市
76	県重文(美)	なぎなた 銘於東武英義作之	前橋市	145	県天然	月田のモチノキ	前橋市
77	県重文(美)	総社神社懸仏	前橋市	146	県天然	金蔵寺のシダレザクラ	渋川市
78	県重文(美)	雲版	前橋市	147	県天然	連取のマツ	伊勢崎市
79	県重文(美)	石山観音の大開口	伊勢崎市	148	県天然	下郷の大クワ	渋川市
80	県重文(美)	小栗上野介日記及び家計簿	渋川市	149	県天然	溝呂木の大ケヤキ	渋川市
81	県重文(美)	縁切寺満徳寺文書	伊勢崎市	150	県天然	三夜沢赤城神社のたわらスギ	前橋市
82	県重文(美)	三夜沢赤城神社の古文書	前橋市	151	県天然	祖母島のキンモクセイ	渋川市
83	県重文(美)	総社本上野国神名帳	前橋市	152	県天然	境高校のトウカエデ	伊勢崎市
84	県重文(美)	前橋藩松平大和守家記録	前橋市	153	県天然	金島の湧開石	渋川市
85	県重文(美)	渡邊家文書「三右衛門日記」	玉村町	154	国登録(民)	前橋の養蚕・製糸用具及び関連資料	前橋市
86	県重文(美)	飯塚家文書	前橋市	155	国登録(建)	群馬県庁本庁舎	前橋市
87	県重文(美)	木曾三柱神社蔵石剣	渋川市	156	国登録(建)	群馬会館	前橋市
88	県重文(美)	お富士山古墳所在長持形石棺	伊勢崎市	157	国登録(建)	前橋市水道資料館(旧浄水構場事務所)	前橋市
89	県重文(美)	渋川市道訓前遺跡出土品一括	渋川市	158	国登録(建)	前橋市浄水場配水塔	前橋市
90	県重文(美)	小泉長塚1号古墳出土品一括	玉村町	159	国登録(建)	伊香保観光ホテル	渋川市
91	県重文(美)	小泉大塚越3号古墳出土品一括	玉村町	160	国登録(建)	萩原家住宅	前橋市
92	県重文(美)	上白井西伊熊遺跡出土品一括	渋川市	161	国登録(建)	広瀬川美術館(旧近藤嘉男アトリエ及び絵画教室・ボンヌ)	前橋市
93	県重文(美)	山王廃寺出土塑像群	前橋市	162	国登録(建)	堀口家住宅	渋川市
94	県重文(美)	石倉文書	伊勢崎市	163	国登録(建)	石坂家住宅	渋川市
95	県重文(美)	元禄上野国絵図	前橋市	164	国登録(建)	前橋カトリック教会聖堂	前橋市
96	県重有民	津久田の人形舞台	渋川市	165	国登録(建)	重田家住宅	玉村町
97	県重有民	白井の猪物生産用具及び製品	渋川市	166	国登録(建)	小茂田家住宅	伊勢崎市
98	県重有民	利根川中流域玉村町の漁撈用具一括	玉村町	167	国登録(建)	旧安田銀行担保倉庫	前橋市
99	県重無民	下長磯あやつり式三番(附人形-3個)	前橋市	168	国登録(建)	上毛電気鉄道大胡駅	前橋市
100	県重無民	広馬場十三区的地蔵祭り	榛東村	169	国登録(建)	上毛電気鉄道荒砥川橋梁	前橋市
101	県重無民	月田近戸神社の獅子舞	前橋市	170	国登録(建)	前橋中央児童遊園(るなばあく)	前橋市
102	県重無民	千本木龍頭神舞	伊勢崎市	171	国登録(建)	旧勝山社煉瓦蔵	前橋市
103	県重無民	下南室太々御神楽の養蚕の舞	渋川市	172	国登録(建)	日本基督教団島村教会	伊勢崎市
104	県重無民	五料の水神祭	玉村町	173	国登録(建)	上毛電気鉄道粕川橋梁	前橋市
105	県重無民	春日神社太々神楽の蚕の舞	前橋市	174	国登録(建)	玉村八幡宮末社国魂神社(旧玉村尋常高等小学校奉安殿)	玉村町
106	県史跡	鏡手塚古墳	前橋市	175	国登録(建)	日本間酒造	前橋市
107	県史跡	壇塚古墳	前橋市	176	国登録(建)	旧大竹酒造煉瓦蔵	前橋市
108	県史跡	虚空蔵塚古墳	渋川市	177	国登録(建)	横手館本館	渋川市
109	県史跡	高塚古墳	榛東村	178	国登録(建)	金井義明家住宅	伊勢崎市
110	県史跡	前橋天神山古墳	前橋市	179	国登録(建)	田島善一家住宅	伊勢崎市
111	県史跡	堀越古墳	前橋市	180	国登録(建)	田島達行家住宅	伊勢崎市
112	県史跡	中ノ峯古墳	渋川市	181	国登録(建)	町田清家住宅	伊勢崎市
113	県史跡	三津屋古墳	吉岡町	182	国登録(建)	田島新一家住宅	伊勢崎市
114	県史跡	荒砥富士山古墳	前橋市	183	国登録(建)	旧相川家住宅	伊勢崎市
115	県史跡	南下古墳群	吉岡町	184	国登録(建)	下村家住宅	前橋市
116	県史跡	藤城跡	前橋市	185	国登録(建)	江原本家	前橋市
117	県史跡	大胡城跡	前橋市	186	国登録(建)	江原本家上毛倉庫	前橋市
118	県史跡	長井坂城跡	渋川市・昭和村	187	県登録(歴)	上毛かるた関係資料	前橋市*(高崎市)
119	県史跡	櫃石	前橋市	188	県登録(歴)	古墳調査台帳(『上毛古墳総覧』作成基礎資料)	前橋市*

註 前橋市\*:群馬県立文書館蔵 渋川市\*:群馬県埋蔵文化財調査センター蔵

また、県庁が置かれた前橋市には、群馬県庁昭和庁舎や群馬会館（いずれも国登録）、臨江閣（国重要文化財）等政治に関わる施設や、近代化を支えた鉄道や水道の施設、金融や商業に関わる建物が残されている。現役の施設として稼働しているものも多いが、飲食店等、本来とは異なる形で利用されているものもある。

民俗文化財は、郊外の神社に神楽や獅子舞が継承されている他、歌舞伎や人形芝居も残っている。特に、上三原田の歌舞伎舞台（渋川市 国重要有形民俗文化財）は、地域の全戸が保存会に属し、地域総がかりで継承に取り組んでいることで注目される。

## （2）西毛地域

**地域の概要** 県南西部の高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡上野村・神流町、甘楽郡下仁田町・南牧村・甘楽町の4市3町2村からなる。西は長野県、南は埼玉県と接している。西半部には、妙義山（富岡市・安中市・下仁田町 国名勝）等の県境から連なる山地と、烏川や碓氷川、鐺川、神流川等の河川を境に東西方向に延びる丘陵が展開し、東半部は関東平野へつながる沖積地が広がっている。

**主な文化財** 東半の平野部は、県内でも大型の前方後円墳が集中している地域で、古墳時代には有力な豪族が支配する地域であった。保渡田古墳群（高崎市 国史跡）や白石古墳群（藤岡市 国史跡・県史跡を含む）等のほか、豪族の居館である三ツ寺Ⅰ遺跡（高崎市）や北谷遺跡（高崎市 国史跡）も発見されている。榛名山南東麓では、豪族の経済力を支えた広大な水田跡が見つかっているが、ここでも榛名山噴火による被害の実情が確認されている。

また西毛地域には、古くから日本海側や畿内と関東をつなぐヒトやモノの移動ルートが存在していた。旧石器時代や縄文時代には、主要な石器石材であった長野県産黒曜石の搬入路となっており、河川沿いの段丘上に多くの遺跡が残されている。古代には東山道駅路が置かれ、都へ租税を運ぶ人々や北九州へ派遣される防人、蝦夷の地へ向かう兵士、さらに都に進上される馬等が行きかっていた。近世には中山道（安中市 碓氷関所跡と、碓氷峠越を登り峠に位置する熊野神社までの約8kmは国史跡）や下仁田道、十国街道等が整備され、大名の参勤交代や年貢米の輸送などに利用された。中山道の横川・五料（いずれも安中市）・上豊岡（高崎市）には県指定史跡の茶屋本陣が残り、山間地の街道沿いには、当時の宿場や古い町並みの残る集落が点在している。

近世以降は養蚕が盛んとなり、明治5年（1872）には官営の富岡製糸場（富岡市 国宝、国重文・国史跡）が建設された。日本の近代化を支え絹産業の技術革新に貢献した富岡製糸場は、養蚕法の研究と指導を行っていた高山社跡（藤岡市 国史跡）、蚕種の貯蔵施設である荒船風穴（下仁田町 国史跡）と田島弥平旧宅（伊勢崎市 国史跡）と合わせて世界遺産に登録されている。他にも、蚕糸業に関わる工場や事務所である旧新町紡績所（高崎市 国重文・国史跡）や旧碓氷社本社事務所（安中市 県重文）、倉庫、養蚕農家に加え、生糸の輸送を担った旧碓氷峠鉄道施設（安中市 国重文）等の多彩な文化財が残されている。

この他、箕輪城跡（高崎市 国史跡）や国峯城址（甘楽町 町史跡）、松井田城（安中市 市史跡）をはじめとする中世の山城や、近世の大名庭園である楽山園（甘楽町 国名勝）、近世の優れた装飾建築で知られる貫前神社や妙義神社（いずれも富岡市 国重文）、榛名神社（高崎市 国重文）等の社殿等が主要な文化財としてあげられる。

第3表 西毛地域の国・県指定・選択・選定・登録文化財一覧(1)

No.	文化財種類	名称	所在市町村	No.	文化財種類	名称	所在市町村
1	国重文(建)	貫前神社	富岡市	68	県重文(建)	妙義神社石垣	富岡市
2	国重文(建)	旧茂木家住宅	富岡市	69	県重文(建)	旧下田邸書院及び庭園	高崎市
3	国重文(建)	旧黒澤家住宅	上野村	70	県重文(建)	高崎城乾櫓	高崎市
4	国重文(建)	妙義神社	富岡市	71	県重文(建)	旧碓氷社本社事務所	安中市
5	国重文(建)	旧碓氷峠鉄道施設	安中市	72	県重文(建)	榛名神社神宝殿	高崎市
6	国重文(建)	榛名神社	高崎市	73	県重文(建)	八幡八幡宮	高崎市
7	国重文(建)	旧富岡製糸場	富岡市	74	県重文(建)	板碑	富岡市
8	国重文(建)	旧新町紡績所	高崎市	75	県重文(建)	石塔婆	安中市
9	国重文(美)	紙本着色地藏菩薩蓋験記	富岡市**	76	県重文(建)	仁治の碑	富岡市
10	国重文(美)	絹本墨画 出山釈迦図	高崎市*	77	県重文(建)	松岸寺の五輪塔	安中市
11	国重文(美)	絹本着色 羅漢像 金大受筆	高崎市*	78	県重文(建)	笠塔婆及び板碑	甘楽町
12	国重文(美)	紙本墨画山水図「赤繩」印	高崎市*	79	県重文(建)	笠塔婆	甘楽町
13	国重文(美)	紙本着色 泰西王侯図	高崎市*	80	県重文(建)	阿弥陀三尊画像板碑	神流町
14	国重文(美)	白銅月宮鑑	富岡市	81	県重文(美)	絹本着色 往柄天神像	高崎市*
15	国重文(美)	銅鏡(梅峯文様・竹虎文様)	富岡市	82	県重文(美)	絹本墨画淡彩 呂洞賓図	高崎市*
16	国重文(美)	大刀 銘了戒(附 鍛造沃懸地大刀拵)	高崎市*	83	県重文(美)	絹本着色 山王曼荼羅図	高崎市*
17	国重文(美)	紙本墨書長巻寺文書(115通)	高崎市*	84	県重文(美)	絹本着色 慈覺大師像	高崎市*
18	国重文(美)	上野国保深田薬師塚古墳出土品	高崎市	85	県重文(美)	絹本着色 無準師範像	高崎市*
19	国重文(美)	埴輪 鶏	高崎市*	86	県重文(美)	絹本着色 牧鶴了一像	高崎市*
20	国重文(美)	上野国八幡観音塚古墳出土品	高崎市	87	県重文(美)	絹本墨画 葡萄園(伝日親筆)	高崎市*
21	国重文(美)	緑釉水注、緑釉碗、緑釉皿、銅鏡 ※山王麁寺(前橋市)出土品	高崎市*	88	県重文(美)	絹本墨画 枯木図	高崎市*
22	国重文(美)	岩版 ※伊勢崎市北米岡出土	高崎市*	89	県重文(美)	絹本墨画 蘭園(雪窓筆)	高崎市*
23	国重文(美)	上野千綱谷戸遺跡出土品	高崎市*	90	県重文(美)	絹本墨画 月湖観音像	高崎市*
24	国重文(美)	平井1号古墳出土品	藤岡市	91	県重文(美)	絹本着色 十六羅漢図	高崎市*
25	国重文(美)	群馬県金井遺跡群出土品	高崎市*(渋川市)	92	県重文(美)	絹本墨画 三十三観音像	高崎市*
26	国重無形	木工芸 須田製司	甘楽町	93	県重文(美)	絹本着色 白崖坐生禅師像	高崎市*
27	国重有民	上州の小正月ツクリモノ	高崎市*	94	県重文(美)	絹本着色 連勝図	高崎市*
28	国重無民	安中中宿の燈籠人形	安中市	95	県重文(美)	紙本金地著色 秋草花卉図 酒井抱一筆 孔雀牡丹図 谷文晁筆	高崎市*
29	国史跡	浅間山古墳	高崎市	96	県重文(美)	紙本墨画 岩松尚純像	高崎市*
30	国史跡	大鶴巻古墳	高崎市	97	県重文(美)	絹本着色 二十五菩薩来迎図	高崎市*
31	国史跡	七興山古墳	藤岡市	98	県重文(美)	絹本着色 聖徳太子孝養像	高崎市*
32	国史跡	観音塚古墳	高崎市	99	県重文(美)	絹本着色 聖徳太子孝養像	高崎市*
33	国史跡	観音山古墳	高崎市	100	県重文(美)	絹本着色 親鸞聖人旅姿像	高崎市*
34	国史跡	保深田古墳群	高崎市	101	県重文(美)	絹本着色 親鸞聖人像	高崎市*
35	国史跡	白石稻荷山古墳	藤岡市	102	県重文(美)	絹本着色 親鸞・成然両上人像	高崎市*
36	国史跡	築瀬二子塚古墳	安中市	103	県重文(美)	絹本着色 成然上人像	高崎市*
37	国史跡	箕輪城跡	高崎市	104	県重文(美)	絹本着色 成然上人像	高崎市*
38	国史跡	上野国分寺跡	高崎市*(前橋市)	105	県重文(美)	絹本着色 成然上人像	高崎市*
39	国史跡	本郷埴輪窯跡	藤岡市	106	県重文(美)	絹本着色 真宗七高祖像	高崎市*
40	国史跡	謙原石器時代住居跡	藤岡市	107	県重文(美)	絹本着色 親鸞聖人縁起絵伝	高崎市*
41	国史跡	日高遺跡	高崎市	108	県重文(美)	中啓 伝狩野山楽筆扇面画	高崎市*
42	国史跡	中高瀬観音山遺跡	富岡市	109	県重文(美)	絹本着色 九文人合作書画	高崎市*
43	国史跡	北谷遺跡	高崎市	110	県重文(美)	絹本着色 秋月書屋図	高崎市*
44	国史跡	上野国多胡郡正倉跡	高崎市	111	県重文(美)	紙本墨画淡彩 秋山清爽図	高崎市*
45	国特史跡	多胡碑	高崎市	112	県重文(美)	絹本着色 七師七友図	南牧村
46	国特史跡	山上碑及び古墳	高崎市	113	県重文(美)	松平大和守家歴代藩主画像	高崎市*
47	国特史跡	金井沢碑	高崎市	114	県重文(美)	柳橋水車図屏風 六曲一隻	高崎市*
48	国史跡	旧富岡製糸場	富岡市	115	県重文(美)	栄朝禪師の木像	安中市
49	国史跡	高山社跡	藤岡市	116	県重文(美)	木彫不動明王像	安中市
50	国史跡	荒船・東谷風穴蚕種貯蔵所跡	下仁田町・中之条町	117	県重文(美)	木造伝徳川義季像	高崎市*
51	国史跡	旧新町紡績所	高崎市	118	県重文(美)	木造法照禪師月船琛海像	高崎市*
52	国史跡	上野国分尼寺跡	高崎市	119	県重文(美)	木造地藏菩薩立像	安中市
53	国史跡	中山道	安中市	120	県重文(美)	満行寺木彫神像等	安中市
54	国名勝	妙義山	富岡市・安中市・下仁田町	121	県重文(美)	木造十一面観音立像(本尊)	高崎市
55	国名勝	泰山園	甘楽町	122	県重文(美)	木造十一面観音立像(前立)	高崎市
56	国名・天	三波川(サクラ)	藤岡市	123	県重文(美)	木造不動明王坐像	富岡市
57	国名・天	三波石峽	藤岡市	124	県重文(美)	鉄造薬師如来立像	藤岡市
58	国天然	榛名神社の矢立スギ	高崎市	125	県重文(美)	木造不動明王立像	高崎市*
59	国天然	安中市のスギ並木	安中市	126	県重文(美)	木造阿弥陀如来立像	高崎市
60	国天然	上野村亀甲石産地	上野村	127	県重文(美)	梵鐘	富岡市
61	国天然	生犬穴	上野村	128	県重文(美)	古鐘	安中市
62	国選択無民	上野橋原のシオジ林	上野村				
63	国選択無民	貫前神社の鹿古習俗	富岡市	129	県重文(美)	刀 表銘 濃州関住兼定作(金銘)立袈裟籠釣瓶 裏銘(金銘)武州江戸於神田甲賀町 出井仁左衛門切之裕正花押	高崎市*
64	国選択無民	乙父のおひながゆ	上野村				
65	国選択無民	大日向の火とぼし	南牧村				
66	県重文(建)	松井田八幡宮本殿	安中市	130	県重文(美)	刀 表銘 津田近江守助直 裏銘 元禄三年二月日	高崎市*
67	県重文(建)	不動寺の仁王門	安中市	131	県重文(美)	長光寺懸佛	高崎市*

註 高崎\*:群馬県立歴史博物館蔵 高崎\*\*:高崎市かみつけの里博物館蔵 富岡\*:群馬県立自然史博物館蔵 富岡\*\*:東京国立博物館蔵

第4表 西毛地域の国・県指定・選択・選定・登録文化財一覧(2)

No.	文化財種類	名称	所在市町村	No.	文化財種類	名称	所在市町村
132	県重文(美)	梵鐘	富岡市	195	県史跡	高橋道齊の墓	下仁田町
133	県重文(美)	刀 銘備前國住長船与三左衛門尉祐定作	高崎市	196	県史跡	一里塚	高崎市
134	県重文(美)	高崎藩右京将大小並びに武具	高崎市*	197	県史跡	洗心亭	高崎市
135	県重文(美)	岡名寺の笈	安中市	198	県史跡	馬庭念流道場及び関係文書	高崎市
136	県重文(美)	短刀 銘綱家作	安中市	199	県史跡	五料の茶屋本陣・お西	安中市
137	県重文(美)	太刀 銘長光	高崎市*	200	県史跡	横川の茶屋本陣	安中市
138	県重文(美)	鉄燈籠	高崎市	201	県史跡	上豊岡の茶屋本陣	高崎市
139	県重文(美)	太刀 銘上州住景重作	高崎市	202	県史跡	五料の茶屋本陣・お東	安中市
140	県重文(美)	槍 表銘「兼定天文廿一年二月吉日」 裏銘「上州新田住人金谷帯刀所持之」	高崎市*	203	県天・名	蟬の深谷	南牧村
141	県重文(美)	刀 表銘「秋元家臣川部儀八郎藤原正秀」 裏銘「天明五年八月日折下氏想使鍔之男氏純帯之」	高崎市*	204	県天・名	線ヶ滝	南牧村
142	県重文(美)	刀 表銘「莊司筑前大塚大直眞胤」 裏銘「文政九年五月日於江戸岡谷繁製作ヲ見テ求之」	高崎市*	205	県天然	細野のヒガンザクラ	安中市
143	県重文(美)	脇差 表銘「山城大塚藤原國包」 裏銘「寛永十年十月日」	高崎市*	206	県天然	仁安寺のカヤ	高崎市
144	県重文(美)	八幡八幡宮の算額	高崎市	207	県天然	黒瀧山の大スギ	南牧村
145	県重文(美)	紙本墨書 永祿日記	高崎市*	208	県天然	ハクモクレン	高崎市
146	県重文(美)	墨書 大般若経	上野村	209	県天然	秋畑の大ツバキ	甘楽町
147	県重文(美)	関流算額 文化八年銘	高崎市	210	県天然	里見の大ナシ	高崎市
148	県重文(美)	諸大家連歌帖 高崎藩主大河内家伝来	高崎市	211	県天然	萩原の大萱マツ	高崎市
149	県重文(美)	新田家関係文書(正木家文書ほか)	高崎市*	212	県天然	中木のサザンカ	安中市
150	県重文(美)	榛名神社文書	高崎市	213	県天然	中正寺のシダレザクラ	上野村
151	県重文(美)	小林家文書	高崎市*	214	県天然	妙義アメリカショウナンボク	富岡市
152	県重文(美)	櫻井家旧蔵「高崎城絵図並びに文書」	高崎市	215	県天然	中正寺のシダレザクラ	上野村
153	県重文(美)	剣崎天神山古墳出土土製模造品	高崎市*	216	県天然	妙義アメリカショウナンボク	富岡市
154	県重文(美)	小鳥が島出土鏡(附 宝塔及び経筒の残欠)	高崎市*	217	県天然	水宮神社の大ケヤキ	藤岡市
155	県重文(美)	保渡田VII遺跡出土遺物	高崎市	218	県天然	西仏寺のツバキ	安中市
156	県重文(美)	沖II遺跡出土遺物	藤岡市	219	県天然	白井園所のイチイ	上野村
157	県重文(美)	剣崎長瀬西遺跡出土品	高崎市	220	県天然	神行阿弥陀堂の大サワラ	上野村
158	県重文(美)	西大山遺跡出土馬具	甘楽町	221	県天然	菅原神社の大ヒノキ	富岡市
159	県重文(美)	山王庚寺出土塑像頭部	高崎市**	222	県天然	妙義神社のウラジロガシ	富岡市
160	県重文(美)	中曾根家和算資料	高崎市	223	県天然	常行院のラカンマキ	高崎市
161	県重文(美)	島霞谷・隆夫妻関係資料	高崎市*・東京都文京区	224	県天然	貫前神社のスタジイ	富岡市
162	県重文(美)	小野直文書	安中市	225	県天然	笹崎山のヒカリゴケ及びウサギコモリ生息洞窟	高崎市
163	県重文(美)	後閑家文書	安中市	226	県天然	不二洞	上野村
164	県重有民	けずりばなコレクション	高崎市*	227	県天然	瀧林の遺痕	神流町
165	県重有民	群馬の養蚕・製糸用具	高崎市*	228	県天然	野栗の材化石	上野村
166	県重無民	貫前神社の鹿古習俗	富岡市	229	県天然	兜岩層産出のカエル化石	富岡市*
167	県重無民	乙父のおひなが砂	上野村	230	県天然	オオツノシカの化石骨	富岡市
168	県重無民	大日向の火とぼし	南牧村	231	県天然	高崎市吉井町産出のジョウモクジラ化石	富岡市*
169	県重無民	那須の獅子舞	甘楽町	232	国登録(民)	南牧村の山村生産用具	南牧村
170	県重無民	榛名神社神代神楽	高崎市	233	国登録(建)	吉田家住宅和泉庄御殿	高崎市
171	県重無民	神流川のお川瀬下げ神事	上野村・神流町	234	国登録(建)	高崎白衣大観音像	高崎市
172	県重無民	天引の麦祭り	甘楽町	235	国登録(建)	小見家住宅(水村園)	高崎市
173	県史跡	しどめ塚(人見塚)	高崎市	236	国登録(建)	川端家住宅	藤岡市
174	県史跡	伊勢塚古墳	藤岡市	237	国登録(建)	水琴亭	高崎市
175	県史跡	安楽寺古墳	高崎市	238	国登録(建)	神戸家住宅座敷蔵(双深堂)	甘楽町
176	県史跡	笹森古墳	甘楽町	239	国登録(建)	日本基督教団安中教会	安中市
177	県史跡	皇子塚古墳	藤岡市	240	国登録(建)	一富家住宅(般若坊)	高崎市
178	県史跡	平井地区1号古墳	藤岡市	241	国登録(建)	門倉家住宅(善徳坊)主屋	高崎市
179	県史跡	後閑3号墳	安中市	242	国登録(建)	鎌木家住宅(本坊)門	高崎市
180	県史跡	下増田上田中1号墳	安中市	243	国登録(建)	三沢川砂防堰堤	高崎市
181	県史跡	北新波岩跡	高崎市	244	国登録(建)	烏川上流砂防堰堤	高崎市
182	県史跡	旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷	甘楽町	245	国登録(建)	榛名川上流砂防堰堤	高崎市
183	県史跡	平井城・金山城跡	藤岡市	246	国登録(建)	神戸家住宅座敷蔵(双深堂)	下仁田町
184	県史跡	謙原石器時代聚落跡	藤岡市	247	国登録(建)	里見家住宅	下仁田町
185	県史跡	造石法華経供養遺跡	甘楽町	248	国登録(建)	日本聖公会高崎聖オーガスタン教会 聖堂	高崎市
186	県史跡	倉洲村長井石器時代住居跡	高崎市	249	国登録(建)	富岡市社会教育館	富岡市
187	県史跡	若田原遺跡群	高崎市	250	国登録(建)	旧万場町役場土蔵(ギャラリー万)	神流町
188	県史跡	入野遺跡	高崎市	251	国登録(建)	割烹旅館ときわ荘	富岡市
189	県史跡	中大塚縄文時代敷石遺構	藤岡市	252	国登録(建)	荻野家住宅	下仁田町
190	県史跡	千駄木遺跡	安中市	253	国登録(建)	富岡市講堂(旧富岡尋常高等小学校講堂)	富岡市
191	県史跡	牛田庚寺跡	藤岡市	254	国登録(建)	旧一ノ宮町役場庁舎	富岡市
192	県史跡	小野良佐重の墓	安中市	255	国登録(建)	新島学園短期大学研究棟(旧高崎市立女子高等学校 円形校舎)	高崎市
193	県史跡	江原源左衛門重久の墓(附 江原家文書)	高崎市	256	国登録(建)	群馬県立富岡高等学校(旧七日市藩陣屋)	富岡市
194	県史跡	小栗上野介忠順の墓	高崎市	257	国登録(建)	旧群南村役場庁舎(高崎市歴史民俗資料館)	高崎市
				258	県登録(建)	吉井郷土資料館	高崎市
				259	県登録(歴)	古墳調査台帳(『上毛古墳総覧』作成基礎資料)	高崎市*

註 高崎\*:群馬県立歴史博物館 高崎\*\*:高崎なかみつけの里博物館蔵 富岡\*:群馬県立自然史博物館蔵 富岡\*\*:東京国立博物館蔵

民俗文化財は、東部の町村部を中心に乙父のおひながゆ（上野村 国記録選択・県重無形民俗）や大日向の火とぼし（南牧村 国記録選択・県重無形民俗）等、国・県指定の重要無形民俗文化財が残されている一方、廃絶や中断している神楽や獅子舞等の民俗芸能も多い。

### (3) 東毛地域

**地域の概要** 桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町の4市5町からなる。北部は足尾山地の南端部と赤城山東南麓から続く丘陵地帯で、南部の太田市、館林市、邑楽郡は平野となっている。南西部には渡良瀬川が形成した大間々扇状地が広がる。東側は栃木県、南側は埼玉県と接している。

**主な文化財** 旧石器時代から縄文時代の遺跡としては、岩宿遺跡（みどり市 国史跡）や西鹿田中島遺跡（みどり市 国史跡）が著名である。

古墳時代には、数多くの大型前方後円墳が累々と造られ、中でも天神山古墳（太田市 国史跡）は長持形石棺を持ち、ヤマト王権と強くつながる首長の存在が考えられている。古代には東山道駅路が太田市域を東西に走り、駅路（下新田ルート）に隣接して新田郡の役所跡である上野国新田郡家跡（太田市 国史跡）が発見された。

中世に入ると、新田氏が再開発した新田荘が新田郡全域と勢多郡、佐位郡の一部に展開し、新田氏に関連する城館や寺社が多く残されている。鎌倉攻めの際に新田義貞が挙兵した生品神社境内（太田市）も、新田荘遺跡の一部として国指定史跡となっている。また、太田市北部の金山丘陵上に築造された金山城跡（太田市 国史跡）をはじめ、山上城跡（桐生市 県史跡）や小泉城跡（大泉町 町指定）等、戦国の争乱の舞台となった多くの城跡が残されている。

近世には、足尾銅山の銅を江戸に輸送するために整備された足尾銅山街道や、桐生と江戸を結ぶ織物の輸送路である古戸・桐生道の他、日光例幣使道、古河街道、館林道等の街道が発達した。絹織物業が盛んであった桐生市域では、先進地である京都西陣の技術を導入するなど技術の向上

第5表 東毛地域の国・県指定・選択・選定・登録文化財一覧(1)

No.	文化財種類	名称	所在市町村	No.	文化財種類	名称	所在市町村
1	国重文(建)	雷電神社	板倉町	25	国重伝建	桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区	桐生市
2	国重文(建)	東照宮	太田市	26	国重文景	利根川・渡良瀬川合流域の水場景観	板倉町
3	国重文(建)	旧群馬県衛生所	桐生市	27	国選択無形	紋章上絵	桐生市
4	国重文(建)	彦部家住宅	桐生市	28	県重文(建)	長楽寺の勅使門	太田市
5	国重文(建)	旧中島家住宅	太田市	29	県重文(建)	旧上毛モスリン事務所	館林市
6	国重文(建)	曹源寺栄螺堂	太田市	30	県重文(建)	長楽寺三仏堂及び太鼓門	太田市
7	国重文(建)	塔婆(石造三重塔)	桐生市	31	県重文(建)	雷電神社社殿	板倉町
8	国重文(建)	長楽寺宝塔	太田市	32	県重文(建)	粟生神社本殿	桐生市
9	国重文(建)	天満宮社殿	桐生市	33	県重文(建)	冠稲荷神社	太田市
10	国重文(美)	銅造阿弥陀如来及両脇侍立像	桐生市	34	県重文(建)	関の磨崖仏	桐生市
11	国重文(美)	銅五種鈴	千代田町	35	県重文(建)	不動まんだら板碑	館林市
12	国重文(美)	群馬県下宿遺跡出土品	太田市	36	県重文(建)	青石地藏板碑	館林市
13	国史跡	女体山古墳	太田市	37	県重文(建)	地藏菩薩画像板碑	千代田町
14	国史跡	天神山古墳	太田市	38	県重文(美)	絹本着色 律台栄宗像	太田市
15	国史跡	金山城跡	太田市	39	県重文(美)	板面着色 三十六歌仙図	太田市
16	国史跡	武井庵寺塔跡	桐生市	40	県重文(美)	聖観音像	太田市
17	国史跡	岩宿遺跡	みどり市	41	県重文(美)	木彫阿弥陀如来像	桐生市
18	国史跡	新田荘遺跡	太田市	42	県重文(美)	木彫阿弥陀如来像	桐生市
19	国史跡	西鹿田中島遺跡	みどり市	43	県重文(美)	木彫千手観音像	板倉町
20	国史跡	上野国新田郡家跡	太田市	44	県重文(美)	木造伝徳川義季夫人像	太田市
21	国史跡	高山彦九郎宅跡	太田市	45	県重文(美)	木造性信上人坐像	板倉町
22	国史跡	生品神社境内(新田義貞挙兵伝説地)	太田市	46	県重文(美)	虚空蔵菩薩像	桐生市
23	国名勝	躑躅ヶ岡(ツツジ)	館林市	47	県重文(美)	木造阿弥陀三尊像	千代田町
24	国天然	永明寺のキンモクセイ	邑楽町	48	県重文(美)	長楽寺三仏堂三尊仏	太田市

第6表 東毛地域の国・県指定・選択・選定・登録文化財一覧(2)

No.	文化財種類	名称	所在市町村	No.	文化財種類	名称	所在市町村
49	県重文(美)	木造虚空蔵菩薩坐像	みどり市	111	国登録(建)	森合資会社事務所	桐生市*
50	県重文(美)	寶林寺黄檗宗彫像群	千代田町	112	国登録(建)	MAEHARA 20th	桐生市
51	県重文(美)	木造阿彌陀如来坐像	館林市	113	国登録(建)	寺内家住宅	桐生市
52	県重文(美)	館林城鐘	館林市	114	国登録(建)	旧松岡商店	桐生市
53	県重文(美)	刀 銘一平子忠綱同作	桐生市	115	国登録(建)	無鄰館(旧北川織物工場)	桐生市*
54	県重文(美)	刺繍涅槃図	桐生市	116	国登録(建)	中村弥市商店	桐生市*
55	県重文(美)	刀 銘(巴紋刻印) 於東武藤枝太郎英義作之	桐生市	117	国登録(建)	旧世良田村役場	太田市
56	県重文(美)	常盤寺の梵鐘	桐生市	118	国登録(建)	小川家住宅	太田市
57	県重文(美)	紺紙金泥 虚空蔵菩薩經	桐生市	119	国登録(建)	上毛電気鉄道西桐生駅	桐生市
58	県重文(美)	最上流算額 文化十一年銘	太田市	120	国登録(建)	旧尾関家住宅	桐生市
59	県重文(美)	封内経界図誌	館林市	121	国登録(建)	旧堀祐織物工場(美容院アッシュキリュウ)	桐生市
60	県重文(美)	三角縁神獸鏡	板倉町	122	国登録(建)	旧曾我織物工場(佐啓産業本町工場)	桐生市*
61	県重文(美)	世良田諏訪下古墳群出土埴輪等	太田市	123	国登録(建)	金番ビル	桐生市
62	県重文(美)	普光庵月船深海墓所出土品	太田市	124	国登録(建)	後藤織物	桐生市
63	県重文(美)	下田遺跡 2号河道路出土縄文時代遺物	太田市	125	国登録(建)	森秀織物工場	桐生市
64	県重文(美)	境ヶ谷古遺跡 2号住居跡出土遺物一括	太田市	126	国登録(建)	森島家住宅	桐生市
65	県重文(美)	前六供遺跡 3号井戸出土遺物一括	太田市	127	国登録(建)	曾我家住宅	桐生市*
66	県重文(美)	古海松塚 1号古墳出土品一括	大泉町	128	国登録(建)	須藤家住宅	桐生市
67	県重無民	龍舞賀茂神社の萬燈祭	太田市	129	国登録(建)	平田家住宅	桐生市*
68	県史跡	二ツ山古墳 1号墳・2号墳	太田市	130	国登録(建)	島田商店店舗	桐生市
69	県史跡	敷塚湯之入 北山古墳・西山古墳	太田市	131	国登録(建)	藤生家住宅	桐生市
70	県史跡	鶴山古墳	太田市	132	国登録(建)	荻原家住宅	桐生市
71	県史跡	塚廻古墳群第4号古墳	太田市	133	国登録(建)	上毛電気鉄道渡良瀬川橋梁	桐生市
72	県史跡	朝子塚古墳	太田市	134	国登録(建)	旧今泉家住宅	みどり市
73	県史跡	中塚古墳	桐生市	135	国登録(建)	高草木家住宅	みどり市
74	県史跡	古海原前1号古墳	大泉町	136	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道元神梅駅本屋及びプラットホーム	みどり市
75	県史跡	山上城跡	桐生市	137	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道笠松トンネル	みどり市
76	県史跡	彦部氏屋敷	桐生市	138	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道吉ノ沢架橋	みどり市
77	県史跡	縁切寺満徳寺遺跡	太田市	139	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道名越トンネル	みどり市
78	県史跡	阿左美縄文式文化住居跡	みどり市	140	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道沢入駅上下線プラットホーム及び待合所	みどり市
79	県史跡	中溝・深町遺跡	太田市				
80	県史跡	毛呂権蔵の墓	太田市	141	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道神戸駅	みどり市
81	県史跡	岡登景能の墓	みどり市	142	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道第二神土トンネル	みどり市
82	県史跡	大谷休泊の墓	館林市	143	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道第一神土トンネル	みどり市
83	県史跡	榊原康政の墓	館林市	144	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道小中川橋梁	みどり市
84	県史跡	桐原郷蔵及び郷蔵文書	みどり市	145	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道唐沢橋梁	みどり市
85	県史跡	塔ノ沢の石造釈迦涅槃像	みどり市	146	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道小黒川橋梁	みどり市
86	県天然	伝桐生大炊介手植榎ナギ	桐生市	147	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道水沼沢橋梁	桐生市
87	県天然	冠稲荷のボケ	太田市	148	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道不動沢橋梁	桐生市
88	県天然	相生のマツ	桐生市	149	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道江戸川橋梁	桐生市
89	県天然	野の大クスノキ	桐生市	150	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道城下トンネル	桐生市
90	県天然	神光寺の大カヤ	邑楽町	151	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道城下橋梁	桐生市
91	県天然	茂林寺のラカンマキ	館林市	152	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道深沢橋梁	桐生市・みどり市
92	県天然	高島小学校のトウグミ	邑楽町	153	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道第三神梅トンネル	みどり市
93	県天然	黒保根栗生神社の大スギ	桐生市	154	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道第二神梅トンネル	みどり市
94	県天然	崇禪寺のイトヒバ	桐生市	155	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道第一神梅トンネル	みどり市
95	県天然	桐生城跡日枝神社のクスノキ群	桐生市	156	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道手振山架橋	みどり市
96	県天然	新里のサクラソウ群落	桐生市	157	国登録(建)	わたらせ渓谷鐵道大間々駅	みどり市
97	県天然	賀茂神社のモミ群	桐生市	158	国登録(建)	岡直三郎商店大間々工場	みどり市
98	県天然	茂林寺沼及び低地湿原	館林市	159	国登録(建)	金子家住宅	桐生市
99	国登録(建)	桐生織物会館旧館	桐生市	160	国登録(建)	小林家住宅(旧小武織物有限会社)	桐生市
100	国登録(建)	水道資料館(元宿浄水場旧事務所)	桐生市	161	国登録(建)	旧金谷家住宅	桐生市
101	国登録(建)	水道山記念館(旧配水事務所)	桐生市	162	国登録(建)	旧堀家住宅	桐生市
102	国登録(建)	桐生市水道局	桐生市	163	国登録(建)	旧館林二業見番組合事務所	館林市
103	国登録(建)	桐生市立西公民館	桐生市	164	国登録(建)	今井酒造店	太田市
104	国登録(建)	分福酒造店舗	館林市	165	国登録(建)	野口家住宅主屋	みどり市
105	国登録(建)	群馬大学工学部(旧桐生高等染織学校)	桐生市				
106	国登録(建)	旧株式会社金芳織物工場	桐生市	166	国登録(建)	旧赤城山綱索鉄道赤城山頂駅舎及びプラットホーム	桐生市
107	国登録(建)	光恩寺	千代田町	167	国登録(建)	日本基督教団桐生教会教会堂	桐生市
108	国登録(建)	旧東村花輪小学校	みどり市	168	国登録(美)	相澤忠洋蒐集考古資料	みどり市
109	国登録(建)	正田醤油正田記念館他	館林市	169	県登録(歴)	相澤忠洋関係資料	みどり市
110	国登録(建)	片山家住宅	太田市				

註 桐生市\*は25：桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区内に所在

に努め、「西の西陣、東の桐生」と称されるまでになった。また、曹源寺栄螺堂（太田市 国重文）は現在国内に現存する栄螺堂建築6棟の内の1棟で規模は最大、建造年代は寛政10年（1798）で2番目の古さを誇る。

近代に入ると、足尾の銅や桐生の織物を輸送するために鉄道の敷設が進み、当時の国鉄や東武鉄道、上毛電気鉄道等の鉄道網が整備される。これらの中には、駅舎やトンネル等の鉄道施設が国の登録有形文化財となっているものもある。絹織物産業も引き続き繁栄しており、多くの工場や事務所、養蚕農家等が残されている。その中でも、現在の桐生市本町1・2丁目地区は、江戸時代初頭に計画的に街並みが形成され、近世から近代に至る多くの絹織物産業に関する歴史的建造物が残り、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。また、旧中島家住宅（太田市 国重文）は昭和6年（1931）に地方に建てられた御殿で、近代和風建築として価値が高い。

利根川と渡良瀬川に挟まれた館林市と邑楽郡域は、低い台地と沖積地が広がる平坦な地形で、日本遺産に認定された茂林寺沼や多々良沼、城沼等が織りなす「里沼」（館林市）や、利根川と渡良瀬川の合流点に形成された「水場」（板倉町）等の独特の景観を見ることができる。その一方、かつては洪水の常襲地域であり、水害に備えた水塚や揚舟等の設備が残されている。

民俗文化財としては、神楽や獅子舞等の民俗芸能や地区の祭礼等が各地に残っているが、国・県の指定を受けているのは、県の重要無形民俗文化財である龍舞賀茂神社の萬燈祭（太田市）のみである。廃絶や中断しているものも多く、今後調査や指定を進めていく必要がある。

#### （4）北毛地域

**地域の概要** 県北部の沼田市、吾妻郡中之条町・長野原町・嬭恋村・草津町・高山村・東吾妻町、利根郡片品村・川場村・昭和村・みなかみ町の1市5町5村からなる。東側では栃木県、北側は福島県と新潟県、西側は長野県と接している。地域の大半は県境の山地から続く中山間地域で、利根川や片品川、吾妻川等の河川沿いに比較的平坦な段丘や盆地が広がる。

**主な文化財** 本地域の8割以上が森林であり、尾瀬（片品村 国特別天然記念物）や浅間山熔岩樹型（嬭恋村 国特別天然記念物）、吹割溪ならびに吹割瀑（沼田市 国天然記念物・名勝）や、多くの希少な動植物の生息地や群生地等が所在している。

河川沿いの台地や段丘上を中心に遺跡が分布しており、その中でも矢瀬遺跡（みなかみ町 国史跡）は、縄文時代後晩期の集落全体が残されていた遺跡として著名である。また川沿いの岩陰や洞窟を利用した岩陰遺跡が比較的多く、国内最古級の縄文時代の人骨が発見された居家以岩陰群（長野原町）や、弥生時代の再葬墓である岩櫃山鷹の巣岩陰遺跡（東吾妻町 町史跡）などが知られている。古墳時代の後期には群集墳が造られ、奈良古墳群（沼田市 県史跡）や塚原古墳群（みなかみ町 町史跡）、四戸の古墳群（東吾妻町 町史跡）等が県や町の史跡となっている。奈良古墳群は、多くの馬具が副葬されていたことがわかっており、馬の生産に係わる集団が存在していたと考えられている。

戦国時代に関東管領上杉氏が逃亡すると越後上杉氏と武田氏が争い、その後、後北条氏と真田氏との攻防の舞台となっており、岩櫃城跡（東吾妻町 国史跡）、や名胡桃城址（みなかみ町 県史跡）、沼田城跡（沼田市 市史跡）をはじめとする多くの城館が築かれている。山間地域であるため比較的開発が進んでおらず、当時の山城の構造を良好に残しているものも多い。

第7表 北毛地域の国・県指定・選択・選定・登録文化財一覧

No.	文化財種類	名称	所在市町村	No.	文化財種類	名称	所在市町村
1	国重文(建)	業師堂	中之条町	69	県重無民	門前春駒	川場村
2	国重文(建)	旧生方家住宅	沼田市	70	県重無民	中之条町の鳥追い祭り	中之条町
3	国重文(建)	富沢家住宅	中之条町	71	県重無民	羽場日枝神社の獅子舞	みなかみ町
4	国重文(建)	旧戸部家住宅	みなかみ町	72	県史跡	名胡桃城址	みなかみ町
5	国重文(建)	丸沼堰堤	片品村	73	県史跡	長井坂城跡	渋川市・昭和村
6	国重文(美)	紫紙金字華厳経卷第六十五	みなかみ町	74	県史跡	勤場木石器時代住居跡	長野原町
7	国重文(美)	紺紙銀字華厳経卷第一	みなかみ町	75	県史跡	天明三年浅間やけ遺跡	嬭恋村
8	国重文(美)	大般若経卷第二百五十七	みなかみ町	76	県史跡	姉山の石組力マド	東吾妻町
9	国重有民	上州藤原(旧雲越家)の生活用具及び民家	みなかみ町	77	県史跡	中山敷石住居跡	高山村
10	国重無民	上州白久保のお茶講	中之条町	78	県史跡	梨の木平敷石住居跡	みなかみ町
11	国重無民	片品の猿追い祭	片品村	79	県史跡	熊倉遺跡	中之条町
12	国史跡	岩櫃城跡	東吾妻町	80	県史跡	中居屋重兵衛の墓(附 関係文書)	嬭恋村
13	国史跡	水上石器時代住居跡	みなかみ町	81	県史跡	猿ヶ京関所跡並びに旧役宅	みなかみ町
14	国史跡	矢瀬遺跡	みなかみ町	82	県史跡	奈良古墳群	沼田市
15	国史跡	荒船・東谷風穴蚕種貯蔵所跡	下仁田町・中之条町	83	県名・天	川手山洞窟群及びズニ石	みなかみ町
16	国名勝	吾妻峡	長野原町・東吾妻町	84	県天・名	大峰山浮島及び温原植物	みなかみ町
17	国名勝	湯畑	草津町	85	県天然	荘田神社の大イチョウ	みなかみ町
18	国名天	吹割深ならびに吹割瀑	沼田市	86	県天然	上津のウバザクラ	みなかみ町
19	国天然	原町の大ケヤキ	東吾妻町	87	県天然	村主の大ケヤキ	みなかみ町
20	国天然	薄根の大クワ	沼田市	88	県天然	相保のさかさザクラ	みなかみ町
21	国天然	湯の丸レンゲツツジ群落	嬭恋村	89	県天然	泉庵寺のコウヤマキ	高山村
22	国天然	草津白根のアズマシクナゲおよびハクサンシクナゲ群落	草津町	90	県天然	須賀神社の大ケヤキ	沼田市
23	国天然	六合チャップミゴケ生物群集の鉄鉱生成地	中之条町	91	県天然	高山のゴウツツジ	高山村
24	国天然	川原湯岩脈(臥龍岩及び昇龍岩)	長野原町	92	県天然	中之条のサイカチ	中之条町
25	国特天然	浅間山熔岩樹型	嬭恋村	93	県天然	川田神社の大ケヤキ	沼田市
26	国特天然	尾瀬	片品村	94	県天然	鳴尾の熊野神社大スギ	嬭恋村
27	国重伝建	中之条町六合赤岩伝統的建造物群保存地区	中之条町	95	県天然	発知のヒガンザクラ	沼田市
28	国選択無民	尻高人形	高山村	96	県天然	親都神社の大ケヤキ	中之条町
29	国選択無民	片品の猿祭	片品村	97	県天然	吉祥寺のヒメコマツ	川場村
30	国選択無民	吾妻のお茶講の習俗	中之条町	98	県天然	雲島寺の大ケヤキ	昭和村
31	国選択無民	六合入山のネトフミとスケ細工の技術	中之条町	99	県天然	大岩の三叉スギ	中之条町
32	県重文(建)	泰寧寺本堂欄間及び須彌壇	みなかみ町	100	県天然	入山世立のシダレグリ	中之条町
33	県重文(建)	旧大庄屋役宅書院	みなかみ町	101	県天然	書院の五葉マツ	沼田市
34	県重文(建)	泰寧寺山門	みなかみ町	102	県天然	大久保のナツグミ	中之条町
35	県重文(建)	旧吾妻第三小学校校舎	中之条町	103	県天然	駒岩のヒイラギ	中之条町
36	県重文(建)	旧沼田貯蓄銀行	沼田市	104	県天然	稲田のヤマナシ	東吾妻町
37	県重文(建)	高平の書院	沼田市	105	県天然	唐堀のモクゲンジ	東吾妻町
38	県重文(建)	子持神社本殿	みなかみ町	106	県天然	しばぎわの大イチイ	片品村
39	県重文(建)	積善館本館	中之条町	107	県天然	しばぎわのシナノキ	片品村
40	県重文(建)	神保家住宅(主屋・書院)	中之条町	108	県天然	摺淵のヒメコマツ	片品村
41	県重文(建)	月夜野神社本殿	みなかみ町	109	県天然	金井沢のアコマツ	片品村
42	県重文(建)	大國魂神社本殿	中之条町	110	県天然	中之条高校のラクウショウ	中之条町
43	県重文(建)	宗本寺の宝篋印塔	中之条町	111	県天然	伊賀野のモミ	中之条町
44	県重文(建)	綱子の宝篋印塔	みなかみ町	112	県天然	針山の天王ザクラ	片品村
45	県重文(建)	沼須碓石神社の石造七重塔	沼田市	113	県天然	武尊牧場レンゲツツジ群落	片品村
46	県重文(美)	絹本着色 地藏十五圓	沼田市	114	県天然	入須川のヒカリゴケ自生地	みなかみ町
47	県重文(美)	三光院十一面観音像	沼田市	115	県天然	中山三島神社のスギ並木	高山村
48	県重文(美)	金銅善光寺式三尊仏	中之条町	116	県天然	ユビソヤナギ群落	みなかみ町
49	県重文(美)	木造東小川大御堂の観音像	片品村	117	県天然	四万の罫穴群	中之条町
50	県重文(美)	木造馬頭観音立像	東吾妻町	118	県天然	岩島の麻栽培と精麻生産	東吾妻町
51	県重文(美)	木造聖観音坐像	みなかみ町	119	県天然	大峰山モリアオガエル繁殖地	みなかみ町
52	県重文(美)	木造仏種慈濟禪師坐像	川場村	120	県選定	岩島の麻栽培と精麻生産	東吾妻町
53	県重文(美)	木造広円明鑑禪師坐像	川場村	121	国登録(建)	積善館 山荘	中之条町
54	県重文(美)	木造業師如来坐像及び木造十二神符像	川場村	122	国登録(建)	旧土岐家住宅洋館	沼田市
55	県重文(美)	木造釈迦如来坐像	川場村	123	国登録(建)	旧日本基督教団沼田教会記念会堂	沼田市
56	県重文(美)	城鐘	沼田市	124	国登録(建)	川場村歴史民俗資料館(旧川場尋常高等小学校校舎)	川場村
57	県重文(美)	太刀 銘備州長船基光	沼田市	125	国登録(建)	平形家住宅門屋(旧中山郵便局)	高山村
58	県重文(美)	刀 無銘(伝長義)	沼田市	126	国登録(建)	白井屋	中之条町
59	県重文(美)	刀 銘於南紀重國造之	沼田市	127	国登録(建)	町田家住宅	中之条町
60	県重文(美)	蕨手刀	東吾妻町	128	国登録(建)	法師温泉長寿館	みなかみ町
61	県重文(美)	近衛龍山詠楽師十二神法楽十首和歌	東吾妻町	129	国登録(建)	旧草軽電鉄北軽井沢駅舎	長野原町
62	県重文(美)	今井東平遺跡注口土器	草津町	130	国登録(建)	山本館本店	草津町
63	県重有民	小川島の歌舞伎舞台	みなかみ町	131	国登録(建)	群馬県立沼田高等学校(旧沼田中学校校舎)	沼田市
64	県重有民	鳥追い祭の太鼓	中之条町	132	国登録(建)	旧狩宿茶屋本陣	長野原町
65	県重有民	六合村入山の浄土信仰仏画	中之条町	133	国登録(建)	旧太子駅ホッパー棟	中之条町
66	県重無民	古馬牧の人形浄瑠璃(附 人形- 33 個)	みなかみ町	134	国登録(建)	廣池千九郎谷川記念館	みなかみ町
67	県重無民	尻高の人形浄瑠璃(附 人形- 32 個)	高山村	135	国登録(建)	廣池千九郎大穴記念館	みなかみ町
68	県重無民	東峰須川の小池祭り	みなかみ町	136	県登録(建)	旧三原郵便局舎	嬭恋村

近世に入ると街道も発達し、日本海側へ向かう三国街道や沼田街道、福島県へ抜ける会津街道、長野県方面へ向かう信州街道等が整備された。天明3年（1783）の浅間山噴火の際には、麓の嬭恋村をはじめ、長野原町や東吾妻町等の吾妻川流域で火砕流や岩屑なだれ、泥石流等による被害を受けており、多くの被災遺跡が発見されている。

近世以降は養蚕が盛んとなり、富沢家住宅（中之条町 国重文）や神保家住宅（中之条町 県重文）等の養蚕農家や、蚕種を保存した東谷風穴（中之条町 国史跡）等がある。また、旧六合村の赤岩地区（中之条町 国重伝建）は、山間の養蚕集落の様相を今に伝えている。北毛には草津、四万等の温泉地があり、山本館本店（草津町 国登録）、積善館本館（中之条町 県重文・国登録）、法師温泉長寿館本館（みなかみ町 国登録）等の旅館の建物が残る。湯畑（草津町 国名勝）は温泉の中心部に位置する源泉で、湧き出した湯が木製の湯樋を通して流れ落ちる様子は、草津温泉を象徴する景観である。

民俗文化財は、上州白久保のお茶講（中之条町 国重無形民俗）や片品の猿追い祭（片品村 国重無形民俗）等の習俗や祭礼の他、人形浄瑠璃や歌舞伎等の民俗芸能、山間地の生活を伝える民家や民具、岩島の麻栽培と精麻生産（東吾妻町 県選定保存技術）。中之条町や東吾妻町を中心に広く分布している鳥追いの他、神楽、獅子舞などが伝承されているが、廃絶や中断しているものも多い。

### 3 群馬県の歴史文化の特徴

本県の地理的・自然的・歴史的な特徴や地域ごとの文化財の様相から、群馬県の歴史文化の特徴は以下の6点にまとめることができる。

#### ① 古代東国の中心地

古墳時代から古代にかけての群馬県は、ヤマト王権の所在する畿内とのつながりや豊かな生産力、渡来人がもたらした先端技術等を背景に、古代東国における政治と文化の中心的な地域として栄えていた。精巧な石室や豪華な副葬品、豊富な埴輪を持つ数々の大型の前方後円墳や、最古の石碑群である上野三碑、山王廃寺（放光寺）跡や上野国分寺跡をはじめとする寺院跡、古代上野国の新田郡や佐位郡、多胡郡の役所跡等、当時の繁栄の様子をうかがい知ることができる数多くの遺跡が残されている。

上野国の荘園を代表する新田荘には、現在、新田氏ゆかりの館跡や寺院、墓等からなる新田荘遺跡があり、当時の荘園景観を体感することができる。戦国時代に入ると合戦が常態化したため、県内各所で防御的に優れた城が築かれ、新田荘でも金山の自然地形を利用した金山城が造られた。また、県の西部から北部は上杉氏や武田氏、後北条氏、真田氏が支配をめぐって争ったことから、松井田城や岩櫃城といった地形を巧みに利用して大規模な堅堀や堀切によって守りを固めた山城が造られ、現在でも当時の姿をよくとどめている。山岳面積が広い本県では山城が多いが、平野部でも厩橋城（後の前橋城）や館林城などの拠点的な平城が存在する。

### ③ 交通の要衝

群馬県域は、古くから日本海側や京・大阪と関東を結ぶ大動脈で、古代の東山道駅路から近世の街道、近代の鉄道網、現代の高速交通網に至るまで、縦断または横断して各地へ伸びる交通網が整備されている。これらの経路を経て、古代には畿内からの文物や技術がもたらされ、近世には絹などの特産品が各地へ運ばれていった。かつての街道沿いには、関所や本陣跡、茶屋本陣など宿場町の様子を伝える建物も多く、近代の群馬の産業を支えた鉄道施設など、交通の要衝として栄えていたことを示す文化財が保存されている。

### ④ 蚕糸業が支えた近世の上州と近代の群馬県

群馬県は、近世以降には養蚕と絹産業が主要な産業となっており、これらに関連する文化財が多いことが特筆される。世界遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」を筆頭に、日本遺産に認定された「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」のストーリーを構成する養蚕農家や織物工場などの文化財に加え、養蚕に関連する信仰や習俗が多く、祭礼や神楽等として今に伝えられている。また、蚕糸業の隆盛に伴う経済力を背景に、近世以降には全国的にも優れた装飾的な建築様式の神社や寺院等が造られ、農民の間には歌舞伎や人形芝居等の民俗芸能が広まり、現在まで継承されているものも多い。近代には、蚕糸業が県内の製造業全体の発展や鉄道網の整備を促すことにもなり、現在の群馬県の文化や産業の基礎となっていた。

### ⑤ 多くの貴重な情報を伝える被災遺跡

有史以来、浅間山や榛名山による火山災害に見舞われた県土には、火山砕屑物や泥流等によって埋め尽くされた被災遺跡が広範囲に存在する。それらの遺跡は被災時の状況をそのまま残しており、当時の生活や社会の状況を検討する上で非常に多くの情報を得ることができる。複数の時期の被災遺跡がある群馬県は、特定の時代の集落や生産遺跡等の空間モデルを描き出すとともに、その変遷を示すことも可能であり、世界的に見ても希有な地域である。

このような被災遺跡を研究することは、同様な災害が発生した際の被害想定を検討する上で大いに役立つものである。過去の歴史の解明だけでなく、未来の防災やまちづくりにも重要なデータとなることが期待される。また、東日本大震災以降、災害現場が持つ教育力に着目した災害教育の意義が提唱されているが、被災遺跡は実際に災害が発生した現場であり、災害教育へ活用することもできる。実際の災害現場に行くことは困難であるが、かつての災害現場であった被災遺跡はいつでも安全に訪れることが可能であり、被災遺跡を活用することによって従来の防災教育よりも大きな効果を得ることも可能である。

### ⑥ 豊かな自然が織りなす独特の景観

群馬県は、その美しさが唱歌に歌われている尾瀬や、日本三大奇勝に数えられる妙義山、上毛かるたに詠まれている三波石峡等、変化に富んだ美しい自然とともに、草津温泉の湯畑や周囲の山々を借景とする楽山園、沼を要害とした城の対岸に築かれた躑躅ヶ岡（館林市 国名勝）、豊富な水によって形作られた水場景観等、自然と人間との関わりの中で形成された独特の景観が数多く存在している。豊かな自然を守り、共生してきた郷土の歴史を今に伝えている。

第8表 国・県指定等文化財数（令和8年3月31日現在、官報・憲法告示済みのもの）

種別	種 類	国指定		県指定		合 計				
		細別件数	種別件数	細別件数	種別件数	細別件数	種別件数			
有形 (重文)	建造物（近世以前 / 近代）〈うち国宝〉	24 〈1〉	27	40	58	64	85			
	建造物（石造文化財）	3		18		21				
	美術工芸品（絵画）		5		37		42			
	美術工芸品（彫刻）		3		39		42			
	美術工芸品（工芸品）		4		39		43			
	美術工芸品（書跡）		3		12		15			
	美術工芸品（書跡及び歴史資料）		0		1		1			
	美術工芸品（古文書）		1		7		8			
	美術工芸品（考古資料）		18		22		40			
	美術工芸品（歴史資料）		1		6		6			
無形	重要無形文化財		1		0		0	1	1	
民俗	重要有形民俗文化財		3		8		29	11	36	
	重要無形民俗文化財		4		21		25			
記念物	史跡（古墳）	16	52	26	89	42	141			
	史跡（城館址寺址遺跡）	25		32		57				
	史跡（碑墓所その他）〈うち特別史跡〉	11 〈3〉		31		42				
	名勝	5	7	1	2	6	9			
	名勝及び天然記念物	2		1		3				
	天然記念物及び名勝	1	19	3	98	4	117			
	天然記念物（植物（独立樹））	6		69		75				
	天然記念物（植物群落）	5		8		13				
	天然記念物（地質岩石）〈うち特別天然記念物〉	5 〈1〉		8		13				
	天然記念物（天然保護区）〈うち特別天然記念物〉	2 〈1〉		1		3				
	天然記念物（動物繁殖地）	0		2		2				
	天然記念物（動物種指定）〈うち特別天然記念物〉	* 〈1〉		7		7				
合 計				148				439		587

重要伝統的建造物群保存地区	2	0	2
重要文化的景観	1	0	1
選定保存技術	0	1	1
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	10	1	11
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	1	0	1
登録有形民俗文化財	2	0	2
登録有形文化財（建造物）	363	2	
登録有形文化財（美術工芸品または歴史資料）	1	3	

※\*は、国指定天然記念物（動物種指定）のカモシカ（特別）、ヤマネ、日本犬各種、鶏各種、イヌワシ、ミヤコタナゴ、アユモドキ等が県内に生息していることを示すが、全体把握が困難であるため、件数には計上しない。

※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（国記録選択）は10件あるが、そのうち2件は国の重要無形民俗文化財に、6件は県の重要無形民俗文化財に指定されている。

## 4 群馬県内の文化財保存・活用の現状と課題

### (1) 群馬県内の文化財の保存・活用の現状

近年の群馬県内の文化財については、平成26年(2014)の「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録やその後の国宝指定、平成29年(2017)の「上野三碑」の世界の記憶登録、令和2年(2020)の「群馬県綿貫観音山古墳出土品」の国宝指定を大きな話題としてあげることができる。その他にも、群馬県が進める東国文化周知事業や、新規の国・県指定文化財の誕生、金井東裏遺跡での「甲を着た古墳人」の発見など、国際的・全国的にみても文化財に関する大きな出来事が相次いでいる。

文化財の保護については、文化財保護法や群馬県文化財保護条例等に基づき、指定や選定、登録等の保護制度が設けられている。令和6年(2024)4月には、緩やかな規制を通じて保存を図りつつ、まちづくりや観光などへの活用を促すため、「群馬県文化財保護条例施行規則」並びに「指定等の基準」の一部改正を行い、新たに群馬県としての「文化財登録制度」を創設した。群馬県内の国・県指定等の状況は第5表の通りである。以下、国・県指定の文化財を中心に現状を示す。

#### ① 有形文化財

**建造物** 国・県指定・登録の建造物では、塔婆や宝塔の石造物を除くと、天文16年(1547)の雷電神社末社八幡宮稲荷神社社殿(板倉町 国重文)が最古である。寺社建築はほとんどが近世のもので、いずれも国重要文化財である玉村八幡宮(玉村町)・貫前神社(富岡市)・東照宮(太田市)・妙義神社(富岡市)・榛名神社(高崎市)・天満宮(桐生市)等に代表される群馬県の本殿建築は、江戸時代の寺社建築における装飾建築の発展過程を示していることから全国的に見ても貴重である。

その他農家や町屋といった民家や、書院、茶室、温泉旅館、御殿、城郭建築の櫓等が指定・登録されている。農家については、当時の基幹産業であった養蚕に係わるものが多い。

近代に入ると、技術革新や産業構造の変革により新たな種類の建造物が建てられる。特に絹産業に係わる建造物が多く、世界遺産の富岡製糸場(富岡市 国宝、国重文・史跡)を筆頭に、旧新町紡績所(高崎市 国重文・史跡)や旧上毛モスリン事務所(館林市 県重文)等の紡績所や織物業に関連する建造物、養蚕農家等がある。絹産業以外では、旧碓氷峠鉄道施設(安中市 国重文)や丸沼堰堤(片品村 国重文)等の産業遺産、明治期に迎賓館として建設された臨江閣(前橋市 国重文)等の行政機関、その他にも各種製造、流通、金融から宗教や教



国重要文化財 榛名神社拝殿(高崎市)

育・文化施設等、様々な種類の建造物が指定、登録されている。

近年は、これらの文化財建造物を積極的に活用する取組も増えてきている。建物のライトアップや、修理そのものを活用した修理体験や見学会などが人気を博しているほか、会議やコンサートの会場等として利用するユニークベニューとしての活用も増えている。前橋市の臨江閣では、将棋の竜王戦が行われたことがあり、人気プロ棋士の対局に多くの注目を集めた。

**美術工芸品** 美術工芸品の類型は動産の有形文化財を一括しており、絵画や彫刻から歴史資料、考古資料と多種多様な文化財を含み、種別によって指定や所有、保管状況が異なる。

絵画や彫刻は、神仏や聖人に関するものが多く、大半は寺社に伝えられてきたものである。絵画は博物館等に寄託されているものが多いが、彫刻、特に神仏の像は、所有者である寺社に保管され、信仰の対象として大切に祀られている。

工芸品は、5割以上が刀剣類で、その他には寺院や神社に伝えられてきた梵鐘等がある。刀剣は大半が個人所有であるが、梵鐘等は寺社が所有し、多くは現在でも使用されている。特筆すべきは江戸時代の横室の歌舞伎衣装（前橋市 国重文）で、天保年間（1830年～1843年）以前の豪華な衣装が保存されている。近隣の村落に貸し出していた記録も残っており、当時の農村歌舞伎の盛況ぶりをうかがうことのできる貴重な資料である。

書跡は、経典から武家の家計簿まで幅広い内容を含んでおり、国指定の3件を含む経典は美術史的にも優れたものである。その他としては、江戸時代に群馬で発展した和算に係わる算額が注目される。1件を除いては、全て個人や寺社が所有している。

古文書及び歴史資料は、中世から明治時代にかけての文書や絵図、それらに関係する資料群で、群馬県域における当時の社会情勢や政治、文化等を伝える歴史遺産である。昭和49年度から平成4年度（1974～1992）まで実施された群馬県史編纂事業に関わる調査を基に指定が進められているが、他の類型に比べて指定件数は少ない。資料の多くは個人や寺社に伝えられてきたが、現在は、大半が博物館等に寄託されている。県立文書館所蔵の群馬県行政文書（国重文）は近代の群馬県の歩みをよく伝えるまとまった資料である。

考古資料は、学史上著名な土偶（いわゆるハート形土偶。個人蔵。現在は東京国立博物館保管 国重文）をはじめとする縄文時代の出土品や、古墳から出土した副葬品や埴輪が多い。大半が県や市町村が所有・保管しており、博物館や資料館等で展示、公開されているものも多い。その一方で、東京国立博物館が所蔵する埴輪挂甲の武人（太田市出土 国宝）をはじめとして、県外の施設・機関に展示・収蔵されているものも少なくない。

美術工芸品は、歴史的価値とともに美術品としても高い価値付けがされているものがあり、所有者の財産として売買されることもある。国指定の重要文化財を除けば事前の届出は不要で、売買によって所在が不明となる危険性がある。



県重要文化財 横室の歌舞伎衣装（前橋市）

そのため、群馬県では、平成21年度（2009）から、個人・法人が所有している国・県指定重要文化財の保存・管理に係る状況調査を実施し、それらの所在確認に努めている。

## ②民俗文化財

有形の民俗文化財は、上三原田の歌舞伎舞台（渋川市 国重有形民俗）等の民俗芸能に関連する舞台や道具類の他、群馬の養蚕・製糸用具（高崎市 県重有形民俗）等の生業に関わる用具類、民間信仰に係わる奉納物などである。これまでに悉皆的な調査は行われていないため、無形の民俗文化財に比べて指定件数は少ない。

無形の民俗文化財は、春日神社太々神楽の蚕の舞（前橋市 県重無形民俗）等の民俗芸能や風俗・習慣に係わる祭礼や行事等である。過去に調査を実施して報告書を作成しており、調査結果に基づいて指定を進めてきた。大半の民俗芸能や祭礼等は、行事の手順等が経験的に受け継がれており、一旦途絶えてしまうと本来の姿で復活することは困難である。食文化や手工芸等も、生活様式の変化にともなう変質、衰退し、積極的に継承していかないと知らぬ間に失われてしまいかねない。そのため、映像や聞き取り調査等によって記録を残しておくことは非常に重要であり、特に全工程に係る詳細な映像記録を継続的に作成していく必要がある。

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として国の選択を受けた10件について、地元市町村の教育委員会が記録の作成を行っているほか、県も、本県固有の食文化に関する無形の民俗文化財を記録作成等の措置を講ずべき文化財に選択し、調査の成果を『群馬の粉食文化・オキリコミ 調査報告書』（群馬県教育委員会編 2018）にまとめるとともに映像記録も作成している。

民俗文化財の継承に向けては、子どもの頃から地域の民俗文化財に触れる機会を作り、担い手となって継承したいとの気持ちを持たせる取組が各地で行われている。地域の祭礼や行事に子ども会や育成会が中心となって参加したり、学校の地域学習の一環として体験学習やクラブ活動として取り組んだり、地域の民俗芸能を運動会の集団演技に取り入れるなどが試みられている。その一方で、コロナ禍を境に中断や廃絶となった取組が増加していることも明らかになっている（『令和6年度伝統文化継承事業 群馬県伝統文化調査報告書』2025（公財）群馬県教育文化事業団）。



国重要有形民俗文化財 上三原田の歌舞伎舞台（渋川市）



舞台操作の様子

### ③ 記念物

史跡 「上野三碑」と称される国特別史跡の多胡碑・山上碑及び古墳・金井沢碑(いずれも高崎市)を含む国指定 51 件と県指定 89 件がある。国指定の約 3 割が古墳であり、東日本随一の古墳大国の様相を示しているが、その一方で旧石器時代や弥生時代の史跡は極端に少なく、時代によるばらつきが大きい。また、昭和時代に指定された史跡は、縄文時代の住居 1 軒や古墳の墳丘のみである等、本来の遺跡の範囲に比較して指定範囲が不十分なものも多い。

国指定の史跡では、比較的公有地化や整備が進んでおり、史跡公園として県民に親しまれているものも多い。整備が進んでいる史跡では、小中学校の校外学習等で利用されたり、近隣の博物館や観光施設と合わせた県外からのバスツアーで訪問したりする例もある。かみつけの里古墳祭りや、上野国分寺まつりのように、地元市町村や民間団体が主催する史跡地を活用した催しも行われ、例年多くの見学者が訪れている。草刈り等の日常管理に地元の住民が参加するなど、地域で史跡を守っていこうとする取組も見受けられる。改正文化財保護法でうたっている、地域総がかりで文化財を継承していく取組であり、今後同様な維持管理体制の構築がますます必要となっている。



上野国分寺まつり (高崎市)



上野国分寺跡の住民ボランティアによる除草作業

名勝 国指定が 7 件 (うち 2 件は名勝及び天然記念物)、県指定が 2 件 (うち 1 件は名勝及び天然記念物) と、他の文化財に比較して指定件数は少ない。このうち楽山園 (甘楽町)、躑躅ヶ岡 (館林市)、湯畑 (草津町) (いずれも国名勝) 以外は自然の景勝地である。本県は、関東山地や三国山脈などの山岳地帯に囲まれ、これらの山々を水源として峡谷が発達し、諸河川が河岸段丘を形成していることで魅力的な景観がはぐくまれ、吾妻峡 (長野原町・東吾妻町 国名勝) や三波石峡 (藤岡市 国名勝及び天然記念物)、吹割溪ならびに吹割瀑 (沼田市 国天然記念物及び名勝)



国名勝 湯畑 (草津町)

等の溪谷や、妙義山（富岡市・安中市・下仁田町 国名勝）や滝沢の不動滝（前橋市 県名勝）のような自然景勝地が名勝として指定されている。

天然記念物 国指定が19件、県指定が98件あり、国指定のうち尾瀬（片品村）と浅間山熔岩樹型（嬭恋村）は特別天然記念物である。植物および植物群落が89件と大多数を占め、そのうち76件が独立樹である。名木や巨木、奇岩といった物件が指定されており、地域の歴史や住民の生活・文化と深い関連を持ち、地域のシンボリックな意味合いを持つものが多い。この他、県下全域で保護されている動物や昆虫等は、国指定が10件、県指定7件となっている。

特別天然記念物の尾瀬（片品村）は本州最大の湿原である尾瀬ヶ原を有し、希少な自然を間近に楽しむことができる。観光資源として注目され、過剰利用が問題となったこともあったが現在は解消されるとともに、様々な取組によって貴重な自然環境を守っている。また、令和3年度（2021）から「尾瀬ネイチャーラーニング」補助金事業を制度化し、県内外の小中学生を対象に、尾瀬のすばらしい自然を体験する活動に対する支援を行っている。

天然記念物はその希少性から盗捕される危険性が高い。環境変化による影響も受けやすく、絶滅の危機に瀕しているものも少なくない。独立樹は樹齢数百年の古木が多いが、樹勢の衰退や病気の発生などの問題を抱えるものもあり、直近の10年で枯死により2件が指定解除されている。平成24年（2012）の下仁田ジオパークに次いで、平成28年（2016）には嬭恋村と長野原町を含む一帯が「浅間山北麓ジオパーク」として日本ジオパークに認定された。このジオパークができたことで域内にある浅間山熔岩樹型の再調査と保存活用計画の策定が実施された。ジオパークとしての活用と方向を同じくして、熔岩樹型等の文化財の保存・活用を図ることにより、より強力な保護体制を構築しようとするもので、保護と活用を両立させる取組として注目される。



特別天然記念物 尾瀬（片品村）



国天然記念物 薄根の大クワ（沼田市）

#### ④文化的景観

板倉町の「利根川・渡良瀬川合流域の水場景観」が国の重要文化的景観に選定されている。これは、利根川と渡良瀬川の合流域に形成された「水場」と呼ばれる地域で、頻繁に水害に見舞われながらも豊かな水の恵みを受け、様々な工夫によって生活を営んできた様子が豊かな生態系とともに良好に保全されている。



利根川・渡良瀬川合流域の水場景観（板倉町）

### ⑤伝統的建造物群

養蚕農家が建ち並び養蚕を主産業とした山間の集落の姿を残す中之条町六合赤岩と、多くの織物工場や店舗等の建造物が絹織物業を中心に発展した町の歴史を伝える桐生市桐生新町が、国の重要伝統的建造物群に選定されている。いずれも群馬県の特徴である蚕糸業に関連する文化財であり、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」を構成する文化財にもなっている。



中之条町六合赤岩重要伝統的建造物群保存地区



桐生市桐生新町重要伝統的建造物群保存地区

### ⑥埋蔵文化財

群馬県内で埋蔵文化財包蔵地として周知されているのは、令和7年度（2025）末の段階で約14,077件に上る。標高の高い山地を除き県内全域に広がっており、平野部や河川沿いの段丘面上に多く分布している。昭和40年代の高度成長期以降、多くの開発事業に先立って、埋蔵文化財の発掘調査が行われてきた。群馬県は、新潟や長野に向かう新幹線や、東西南北に延びる高速道路など、高速交通網の結節点となっており、これらをはじめとした開発に伴って数多くの遺跡が調査され、膨大な出土品や調査データが蓄積されている。これらの出土品や調査データは、展示等の活用事業に使用されているが、増え続ける資料の保管場所の確保に苦勞している市町村も多い。

本県の埋蔵文化財の特徴としてあげられるのが、災害の痕跡を残している遺跡が多いことである。浅間山や榛名山の噴火による被害や、平安時代の地震の痕跡等が、県土の広い範囲で確認されており、当時の被害の状況をうかがい知ることができる。災害に見舞われた地域では、厚い火山砕屑物や泥流等で当時の集落が瞬時に埋もれたことにより、大半の遺跡がその後の開発による



国史跡 矢瀬遺跡（みなかみ町）



国史跡 上野国佐位郡正倉跡（伊勢崎市）

破壊を免れ、当時の景観をそのまま現在に伝えている。これらの通常の遺跡では見ることでできない遺構や遺物の発見が、当時の生活を推測する大きな手掛かりとして全国に注目されており、県土の歴史の具体像を明らかにするために重要な役割を果たしている。

また、埋蔵文化財の発掘調査は開発によって失われる遺跡を記録として保存するもので、通常は調査終了後に遺跡は破壊されてしまう。しかし、矢瀬遺跡（みなかみ町 国史跡）や上野国新田郡家跡（太田市 国史跡）、上野国佐位郡正倉跡（伊勢崎市 国史跡）、三津屋古墳（吉岡町 県史跡）、上野国分尼寺跡（高崎市 国史跡）、牛田廃寺跡（藤岡市 県史跡）のように、地元市町の努力により開発計画との調整を経て遺跡を保存し、後に国や県の史跡に指定された例もある。近世・近代の埋蔵文化財保護については、「群馬県埋蔵文化財発掘調査取り扱い基準」（平成11年6月制定、平成17年12月改正）において、埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲として近世及び近現代の遺跡について示し、これに即した取り扱いを行ってきた。

令和6年の文化庁報告（「近世・近代の埋蔵文化財保護について（報告）」令和6年8月16日埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）が示され、これまで以上の適切な取り扱いが求められていることから、今後の取り扱いについて、令和8年（2026）4月改訂の「群馬県埋蔵文化財発掘調査取り扱い基準」を踏まえ、より適切な取り扱いを推進していく。

## ⑦その他の文化財

国の重要無形文化財に指定されている「木工芸」の保持者として認定された、いわゆる「人間国宝」が1名県内に在住しているほか、染織の工芸技術として「紋章上絵」が国の選択無形文化財に、東吾妻町の「岩島の麻栽培と精麻生産」が県の文化財保存技術に選定されている。

## （2）群馬県内の文化財の保存・活用に関する課題

文化財保護法改正の契機となった全国的な少子高齢化と過疎化や、社会情勢や住民の意識の変化、自然環境の変化等が本県の文化財の保存・活用にも深刻な影響を及ぼしており、その主な課題として以下の8点をあげる。

### ① 文化財の実態把握の不足

これまでに県及び市町村で文化財の調査を行ってきたが、実態把握が不足しているため、指定や保護の対策が取られていない文化財も多い。特に建造物や民俗文化財、古文書及び歴史資料、さらには戦時中の歴史を伝える戦争遺跡等は全体像の把握が不十分で、所有者が文化財の価値を認識しないまま取り壊したり廃棄したりしてしまう可能性もあることから、今後の調査と指定、普及啓発等の取組が必要である。また、周辺環境や景観、関連する歴史資料や伝承等を含めた、地域の文化財総体としての把握も進んでいないほか、調査体制の整備や必要な専門家の確保も大きな課題である。

### ② 文化財の保存・活用に係る地域の担い手不足

所有者の高齢化と継承者の不在によって維持管理が難しくなっているものや、共同体の弱体化により、地域住民が管理していた文化財や民俗芸能の維持が困難になるなど、適切な保存や確実な継承が困難になりつつある。

特に民俗文化財は、地域で継承しているものがほとんどであり、少子高齢化や過疎化による影響を受けやすい。令和6年度(2024)に公益財団法人群馬県教育文化事業団が公表した調査報告『令和6年度伝統文化継承事業 群馬県伝統文化調査報告』(令和7年3月)では、リスト化された民俗芸能857件のうち368件、祭り・行事993件のうち332件が危機または中断中または廃絶との結果が出ている。祭礼や行事の中には、参加者を確保するため開催日を土日に変更したり地域外から参加者を受け入れたりするなどの措置を取っているが、継承の危機に瀕しているものは少なくない。なお、コロナ禍はこれらの取組の中断させる大きな要因となったと考えられるが、コロナ禍を経て後もなお中断のままや廃絶となった取組が増加している現状もある。

住民への働きかけや学校との連携等による地域内での担い手の確保に加え、人口減少が進む地域では「関係人口」(コラム2参照)の増加やUターン・Iターンの推進等、地域振興とあわせて取り組んでいく必要がある。

### ③ 保存・活用に要する費用負担の増加

寺社や個人が保管している有形の文化財は、温湿度管理や防災、防犯の対策が必ずしも十分ではなく、経年劣化や盗難による被害等が懸念されている。特に、建造物や歌舞伎舞台等の有形の民俗文化財、天然記念物の独立樹等は、維持管理や修理に多額の経費が必要であるため、所有者や管理団体等の大きな負担となっている。経費の負担に耐えきれず失われてしまう文化財も多く、特に未指定の場合はその危険性が高い。修理に必要な素材の確保や技術の継承も、今後意識して取り組まなくてはならない課題である。

また、歌舞伎等の民俗芸能を継承していくためには定期的に公演等を行うことが重要であるが、相当な資金が必要のため継承団体独自の開催は困難であり、財政的な支援を必要としている。

### ④ 周辺環境や景観を含めた保全

昨今の気候変動や市街地化の進行等により、従来よりも広範囲に保護の対策を取る必要性も高くなっている。動植物の自生地や生息地、種として指定されている動物や昆虫等の天然記念物は、環境変化の影響を強く受け、広範囲な周辺環境を保全しないと指定時の環境を持続することが困難である。景観全体を保護する伝統的建造物群保存地区や文化的景観は保護すべき対象や範囲が広大に及び、保存に悪影響を及ぼすような行為が発生しやすく、確実に保護していく方策の検討が必要である。単体の文化財も、適切な緩衝地帯の設定等、周辺の景観を含めた保護の対策を取ることが求められている。

### ⑤ 多発する災害への対策

日本列島は4つのプレートがぶつかり合う境界付近に位置し、世界有数の火山国であるとともに地震が多発する地帯であり、平成時代には、阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめ、最大震度が6弱を越える地震が日本各地で発生した。また、近年は台風や集中豪雨による水害が毎年のように発生し、多大な被害をもたらしている。これらの災害により多くの文化財も被害を受けており、災害から守る対策と被災した資料などの救済と復旧のための体制づくりとが喫緊の課題となっている。

## ⑥ 地方自治体の専門職員の不足

文化財の実態把握が不十分である背景には、県や市町村の文化財保護行政に携わる専門職員の不足がある。本県の行政組織における専門職員は考古学や埋蔵文化財を専門とする職員が中心で、その他の分野を専門とする職員はごくわずかである。そのため、専門職員がいない分野については調査や指定の進捗が図られていない。専門職員不在の町村も多く、また在職者の高年齢化と大量退職の時期を迎え、組織体制の弱体化が懸念されている。採用等による新たな専門職員の確保と人材育成等の行政組織での体制整備とともに、外部の人材や関係する民間団体、地元の大学や機関、企業との協働を図っていく必要がある。

## ⑦ 多様な活用方法の検討

現在の文化財は地域づくりや地域振興、観光・産業振興等、より多様な方面への活用が求められている。このような活用を考える場合、地域の文化財の特徴を把握したうえで、地域の課題解決や目標の達成に向けた方法を検討していかなければならない。そのため、活用にあたっては教育委員会や文化振興の部局だけでなく、地域づくりや観光振興等の担当部局、地域住民、民間団体、地元企業、大学等との幅広い連携を構築する必要がある。

## ⑧ 文化財の継承に向けた地域の総意の醸成

未指定を含めた文化財総体の保存・活用を考えたとき、地方自治体のみでの対応は困難であり、地域住民の主体的な協力が不可欠である。民俗文化財の保存団体や地域のボランティアガイド等、地域住民が参加して保存・活用を行う事例は多いが、その役割は今後一層重要となっていく。そのような取組を継続し、発展させていくためにも、文化財の継承について地方自治体と地域住民、民間団体、企業等が共通の意識を持ち、協働していけるような地域の総意をいかに醸成していくかが大きな課題となっている。

### コラム2 「関係人口」

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わり「ふるさと」の地域づくりに貢献したいとの想いを持つ人々と定義される。地域の出身者やリピーター、ボランティア等、様々な形で継続的に地域と関わる外部の人材で、今後の地域づくりの担い手として期待されている。風土に根ざし醸成された文化財は、固有の地域資源としての価値を有するものが多いことから、これらを活用して「関係人口」を呼び込むと同時に、地域住民とともに伝統文化の担い手となってもらえる等、文化財の保存・活用・継承についても重要な役割を担うものと思われる。

## 第3章 文化財の保存・活用の基本理念と基本方針

### 1 文化財の保存・活用の基本理念

#### 歴史文化を知って守り、活かし伝える、魅力あふれる郷土ぐんま

文化財は何世代にもわたる祖先から受け継がれてきたものであり、群馬県の成り立ちや地域の歴史を示す貴重な遺産である。国や県、市町村指定の文化財はもちろん、その他多くの未指定・未登録の文化財も、地域社会の中で相互に関連性を持ちながら育まれてきたものである。地域社会の根幹に係わる住民共有の財産であり、地域への帰属意識を高め、精神的な拠り所として大切にされてきた。人口減少社会において、文化財が地域社会再生の鍵として位置付けられる所以である。また昨今、海外の人々が日本文化に高い関心を寄せていることから、インバウンドの観点からも文化財の果たす役割が期待されている。

その一方、急速に社会全体が変質し住民の生活様式や価値観が変化していく現代社会においては、意識的に継承していかなければ失われてしまう危険性が高まっている。地方自治体が自ら行う保存・活用事業は、財政的にも人的にも限界があり、特に未指定・未登録文化財については手が回らない状況がある。文化財を総体として継承しようとするとき、地域社会の主体的な取組は必要不可欠であり、地方自治体は、そのような気運を醸成し継続していくような施策をとる必要がある。

そのために地方自治体は、まず文化財の悉皆的な調査や指定または登録に向けた詳細な調査を通じて、文化財の実態や価値を「知る」ことから始めていくことが重要である。調査においては地域住民や民間団体、地元の大学や機関、企業等と連携し、それらの人々が文化財を「知る」ことにもつなげていく。そのようにして把握した文化財を、指定及び登録制度の運用や適切な修理・整備、文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等によって「守り」、わかりやすい解説や各種の活用事業によってその価値を広く「伝え」、地域住民等が文化財に親しむ機会を提供する。このような取組によって、地域社会全体が地域の文化財の価値を「知り」、官民一体となって文化財を多様な方面に「活かし」、将来に「伝え」ていこうという意識を醸成し、魅力的な群馬県の創造を目指していく。

### 2 文化財の保存・活用の基本方針

前段に掲げた基本理念に基づき、文化財の保存・活用の基本方針を以下に示す。

#### (1) 地域の文化財の把握

- ・ 悉皆的な調査を計画的に実施して未指定及び未登録を含む文化財を総体として把握し、地域の歴史文化の特徴を総合的に捉える。
- ・ 調査によって重要な文化財が発見された場合、指定等の適切な保護の方策を取る。

文化財の悉皆的調査 地域社会の根底をなす文化財は、その社会を取り巻く自然的、社会的環

境の中で、それぞれの文化財がつながりを持ちながら形成されてきた。そのような文化財とそれに関わる様々な要素を一体として歴史文化と捉え、総合的な保存・活用を行う必要がある。一方、従来の文化財調査は古墳や建造物等の個別の分野に特化した調査で、個々の指定・登録を見据えて行われたものが大半であり、地域を構成する資源や要素として一体的に捉えるという視点に欠けていた。文化財の散逸、滅失の危険性が増している現状では、各地域における文化財総体を把握した上で、その歴史文化を特徴付けるものや、他にはない価値を見いだすことが重要である。そのためにも、未指定・未登録を含めた地域の全ての文化財について、悉皆的な調査が必要となる。未指定・未登録の文化財の中には、その存在や価値が認識されないまま保護の方策が取られていないものも多く、調査によって文化財が発見された場合は、指定・登録を含めた適切な保護の方法を検討する。

**連携と支援** このような管内の文化財の総合的な調査は、市町村の「文化財保存活用地域計画」の作成や推進を図る上で必要となることから、県は市町村と連携し、民間団体や外部の専門人材、地域住民等の協力を得て、計画的に進めるよう支援していく。また、これまでに、地域の文化財の総合的な保存・活用のための構想である「歴史文化基本構想」（「歴史文化基本構想」策定技術指針）平成24年2月（文化庁文化財部）を策定した市町村については、それを活用した企画立案を支援していく。これによりそれぞれの地域の状況を集約し、全県的な視点からの保存・活用の取組を検討し、継続的に実行していく。

## （2）文化財の確実な保存管理

- ・ 専門家による定期的な保存状態の把握と、計画的な修理・整備を実施する。
- ・ 所有者や管理団体に対し財政面での支援や助言、必要な情報提供を行うとともに、文化財の保存に向けた意識の醸成を図る。
- ・ 文化財単体のみならず、周辺環境や景観を含めた保全を図る。
- ・ 文化財保存活用地域計画や個別の文化財の保存活用計画の作成を推進し、未指定及び未登録を含む地域の文化財総体の計画的な保存・活用を図る。
- ・ 防災・防犯対策の強化を図る。

**保存管理と活用の両立** 文化財を活用するには、適切な保存・管理が不可欠であり、その本質的な価値を低下させるような活用はあってはならない。その一方で、保存と継承に地域社会の理解と協力を得るためには、活用によってその価値を周知することが大切である。文化財がもつ本来の価値を損なうことなく継承するには、常に保存と活用のバランスに注意し、両立させることを心掛けなければならない。

文化財を活用できる状態を維持しながら将来へ継承するには、専門家が定期的に状態を確認し、計画的に修理や整備を行うことが重要である。有形の文化財は、経年劣化を完全に防ぐことは不可能であり、点検と維持的な修理を適切な周期で行うことにより、本格的な根本修理の時期を遅らせ、経費を抑えるなどの効果も期待される。定期的な修理の実施は、修理に必要な素材の準備や技術の継承、技術者の確保にも有効である。

**個人所有の文化財の保存・活用** 個人の所有者については、代替わり等に伴う意識の変化が文化財の保存に大きく影響するため、日頃からその価値や保存の意義、活用のあり方等について啓発していくことが大切である。また、費用面の負担から適切な保存管理や活用が困難な場合もあり、県や市町村は補助金制度による財政面での支援の他、相談や助言、民間の助成制度やクラウドファンディングの活用、支援団体等の情報提供等を行う必要がある。特に建造物は、維持に多額の経費がかかることが次世代への継承を妨げる大きな要因であるが、近年では古民家等の歴史的建造物の再生やリフォームに対する国の補助金や助成制度が設けられており、未指定・未登録の建造物も対象にしている制度もある。地方創生やインバウンド対策として建造物の保存と活用を目指した制度であり、積極的に利用したい。

**周辺環境や景観の保全との両立** 建造物や記念物等については従来から周辺環境や景観の保全が考慮されていたが、今後地域の魅力を向上させるような文化財の保存・活用を考えた場合、文化財の良好な状態での保全は一層重要であり、そのために都市計画部局等と連携して適切な保護の対策を検討していく必要がある。天然記念物の動物・植物・樹木については生命を持っているという特質があり、絶滅・枯死・倒木を防ぐ観点からも、地域の環境を含めた保存管理の計画を整えていくことが必要である。その他にも、文化財を支える人々の活動や維持・継承するための技術、関連する歴史資料や伝承等、文化財に関わる様々な要素を含めた周辺環境の保全を検討していかなければならない。

**映像記録の作成** 民俗文化財については、確実な継承を図るためには詳細な映像記録の作成が不可欠で、一連の工程や所作等を継続的に映像で記録しておく必要がある。文化財保護法の改正によって、国指定の無形・有形民俗文化財についても保存活用計画に関する規定が新設されたが、その中でも映像記録の作成が求められている。

**防災・防犯体制の強化** 文化財に甚大な被害をもたらす可能性がある災害や盗難への対策も早急に進める必要がある。消火設備や防犯カメラの整備等ハード面での対応と人的体制の整備等による日常的な管理の強化、消防・警察・地域の自主防災組織等との協力体制の構築、訓練の実施等により、防災・防犯体制の強化に努めていく（詳しくは第6章を参照）。

**個別の文化財の保存活用計画と市町村の地域計画** 文化財を活用しつつ確実に保存していくためには、個別の文化財の保存活用計画の策定が有効である。国指定文化財や国登録文化財は、所有者や管理団体が保存活用計画を策定して国の認定を受けることにより、計画に具体的に記載されている行為については、許可や届出等の一部の事務手続きを弾力化することができる。保存活用計画の策定により、所有者や管理団体が取り組む範囲が明確になれば、地域や行政が共通認識を持つことができ、支援や協力体制の強化も期待される。

また、未指定文化財を含めた地域の文化財全体の保存・活用については、市町村が作成する地域計画に方針を示すことが必要となる。地域計画は、指定・未指定を含めた地域の文化財総体の保存・活用の方針を示すものであり、従来の保護制度では手薄であった未指定文化財の保護も推進することが可能となる。なお、この地域計画にも国の認定制度があり、認定を受けた市町村は、国の登録文化財とすべき物件の提案や、これまでは市までにしか認められていなかった一部事務の権限を町村が担えるようになる。なお、これらの計画に基づき地域の文化財の保存・活用を適切に進めていくためには、周期的な評価と見直しに基づく改善を進めることが求められる。

このように、改正文化財保護法に規定された個別の文化財の保存活用計画と市町村の地域計画は、文化財の確実な保存と適切な活用にとって有益なものであり、県は、所有者や管理団体、市町村による計画の策定等を推奨し、作成にあたって、必要な情報の提供や指導、支援を行っていく。

**文化財流出の予防** 文化財のうち個人所有の美術工芸品は売買の対象となる場合があり、これまでも有償で譲渡され、県指定文化財の所在が不明となった事例がある。県や市町村にとって重要な文化財が県外へ流出することは避けなければならない、日頃から所有者と連絡を取りながら定期的な所在確認を行うことが大切である。博物館等への寄託や公開等の一定の条件を満たせば、一部の相続税の納付が猶予される制度も設けられており、これらの制度について情報提供し、所有者にその利用を奨めていくなどの働きかけが必要である（コラム3参照）。所有者の有償譲渡の意向が強ければ、県や市町村における価値付けや重要性を勘案した上で、購入についても検討が必要である。

#### コラム3 個別の文化財の保存活用計画

国指定重要文化財や国の登録有形文化財については、個別の保存活用計画を作成し、国の認定を受けることで一部事務手続きの弾力化等のメリットがあるが、その他にも、特定の美術品について、一定の条件を満たせば相続税の一部の納付が猶予される特例制度がある（租税特別措置法第70条の6の7）。

これは、国指定の美術工芸品と、国登録の美術工芸品のうち特に優れた価値を有するものを対象とし、博物館や美術館等に寄託して国の認定を受けた保存活用計画に従って保存・活用を行うことを条件に、所有者に対し、課税価格の80%に相当する相続税の納税を猶予するものである。この制度を利用することで、相続を機に美術工芸品の適切な保存と活用が途絶え、確実な継承ができなくなることを防ぐとともに、美術館や博物館等での公開が促進されるものと期待される。優れた美術品を鑑賞する機会を多くの人に提供し、観光や地域振興にも資するものであり、美術工芸品の個人所有者に対し積極的に制度を周知し、利用を推奨していきたい。

### (3) 市町村・地域住民と連携した保存・活用

・文化財の調査や活用を通じて地域住民の理解を深め、行政と地域住民や民間団体等が連携してその保存・活用を図る。

地域の文化財の中には、あまりに身近にあることから、住民がその価値を十分に認識していないものも少なくない。前段で述べた文化財の総合的な調査は、住民や民間団体に参加してもらうことで地域の文化財への理解を促し、その価値を認識してもらうためにも有効である。地域住民が主体となる公民館活動等を積極的に調査の体制に組み入れ、協力体制を構築していくことが必要である。地域の郷土史家のような人材の発掘や、担い手を確保することにもつながる可能性がある。

地域の理解を得るためには、文化財の活用も重要である。適切な保存が前提ではあるが、文化財を展示、公開し、間近に見てふれて楽しむことにより、文化財の価値や魅力を実感することが

できる。地域の環境や歴史の中で形作られてきた文化財をシンボルとして地域づくりに取り込むことにより、住民の地元に対する誇りや愛着を深めていくことも可能であろう。祭礼や習俗等の民俗文化財は、住民の精神的な連帯の象徴となり得るものであり、住民が参加、体験する機会を提供することにより地域社会固有のものとして愛着を持ち、帰属意識を高めることが期待される。住民全体が文化財の価値を理解し、地域共有の財産として認識することによって、確実に保存していくための基盤が作られるのであり、県や市町村は、そのような理解と認識を深める取組を進め、住民が主体的に文化財を継承していこうとする意識を育てていかなければならない。

史跡の解説や町歩きボランティアガイド等、地域で活動している民間団体も多く、市町村はこのような団体との連携を積極的に図り、地域住民はもちろん、地元の大学や関係機関、企業等も巻き込んで、保存・活用に取り組む体制の構築を目指していく。改正文化財保護法では、市町村は地域において文化財の保存・活用に取り組む民間団体を「文化財保存活用支援団体」に指定することができ、円滑な連携を図るため、条件に合致した団体の指定を検討していく。県も市町村を支援するとともに、県内で広域に取り組むべき課題を把握し、関係する市町村と連携を図り、課題の解決に努めていく。

#### (4) 文化財を活用した地域づくり

・特徴的な文化財を地域づくりの核として活用することで、魅力の向上や活性化を図る。

**地域づくりの核としての活用** 地域社会が地元にある文化財の特徴を把握し、その価値を正しく認識していれば、それらを地域づくりの核として幅広く活用することができる。地域の文化財の特色を明確にし、独自性を活かすことによって、観光や地域振興につなげることも可能である。観光や地域振興の部局とも連携して、当該地域でしか味わえない魅力的な文化財を提供することにより、地域の特色づくりによる活性化を図っていく。人口減少社会においては土地利用に余裕が生まれることも想定され、今後の都市計画や再開発事業の中で、重要な史跡や建造物等の周辺にバッファゾーンを設定して環境整備を図ることも検討することができる。

このような取組においては、文化財の固有の特徴と地域が抱える課題によって、活用の方法を検討する必要がある。従来から行われている展示・公開にとどまらず、関係人口の増加を目指した文化財建造物でのイベント開催や、リピーターの増加に向けた多彩な文化財ガイドツアーや体験プログラムの整備、生活や就業の場を提供し外部からの関係人口の呼び込みを図る歴史的建造物のリノベーション等、地域の課題や目的に応じた活用事業の実施を検討していく。

こうした活用では、文化財の適切な保存と価値の磨き上げ、効果的な情報発信が必要である。国や地方自治体の補助制度に加え、入場料や利用料等の収益や、地元企業との提携、クラウドファンディング等による資金確保とあわせ、保存と活用の良好なサイクルの構築を図っていく。

**民間団体の主体的な取組** 地域づくりへの歴史的建造物の活用については、地域で活動するNPO等の民間団体が主体的に取り組むことが重要である。現状でも、歴史的建造物を活動の場としてその管理運営を担ったり、空き家となった歴史的建造物の再生、その保全や活用の専門家を養成し、所有者等への技術的な支援を目指すような民間団体が各地で活動しており、市町村には、

「文化財保存活用支援団体の指定」（法 192 条の 2）も視野に、このような民間団体の活動を支援し育成を図っていくことが求められる。

文化財群の積極的な活用 群馬県には、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」をはじめ、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」や県独自の登録制度である「ぐんま絹遺産」等、絹産業を中心とするストーリーにまとめられた文化財群が各所に所在している。また館林市は、独自で日本遺産「里沼（SATO-NUMA）ー『祈り』『実り』『守り』の沼が磨き上げた館林の沼辺文化ー」を有しており、これらの文化財群の地域づくりへの積極的な活用が期待される。

#### （5） 学校教育との連携

- ・文化財を学校教育に活用することにより、児童・生徒が地域への誇りと愛着を持ち、保存・継承の担い手となるよう育成を図る。

文化財を核とした地域づくりにおいて、学校教育との連携は非常に有効である。子どもの頃から地域の歴史や成り立ちを学び、その中で形作られてきた様々な文化財に触れ、その価値を実感することにより、地域への誇りと愛着が醸成されていく。県の教育振興基本計画（第 4 期）でも、歴史文化の学びの推進を取組の一つとして位置付けており、それらを学校教育に活用することを促していく必要がある。文化財部局と学校教育部局が密に連携し、イベントや教材作りに止まることなく、学校の授業等の指導計画に明確に位置付けた継続的な取組を推進していく。

市町村でも、校外学習や出前授業、職場体験等で地域の小中学校との連携に取り組んでいる。高崎市のかみつけの里博物館では地域の小学校と年間を通した連携授業を実施しており、富岡市では小学生を対象とした富岡製糸場の解説員養成講座を開催、館林市では小学 6 年生に市史の普及版を配布して授業で活用しており、渋川市でも地域の文化財の記録映像を小中学校の授業で活用するなど、注目すべき事例も見受けられる。

学校教育では、近年は地域と連携・協働して様々な活動を推進する体制が求められており、各種団体が学校行事に協力している例も多い。市町村が、このような連携の相手として地域の民俗芸能の保存団体等を学校へ紹介し、その後押しをしていくことも有効である。

学校と保存団体との関係が強化されれば、児童・生徒が卒業後に団体に所属し、引き続き民俗芸能の担い手となることも期待される。

このような取組によって、児童・生徒を将来的に地域の文化財を保存・継承していく担い手として育成することを目指していく。児童・生徒への働きかけによってその親世代や祖父母世代への波及効果も期待でき、



かみつけの里博物館と集学校の連携事業  
(かみつけの里博物館提供)

より親や祖父母と行動する機会の多い幼稚園・保育園から同様の取組を行うことも有効と思われる。

#### (6) 文化財の保存・活用を担う人材の育成

・自治体における専門職員の継続的な確保と育成とともに、関連する外部の専門人材や民間団体、地域人材との連携を推進し、その活用を図る。

文化財の保存や活用には、専門的な知識と技能を有する人材の存在が不可欠である。専門知識を持つ人材が不在のまま文化財の保存・活用を推進した場合、破損や劣化等、かえってその価値の低下や滅失を招く恐れさえある。そのため、県や市町村は、文化財に関する専門知識や技能を持つ職員を採用するなど人材を継続的に確保し、育成していかなければならない。

自治体での人材育成以外に、文化財の保存・活用に係わる民間団体等の育成や連携にも力を入れていく必要がある。本県では、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の普及・啓発活動を行っている富岡製糸場世界遺産伝道師協会や、歴史的建造物の保存・活用の専門家であるヘリテージマネージャー協議会、地域の歴史文化の研究を行っている群馬県地域文化研究協議会、動植物や地質・地形等の調査研究を行う群馬県自然環境調査研究会、県内の郷土芸能を支援しているぐんま郷土芸能助っ人塾、天然記念物の巨樹・古木の管理や樹勢回復に実績のある日本樹木医会等のほか、多くの無形の民俗文化財の保存団体等が活動している。県や市町村は、文化財の保存・活用を進めるため、このような団体と連携し、その活動を支援していく必要がある。



古墳総合調査事業での県民調査員の調査風景

その他、県が実施した古墳総合調査に多くのボランティアが県民調査員として参加したように、潜在的な地域人材も多数存在していると思われることから、こうした人材を掘り起こし、地域ボランティアとして育成することは今後の文化財の保存・活用にとって非常に重要であり、積極的に取り組んでいかなければならない。

県内の大学や関係機関と連携した人材育成も視野に入れる必要がある。県内には公立・私立含め17の大学・短期大学があり、国文学や美学・美術史、建築学等の専攻を持つ大学もある。そのような大学に文化財調査や保存・活用事業の協力を求める中で、関連する分野を専門とする学生を育成してもらうなどの働きかけを検討していく。

## (7) 活用と情報発信の強化

- ・文化財の保存と継承への理解を進めるため、積極的な活用と情報発信を図る。
- ・インバウンドに対応した活用と情報発信を推進する。
- ・デジタルツールの活用やユニークベニユー等、新たな手法による活用と情報発信の強化を図る。

**文化財保護法改正と公開等の推進** 文化財保護法では、従前より、文化財所有者の心構えとして文化財を大切に保存するとともに公開等の文化的活用にも努めなければならないとしていたが、平成31年4月改正にあたり一層の活用推進が規定された。平成30年(2018)には、国宝・重要文化財を借用して展示・公開する際の取扱要綱が改訂(平成30年1月29日改訂「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」)され、脆弱なものを除き公開日数が大幅に延長されている。これらの措置により、博物館等での公開の機会が増加するよう取り組んでいく。

**インバウンドへの対応** インバウンドに対応した活用と情報発信は、今後一層重要となってくる。外国語での情報発信や海外からの来訪者の受入体制の整備は、地域への経済的な効果だけでなく、外国人を含めた関係人口の拡大も期待できる。そうした外国人とのつながりの中で、地域の人々が文化財の価値を再発見し、郷土愛の育成につなげるよう努めていく。

**新たな手法による活用** 近年は、個人利用に限定して展示品の撮影を許可する博物館等が増えている。現在は、スマートフォンの普及により誰もが手軽に写真を撮ることができ、魅力的な文化財を自身で撮影したいとの見学者の要望は高まっている。SNS等で展示品の写真を発信する見学者も多く、宣伝効果も期待され、文化財へ悪影響を与えない範囲において、要望に応えることも必要である。県内でも写真撮影を認める博物館や資料館は増えており、寄託物等についても所有者に理解を求め、対象を拡大していくよう働きかけていく。

文化財の活用は、実物や現地の公開・活用のみではなく、映像記録やVR・AR、3Dなどのデジタル技術の活用、冊子やホームページによる文化財情報の提供等、利便性を高めることも大切である。近年は、地方自治体がSNSやアプリを活用して、情報発信を行うことも盛んになっている。このような新たなツールは、これまで文化財に接することが少なかった世代にアピールする有効な手段であり、今後より一層の活用を図っていく。

近年は、歴史的建造物を「ユニークベニユー」として活用することや古民家を店舗や宿泊施設とするなどの取組が行われ、好評を博している事例もある。文化財への理解が深まることも期待され、適切な保存管理を行った上で、このような取組への支援も進めていく。

## 第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

### 1 群馬県が行う文化財の保存・活用等の計画及び取組

文化財の保存・活用の基本方針を踏まえ、群馬県として行う事業の計画や将来的な取組について以下に記す。

#### (1) 地域の文化財の把握と適切な保存・活用の推進

##### ① 文化財の把握に向けた調査

・県指定に向けた調査や全県の調査が必要な分野について、短期的・中長期的な計画を立案し実施する。

これまでの群馬県の取組 群馬県では、これまでに中世城館や近代化遺産、歴史の道、近代和風建築などについての総合的な調査を行い、これらの成果を基に文化財指定を進めてきた。近年でも、全県を網羅した調査として、平成24～28年度（2012～2016）に古墳総合調査、平成26～28年度（2014～2016）に無形の民俗文化財「ぐんまの粉食文化・オキリコミ」の調査、令和元～2年度（2019～2020）に近世寺社建築総合調査を実施した。また、県が直接管理する史跡上野国分寺跡では平成24～28年度（2012～2016）に発掘調査を実施し、平成30年度（2019）に「史跡上野国分寺跡保存活用計画」を策定した。

各専門分野における調査としては、文化財保護審議会専門部会による指定候補文化財の調査を概ね年2回実施し、その中から、次世代に伝えるべき特に重要な価値を有するものを県指定文化財または県登録文化財としている。特に県登録文化財に関しては、指定制度よりも緩やかな規制のもと、より多くの文化財の保護を図ることを目的とし、登録を進めている。

このほかに、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の包括的保存管理、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」の活用、平成23年度（2011）に群馬県が創設した「ぐんま絹遺産」の登録・活用に取り組んでいる。

今後の群馬県の取組 今後は、実態が不明確なため指定や登録が進んでいない分野や、損壊や滅失の危険性が高くなっ



古墳総合調査（沼田市奈良古墳群）



近世寺社調査（前橋市産泰神社）

ている文化財について悉皆的な調査を行う必要がある。特に古文書や歴史資料、有形の民俗文化財、近代の養蚕農家等はその危険性が高く、市町村や民間団体等と連携しながら計画的な実施が必要である。文化財保護審議会専門部会委員の調査とともに、外部の専門機関・専門家・大学等への調査委託も検討し、短期的・中長期的な計画の立案と実施に努めていく。

## ② 指定・登録等による保護

- ・国や県指定・登録にふさわしい価値を持つ文化財については、所有者や市町村等と調整し、指定・登録等に向けた取組を推進していく。
- ・建造物や史跡・名勝・天然記念物については、指定文化財の周辺環境や景観にも考慮して保護の対策を取る。

**文化財の指定と登録** 文化財の指定は、文化財を保護する基本的な方法である。法律や条例によって現状変更の制限等の規制をする制度であり、その価値に応じて国・県・市町村の指定がある。国指定文化財の修理等については、所有者や管理団体への国の補助制度があり、県でも国・県指定文化財に係る補助制度を設け、文化財の保存・活用を支援している。文化財を保護する上で実効性の高い手段であり、ふさわしい価値を持つ文化財については、積極的に指定を進めていく。また、文化財の登録は、指定よりも規制が緩やかな文化財の保護の方法である。登録制度は、従来国のみのものであったが、群馬県では令和6年（2024）4月1日に文化財の登録制度を創設した。県では、制度の趣旨を踏まえ、登録制度の活用を推進していく。

群馬県は、近世以降養蚕が盛んとなり、世界遺産の「富岡製糸場と絹産業遺産群」をはじめ、養蚕に関する有形・無形の文化財が、本県を特徴付けるものとして今後の活用が期待されている。群馬県独自の登録制度「ぐんま絹遺産」についても、各資産の内容や価値



群馬県登録文化財 上毛かるた関係資料の一つ  
絵札の原画



国重要文化財 曹源寺栄螺堂（太田市）



国重要文化財 臨江閣別館（前橋市）

付けを検討し、指定や登録等につなげていく。

この他にも、県内には国・県指定や登録にふさわしい文化財が多数残されており、それらを指定や登録につなげる取組を推進していく。平成30年（2018）に国の重要文化財に指定された太田市曹源寺の栄螺堂は、県の補助事業による修復後に指定を受けたものである。前橋市の臨江閣と塩原家住宅、高崎市の旧新町紡績所も、前橋市や高崎市による調査や修理が行われたのちに国重要文化財に指定された。調査によって判明した新たな価値や、修理・整備による価値の磨き上げが国の指定につながった好例であり、今後も指定や登録を視野に入れた計画的な保存整備や調査を行っていく。

**周辺環境や景観も含めた保護策の検討** 指定・登録を受けている建造物や史跡・名勝・天然記念物については、所有者や管理団体に対し、確実な保存と効果的な活用を見据え、周辺の環境や景観とあわせた保護策の検討を促していく。特に世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」についてはその価値を損なわないために緩衝地帯を確保することが求められており、それぞれの資産において適切な保護の対策を推進支援していく。

### ③ 適切な修理・整備の実施

- ・所有者や管理団体が行う国・県指定文化財の修理や整備事業に関し、財政面での支援とあわせて、それに伴う指導・助言等の支援を行う。
- ・国・県指定文化財の修理や整備に対する需要の実態を把握し、中・長期的な計画を立案してその着実な実施に努める。

県は、国・県指定文化財の保存修理や整備に関し、事業者や地元市町村と連携を図り、事業の円滑な進捗やその後の適切な管理活用が行えるよう支援を行っている。それらの事業に対しては国と県の補助制度があり、財政面からも事業者である所有者、管理団体等を支援している。

補助金の交付は、国指定文化財は原則国庫補助が50%であるが、過疎地をその区域とする市町村は65%、個人法人が事業者となる場合は補助率が最大85%まで上乘せされる。県の補助制度では、県指定文化財の保存修理に対して補助金を交付しているほか、国補助事業に採択された事業に対しても一部補助している。

大規模な建造物の修理や史跡の整備には多額の経費がかかるため、毎年県内市町村に対して今後数年間の計画について照会し、財政状況や修理の緊急性等を勘案して計画的に事業を進めるように努める。

### ④ 活用と情報発信の強化

- ・県や市町村、民間団体等が連携して文化財の活用や情報発信を行う。
- ・多様な媒体を利用した幅広い情報発信を行う。
- ・県が直接管理する文化財の活用と情報発信に努める。

関係する群馬県部局 県では、令和2年度組織改正において、「ぐんま暮らし」のブランド化により移住促進を図るとともに、文化・スポーツにより活力ある地域づくりを推進するため、「地域創生部」が新たに設置され、文化財の保存・活用を地域づくりに活かし、文化行政の一体的推進を図るため、文化財保護課を教育委員会から同部に移管した。さらに令和2年度組織改正において、「ぐんま暮らし」のブランド化により移住促進を図るとともに、文化・スポーツにより活力ある地域づくりを推進するため、「地域創生部」が新たに設置され、文化財の保存・活用を地域づくりに活かし、文化行政の一体的推進を図るため、文化財保護課を教育委員会から同部に移管した。さらに令和8年度（2026）組織改正において、県が誇る文化遺産の保存・活用を一体的に推進するために、文化振興課から世界遺産及び歴史遺産業務を移管し、課の名称を文化遺産課に改称した。引き続き教育委員会と密接な連携を図りつつ、文化振興課及びその所管にある歴史博物館との連携をさらに強めていく。

文化遺産課では、上野国分寺跡（前橋市・高崎市 国史跡）や観音山古墳（高崎市 国史跡）、埋蔵文化財調査センター等を活用した情報発信事業を行い、いずれも学校教育や生涯学習の場として利用されている。また、これまでに実施した各種の調査成果を基に一般向けの冊子やパンフレット、小学校教員向けの指導マニュアル、スマートフォン用の多言語対応アプリ等を制作し、調査成果の活用と情報発信を行っていく。さらに、東国文化周知事業として、中学生に向けた東国文化副読本の作成やイベントの開催等を通じ、群馬県の歴史・文化について広く情報発信を行っている。また、富岡製糸場をはじめとする世界遺産を構成する4資産や日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」の構成資産の価値の発信や活用、ぐんま絹遺産の登録・活用に取り組むとともに、民間団体と連携した各種情報発信等を行っている。

歴史博物館では、常設展示と年数回の企画展等により、本県の歴史を分かりやすく展示している。展示品には指定文化財も多数含まれ、その中でも国宝展示室に常設展示されている国宝「群馬県綿貫観音山古墳出土品」は圧巻であり、観覧者に本県の歴史の豊かさを印象付けている。

世界遺産センターでは、ここを拠点に構成資産を管理する市町と連携しながら、専門家や民間団体と一体となって調査研究と情報発信を行っている。

教育委員会が所管する県立文書館では、収蔵する文書を中心とした展示や、古文書講座や講演会の開催等の普及啓発事業を行っている。県立図書館では、蚕糸業に関する資料や絵図・古地図・



群馬県埋蔵文化財調査センター 発掘情報館



群馬県立歴史博物館 国宝展示室

古写真等の地域の資料を積極的に収集・保存するとともに、それらをデジタルアーカイブ化してホームページで公開し、広範な活用と情報発信を図っている。

この他、観光リトリート推進課やメディアプロモーション課等の他部局の関係各課においても文化財の活用や情報発信を行っている。また、財産有効活用課が管理している国登録文化財の県庁昭和庁舎や群馬会館（いずれも前橋市）は、現役の施設として利用されているが、多くのテレビドラマ等のロケ地としても知られているほか、eスポーツ・クリエイティブ推進課に設置されたぐんまフィルムコミッションにおいて、県内の文化財での撮影利用の調整が図られている。

**多様な媒体の活用** かつては、史跡の現地や博物館展示室等での情報発信は、紙媒体によるものが主体であったが、現在ではスマートフォン等デジタル端末の普及によりホームページや各種SNSからの情報発信が盛んになってきている。これまでに群馬県では複数のホームページやアプリを公開しているが、今後も時流に合った多様な媒体を活用した情報発信にも力を入れ、より多くの人が、現地を訪れて本物に触れるような仕組みを構築する。県では、令和2年度より県公式動画サイト「tsulunos（ツルノス）」での文化財普及啓発に関する動画を各関係部局が自主制作し、配信を行っている。

## （2）文化財の保存・活用の体制強化

### ① 人材育成

- ・県の文化財保護行政を担う専門職員を継続的に確保し、各種研修への参加や人事異動により、幅広い知識と見識を持つ人材の育成を目指す。
- ・市町村の体制整備や専門職員の育成、地域住民等と連携した地域の担い手育成等の取組を支援していく。
- ・地元大学や機関、企業・団体との連携を推進する。

**県における体制整備** 県の文化財保護行政は、考古学を専門とする選考採用職員を軸に、一般行政職と教員職の職員が担当している。選考採用職員は、平成12年以降、長期間新規採用がなかったため、年齢構成に偏りが生じており、その知識と経験、技能を継承することが難しい状況にあった。群馬県では、このような年齢構成の偏りを是正し、将来にわたって文化財保護を適正に行えるように、平成25年（2013）から新規に専門職員の採用を始めている。令和6年度までに6人を採用したが、今後も職員の採用を含め効率的かつ効果的な体制が整うよう努めていく。

これらの職員には、文化庁や独立行政法人国立文化財機構等が開催する各種会議、研修会への参加を通して、幅広い分野の知識や技能を習得させていく。また、将来、本県の文化財保護行政全般を支えていく人材としての成長が望まれることから、文化遺産課、埋蔵文化財調査事業団だけでなく、県立歴史博物館、県立文書館、県立図書館、文化振興課等とのつながりの中で業務経験をつみ文化財の保護と活用の幅広い見識を持つ人材として育成していく。この他の分野を専門とする職員についても県立の各種博物館の学芸員として採用するなどして確保に努めるとともに、知事部局及び教育委員会に在職する各分野の専門教育を受けている人材を把握し、必要に応じて関係部局に配置できる体制を整える。

市町村における体制整備 市町村においても、専門職員の配置を含む体制整備やその後の人材育成が重要であり、人事交流等も含め、県としてもその取組を支援していく。また、地域住民、民間団体等と連携した地域の文化財の担い手の育成についても、県と市町村が協力し取り組んでいく。

地元大学との連携 県内での専門職員不足に至った要因の1つとして、地元大学との連携の希薄化をあげることができる。群馬県における現在の埋蔵文化財の調査や保護の体制の形成は、かつての群馬大学考古学研究室の果たした役割が非常に大きいところだが、現在も地元大学にも地域の文化や文化財に関わる幅広い専門課程があることから、今後積極的に協力要請を行い文化財の専門人材の育成の面でも連携を深めていく。

## ② 庁内の連携強化

・県政の振興に向けた効果的な保存・活用を行うため、庁内関係部局のより一層の連携を図る。

今後の文化財の保存・活用や情報発信の取組は、庁内の関係する担当部局が連携して行い、より一層の効果を上げるよう努める必要がある。文化遺産課による文化財の調査や修理・整備により磨き上げられた文化財を庁内の各担当課がそれぞれの事業で活用することで、文化財が持つ本物の価値や魅力を十分に発信することができる。県の総合計画においては、県政の多くの場面で文化財の活用が期待されており、県政の目的達成に向け、関係部局で連携して効果的に施策を進めていくことが求められている。今後、文化遺産課が中心となって、関係部局間での情報共有と協力体制を検討する協議会等の設立を目指す。

## ③ 学校連携

・県が管理する文化財や博物館等の学校教育での活用、副読本やマニュアル等の作成、教職員を対象とした講座や研修の実施、児童・生徒が文化財に触れる機会の提供等によって、子どもたちが郷土の歴史文化に愛着を持ち、地域の担い手となるよう育成を図る。

文化遺産課や文化振興課、県立歴史博物館をはじめとする関係機関等で学校との連携事業を行っている。主な内容は、各機関での校外学習や職場体験の受入、出前授業の実施、教職員向けの専門的な講座の開催や研修への協力等である。

文化遺産課は、現任教員を対象とした教員向け埋蔵文化財講座「授業に活かすぐんまの遺跡」を開催し、埋蔵文化財の成果から地域学習・歴史学習等に活かせる素材を授業に取り入れる手法を具体的に考えてもらう研修を実施している。また、児童・生徒が飼育した蚕の繭から取った絹で校旗を作成する取組や、富岡製糸場世界遺産伝道師協会と協力して富岡製糸場の解説や体験学習等を行う学校キャラバンからなる絹文化継承プログラムを実施している。さらに、郷土の歴史

や文化を紹介した東国文化副読本（冊子版・web版）を作成し、県総合教育センターでの新任教職員向けの活用研修などを通じて、県内の小・中学校の授業での活用推進を図っている。また、「東国文化自由研究」は、県内の多くの児童・生徒が夏休みの課題として取り組んでおり、身近な文化財への興味・関心を持つきっかけとなるものと期待される。

郷土かるたである「上毛かるた」は、県内の小・中学校の授業で取り上げられ、競技会が開催されるなど、児童・生徒にとって非常に身近な存在であり、郷土の歴史や文化に触れる第一歩となるとともに、群馬県人としてのアイデンティティーの形成に強く寄与している。旧市町村や小学校を単位とした郷土かるたも多く、地域学習の一環として活用されている。

これらの取組は、文化財を学校教育に活用することで子どもたちが本県の歴史や文化の価値を認識し、将来へ継承していこうという意識の醸成を目的とし、将来的な地域の担い手として育成を図るものである。

## 2 群馬県が重点的に取り組むテーマ

これまで述べてきた本県の文化財保存・活用の方針や取組を踏まえ、以下の4点を県が優先的に取り組むテーマとする。

### (1) 未指定や未登録文化財を含む文化財総体の把握

改正文化財保護法では、指定・未指定にかかわらず、域内の文化財の総合的な把握を行った上で、保存・活用のための必要な措置を取るとしている。そのためには、調査が不十分で指定が進んでいない文化財について、悉皆的な調査が必要である。市町村が作成する地域計画では域内の文化財を把握するための調査について記載することとしており、これと連携して未指定・未登録のものを含めた調査を進めていく。現在、調査に係る経費は国庫補助の対象となっており、県としても、計画段階から指導助言を行い、外部の専門人材の紹介など、市町村の取組を積極的に支援していく。

### (2) 国・県指定文化財の保存・活用の推進

文化財の地域づくりへの活用を考えた場合、国・県指定文化財は、その有力な資源となるものであり、市町村と連携して、定期的な修理・整備による確実な保存と、積極的な活用を促していく。県では、国指定史跡の観音山古墳（高崎市）・上野国分寺跡（前橋市・高崎市）を直接管理し、一般に公開している。その他、県が所有もしくは管理している重要文化財の美術工芸品や考古資料等を、文書館や歴史博物館、自然史博物館、近代美術館、埋蔵文化財調査センター等で管理し、展示等に活用している。

このうち上野国分寺跡は、平成24年度（2012）から整備に向けた調査を行い、伽藍配置が従来の想定とは異なっていたことが判明するなどの成果が得られた。



国史跡 上野国分寺跡（前橋市・高崎市 遠景は榛名山）

今後調査成果に基づき、効果的な活用方法を検討していく。

### (3) 蚕糸業を基盤とする各種文化財の調査と保存・活用の推進

本県の歴史文化の特徴として、近世から近代にかけて、蚕糸業の隆盛が文化や産業など多方面に影響を及ぼしてきたことがあげられる。関連する文化財は有形・無形を問わず多岐にわたり、近代養蚕農家や養蚕に関連する民俗資料・古文書・歴史資料等、調査研究が必要な分野も多く残されている。世界遺産の「富岡製糸場と絹産業遺産群」を筆頭に、群馬県を特徴付ける文化財であり、今後一層の調査研究を進め、積極的な保存・活用を図っていく。

県文化遺産課では、その第一歩として令和元年度から令和2年度にかけて「群馬近世寺社建築総合調査」を実施している。群馬県には、養蚕業がもたらした経済力を背景に建造された近世の装飾寺社建築が数多く残されており、それらを訪れることで江戸時代の寺社建築の変遷を知ることができる。これら普遍的な価値を有する文化財の調査の成果は、今後の文化財指定・登録や保存・活用に活かしていくほか、積極的な情報発信により本県のイメージアップや観光振興につなげていく。

寺社調査の後には、引き続き近代養蚕農家や養蚕関連の民俗文化財等の調査を実施したい。

### (4) 災害に備えた体制の整備

群馬県は、近年比較的大きな災害が起きていないことから、これまで災害時の文化財の取り扱いや連携体制等の検討が進んでいなかった。しかし、過去には大規模な火山災害や水害に見舞われており、近年多発している台風等の自然災害を考えると、災害への対応策を準備する必要性が高まっている。

群馬県では、令和2年3月の本大綱施行以降、文化財防災の取組を強化している。

令和2年度には、群馬県文化財保護審議会に新たに防災部会を設置し、専門委員4名（うち1名は審議委員）を委嘱した。令和3年度（2021）には、「群馬県文化財防災ガイドライン」を策定し、一般への普及啓発を目的とした「文化財防災パンフレット」を広く配布している。令和5年度（2023）には、群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会を設置し、関係者間の認識と情報の共有を図っている。令和6年度からは、前年度までに整備されたガイドラインの運用や組織の活動を継続することで、県内の文化財防災体制の強化を図っている。

災害への対応、災害発生時の情報収集及び被災文化財の取り扱いマニュアルの作成、文化財防災マップの整備、市町村や文化財所有者・文化庁及び国の関係機関・近隣都県・関連する民間団体等との連携や支援体制等について、具体的な検討を進めていく。（第6章参照）

なお、今後文化財の広範な活用を進めるにあたり、人災に対応した防犯体制の強化も必要である。

## 第5章 県内市町村への支援の方針

改正文化財保護法では、市町村による地域計画の作成が制度化された。そのため、市町村は地域住民や民間団体等と連携して、域内の文化財の総合的な把握と保存・活用を行うことが求められる。文化財の保存と活用において、市町村の役割は非常に重要であることから、県としては文化財の確実な保存と継承に向けて市町村の取組を支援していく。

### 1 調査に対する支援

- ・市町村が行う調査について、専門的な指導・助言や情報提供を行うとともに、専門人材の紹介等の支援を行う。

文化財の指定・登録において、それらが有する価値を明確にするための調査は不可欠である。しかし、各市町村には多岐に及ぶ文化財の分野に関する専門家の不在や不足の場合もあるため、希望はあっても調査に至らない場合も少なくない。そこで、県はこうした状況に鑑み、調査方法に関する技術的指導・助言、専門家の紹介等について積極的に支援する。

### 2 国・県の指定・登録文化財の保存・活用事業に対する支援

- ・事業が円滑に進められるよう計画段階から協議・調整し、必要な指導・助言や情報提供のほか、県の補助制度による財政面での支援も行う。
- ・国の補助制度の活用に向けた文化庁との調整を行うほか、補助金の説明会や研修等を開催し、適切な執行ができるよう支援していく。

各市町村の域内には、国・県・市町村の指定・登録文化財が存在しており、順次保存や整備、活用等の事業を進めていく必要がある。市町村は、個人・法人所有を含む管内の指定文化財について状況を把握し、保存措置の優先度を考慮しながら、それぞれの事業を計画的に進めていかなければならない。

市町村による事業の実施にあたって、県は計画段階から市町村と協議・調整を行い、必要な情報提供や指導、助言を行う。具体的には、事業に関連する各種委員会へのオブザーバー参加や文化庁との連絡調整など、市町村が適切に事業を遂行できるよう支援していく。

保存・活用事業のうち、国・県の指定文化財と国の登録文化財には、市町村や所有者が行う調査や修理、公開活用等の事業に対する国や県の補助制度がある。特に、建造物の修理・整備や史跡の公有地化等、多額の費用が必要な事業の実施について、補助金制度が大きく後押しをする役割を果たしている。重要な遺跡では、国の指定を受けていないものについても、遺跡の範囲や内容を把握するための調査が補助の対象となる。高崎市の上野国多胡郡正倉跡や東吾妻町の岩櫃城跡は、いずれも補助事業で実施した調査の成果によってその価値が認められ、国史跡に指定された。このように、補助金の制度は文化財の保存と活用を進める上で非常に有効であり、県は市町村に

対して活用を促すとともに、補助金説明会や研修を開催して適切に執行できるよう支援していく。

### 3 市町村の体制整備と人材育成に対する支援

- ・ 専門職員の採用と配置を求めるとともに、文化財保護行政に関する専門的な知識・技能に関する研修や講座の開催や、県との人事交流等を行い、市町村の体制整備と人材育成を支援する。
- ・ 国・県の研修への積極的な参加を促すとともに、参加できる環境作りに協力する。

群馬県内には、現在 12 市・15 町・8 村の合計 35 市町村が存在する。このうち、正規の専門職員が配置されているのは、12 市・7 町・1 村の合計 20 市町村にとどまる（令和 7 年 5 月 1 日現在）。この他の 9 町村は専門知識を持つ嘱託員を配置しているが、残りの 6 町村は専門職員が不在となっている。県は、専門職員不在の町村に対し、それぞれの地区を担当する県専門職員が様々な面で支援すると同時に、専門職員の採用と配置を促している。改正文化財保護法が目指す地域における未指定を含めた文化財総体の計画的な保存・活用を推進していくには、市町村による地域計画の作成が不可欠であり、市町村の体制整備とともに、それを担当する専門職員の配置と育成が重要になっている。

文化財の範囲は多岐にわたるため、各自治体は各分野の専門職員を確保することが望ましいが、外部の人材の協力を得ることも必要となる。特に活用に向けた取組については、文化財保護部局だけでなく、関係各課や博物館、外部の専門人材、民間団体、地元企業等との連携が不可欠であり、全体的な企画やコーディネートを担える人材が求められている。このため、文化庁はこれまでの専門的な研修に加え、総合的な文化財の把握や保存・活用に必要な知識の習得や、民間と連携した活用を企画する能力の向上を目指した「文化財マネジメント職員養成研修」を令和元年度から行っている。県や関係機関も、市町村の行政担当者向けに埋蔵文化財や古文書等に関する専門的な講座を実施しているが、このような講座の拡充や、県との人事交流等も含めて、市町村の人材育成を支援していく。この他にも、文化庁や独立行政法人国立文化財機構等が開催する各種の研修があり、職員の資質向上に資するものであることから、それらの積極的な活用を促すとともに、参加しやすい環境作りにも協力していく。

### 4 市町村による文化財保存活用地域計画作成への支援

- ・ 地域計画作成を計画している市町村に対し、準備段階から指導・助言や情報提供を行う。
- ・ 関連する調査については、外部の専門人材の紹介や、県が行った既存の調査データの提供等の協力を行う。
- ・ 地域計画作成に係る国の補助制度の活用と適切な執行に向け、指導・助言・情報提供を行う。

文化財保存活用地域計画は、これからの文化財の保存・活用をより充実するために必要なものであり、県はその作成推進に向けて市町村を支援していく。

国の指針では、市町村が地域計画を作成するにあたり、市町村と都道府県、文化財保存活用支援団体を基本的な構成員とする協議会において協議することが望ましいとしている。協議会は、必要に応じて文化財所有者や学識経験者、商工や観光関係団体等を構成員とすることができ、多様な関係者による検討が可能となっている。県はこの協議会へ参加するとともに、協議会の構成員の検討や、必要な学識経験者の紹介や依頼、先行事例についての情報提供等、事前準備の段階から市町村に必要な助言等を行う。なお、地域計画の作成は、域内の文化財総体を把握するための調査の実施が必要となっており、この調査に関しても市町村と連携し、外部の専門人材や関係する民間団体等の協力を得て進めていけるよう支援するほか、県がこれまでに実施した調査のデータ提供等の協力も行っていく。

この地域計画の作成には、国による補助制度が設けられている。協議会の開催経費はもちろん、地域計画作成の前提となる域内文化財の総合的な調査や、地域住民等への説明会や調査成果に関するシンポジウムの開催、地域計画についての情報発信に係る費用等、多岐にわたる経費を補助対象とすることができる。県は、地域計画の作成を予定している市町村に対し、この補助制度が利用できるよう事前の申請や文化庁のヒアリング等について指導・助言を行うとともに、財政的な支援についても検討していく。

## 5 専門職員不在の市町村や小規模市町村への支援

- ・専門職員不在の市町村に対しては、体制整備を働きかけるとともに、県の専門職員による指導・助言や必要な人材の紹介等を行う。
- ・円滑な文化財保護行政の遂行や地域計画の作成に向け、小規模市町村間の連携体制を検討し、必要な調整や協議、情報提供等を行う。

本県では、山間部と県の南西部において、専門職員不在の市町村が存在している。他にも定年退職した専門職員を非常勤職員として雇用している市町村は多く、近い将来専門職員不在の市町村はさらに増える可能性がある。県では、専門職員不在の市町村に対し、専門職員による指導・助言や、専門知識を有する人材の紹介などとともに専門職員の採用等の体制整備を働きかけるなどの支援を行っている。

このような市町村は、多くが人口1万人に満たない小規模市町村であるが、今後の地域計画の作成を考慮すると、体制整備の必要性は非常に高まってきている。専門職員が配置されていても、不十分な体制の下で日々の業務を行っている自治体も多く、さらなる組織体制の充実が求められる。各自治体単独での体制整備が理想ではあるが、困難な場合は一部事務組合の設置等、近隣の複数市町村による連携体制の構築も検討していく必要がある。先に述べた地域計画の作成と認定申請は、複数の市町村が共同して行うことも可能であり、地域計画作成のための協議会をそれらの市町村が組織し協議することにより、連携の方策についても検討を進められることが期待できる。県としては、こうした市町村間の連携をコーディネートし、小規模市町村においても文化財

の保存と活用が十分に行えるよう努めていく（コラム4参照）。

#### コラム4 市町村連携の実例

広域での市町村の連携事業は、これまでも消防や水道、医療、福祉等の分野で、協議会や一部事務組合、広域連合等を設置して行われてきた。文化財保護に関しても、埋蔵文化財の発掘調査を広域の事務組合や連合組織等が担っていた事例もある。今後の人口減少社会においては、行財政運営は一層厳しい状況が見込まれ、従来どおりの住民サービスを維持・充実するためには地域全体で協力して対応していく必要があり、その一つとして市町村連携の強化・促進が求められている。

平成20年（2008）に設立された京都府の相楽東部広域連合は、京都府南部の3町村からなる広域連合で、福祉や廃棄物処理、教育に係わる業務を行っている。学校教育や生涯学習等は広域連合に設置された教育委員会が担当し、相楽東部広域連合文化財保護条例の制定や、文化財保護委員会の設置・運営等を行っており、文化財分野における今後の連携方法の事例として注目される。

## 6 歴史的建造物の活用に関わる建築基準法の適用除外に関する支援

- ・歴史的建造物の活用に関して建築基準法の適用除外を検討している市町村に対しては、関連する条例の制定等について、県・市町村の関係部局と連携して必要な指導・助言を行う。

国の重要文化財や史跡となっている建造物は、建築基準法による各種の規制の適用が除外されている。しかし、その他の歴史的建造物については、活用のための用途変更や改修を行う場合、原則として建築基準法が適用される。ただし、地方公共団体が定める条例によって現状変更の規制や保存のための措置を講じたものについては、建築審査会の同意を得て特定行政庁が指定した建造物は適用除外とできることが建築基準法に定められている。

歴史的建造物の活用を計画している市町村に対しては、関係部局と連携し、建築基準法の適用除外についての情報提供や、関係する条例の制定についての助言等、必要な支援を行う。

#### コラム5 建築基準法の適用除外

建築基準法第3条では、国宝や国の重要文化財・重要有形民俗文化財等の建築物については建築基準法を適用しないこととしている。また、文化財保護法第182条第2項に基づく条例によって県や市町村の重要文化財等に指定された建造物についても、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものについては適用を除外できる。その他、現状変更の規制及び保存のための措置を定めた独自の条例によっても同様の取り扱いができることとなっているが、技術的な指標がなく、制定が進まない状況にあった。そのような中、国土交通省は、歴史的建築物の活用に向けた独自条例の制定を目指す地方公共団体を支援するため、平成30年（2018）に「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」を策定し、条例の制定・活用の促進を図っている。なお、本県では富岡市が独自条例を制定し、平成29年度から施行している。

## 第6章 防災・災害発生時の対応

### 1 文化財を災害から守る必要性

平成7年(1995)に発生した阪神淡路大震災や、平成16年(2004)の中越地震、平成23年(2011)の東日本大震災等において、数多くの文化財が被災し毀損・滅失してしまった。特に東日本大震災においては、群馬県内でも数多くの文化財に影響があり、指定文化財のみならず、歴史的建造物や美術工芸品が被害を受けた。また、地震や台風等の自然災害とともに、火災や盗難等によっても貴重な文化財が被害を受け、その価値が損なわれてしまうことがある。

群馬県では、5世紀末から6世紀前半に発生した2度にわたる榛名山噴火、弘仁9年(818)の大地震、天仁元年(1108)や天明3年(1783)の浅間山噴火に伴う大規模災害等、歴史的に大きな災害があったことがこれまでの調査により知られている。近代以降も、明治43年(1910)と昭和10年(1935)の大水害、昭和22年(1947)のカスリーン台風、昭和34年(1959)の伊勢湾台風等で被害が発生しており、今後、いつ何時、県内のどこかで大規模災害が発生してもおかしくはない。

有形・無形の文化財は地域の歴史や伝統を色濃く反映しており、地域の人々の心の拠りどころとなっているものや、連帯の象徴となっているものが数多く存在し、災害によって失われてしまうことがないように対策を取ることが必要である。大規模な災害に対して、しっかりとした対応が正確且つ迅速にできるよう、日常の防災・防犯体制、及び災害発生時の文化財保護のネットワーク構築等について、日頃から対策を考えておかなければならない。そのためにも、県民が日常的に文化財に親しみ、文化財が人類の宝であり未来へつなぐ資産であることを認識することが、文化財を災害から守り保存・活用していくことにつながり、この視点から文化財の保存・活用を図ることが求められる。

### 2 災害に備えた取組

- ・文化財リストを作成して情報を関係機関等と共有するとともに、文化財の所有者や管理者等(以下、所有者等)が災害発生時の対応について共通認識を持つよう努める。
- ・防災・防犯の設備や人的体制の整備とともに、防災・防犯計画の策定や点検・訓練等の実施、耐震診断や補強工事等の耐震対策など、災害に備えた取組の推進を図る。
- ・県が主体となって災害時の連絡・協力体制の構築を図るとともに、災害対応マニュアルや文化財防災マップ等の作成、資料救済ネットワーク立ち上げへの支援等を行っていく。

文化財リストの必要性 災害はいつ、どこで発生するか予測不可能なことがあるため、平時より発災時における文化財の保護方法及び現況把握、管理方法等についての備えが必要である。そのために、指定文化財だけでなく、未指定文化財を含めた域内の文化財総体を集約した、文化財リストの整備が必須である。このリスト化によって災害時に守るべき文化財を可視化することが

できることから、所有者等と地元市町村文化財部局、県文化遺産課との間で日頃からの文化財保護意識や情報共有を図ることが可能となる。さらには、文化財の盗難被害の際にも、警察への情報提供や、全国の都道府県や関係機関への照会等を迅速に行うことができる。そしてこのリストに基づき、所有者等と地元市町村、県文化遺産課が、災害発生時にとるべき行動について事前に定めておくことが重要である。なお、将来的には、文化財リストを基にしたデータベース化とそのクラウド上での閲覧を可能とするシステム構築等が求められる。

**市町村文化財部局の役割** 市町村文化財部局は、外部の専門人材や地域住民、民間団体等の協力を得て域内の文化財リストの作成を進める必要がある。そして、このリストに記載された文化財（未指定文化財を含む）の所有者等に対して災害時の対応についての周知に努める必要がある。リストの周知は、文化財の重要性を所有者等が改めて認識し、災害時にとるべき行動について市町村文化財部局や県文化遺産課との共通認識を持つことにつながると期待される。加えて、市町村文化財部局は、災害時の対応と事前の対策について、地域計画に記載することが望まれる。また、報告書等に記載された既存の文化財情報は、被災した場合の文化財復旧・復元を可能とすることから、それらのアーカイブ化についての検討も求められる。

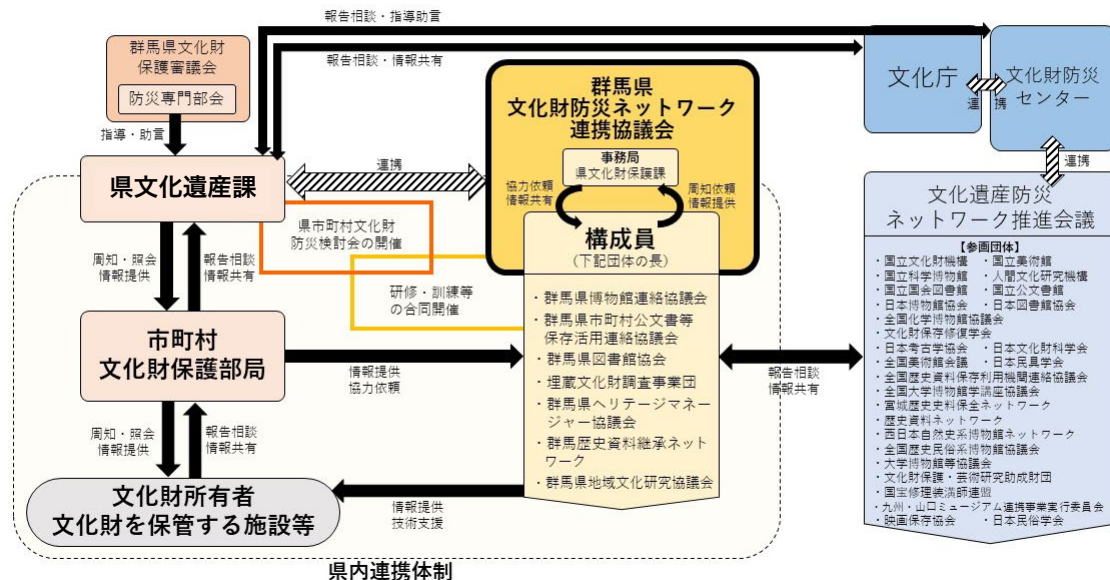
**日常的な取組・管理** 日常的な管理においては、火災や盗難を予防するための設備や人的体制の整備に努めるとともに、防災・防犯計画の策定、定期的な点検や防災訓練の実施等の取組が必要である。それぞれの地域でハザードマップが作成されている場合は、災害が予想される地域に所在する文化財を把握しておき、災害を想定して避難や救出の体制を整備し、日頃から訓練を行うことも大切である。群馬県内でも、毎年1月の文化財防火デーの前後に、多くの歴史的建造物や博物館等の施設で防災訓練を行っている。令和元年9月には、文化庁が、国宝や重要文化財の建造物と、国宝や重要文化財の美術工芸品を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを公表しており、今後はこれに沿った対策が必要となる。県や市町村指定の文化財についても、このガイドラインを参考にした対策を検討していく。

**各種指定文化財の対応** 建造物や史跡・名勝等については、倒木や崖崩れ等による被害が予想される場合、伐採等の予防措置を行うことも検討する必要がある。一方、天然記念物の樹木等は、台風等の自然災害に起因した倒木や落枝によって周辺に被害を生じさせる危険性があり、防災を念頭に置いた現況の把握や管理方法の検討が必要である。国・県指定文化財については防災・防犯対策に対する国や県の補助制度があり、積極的に活用して災害に備えていく。

無形の民俗文化財は地域の伝統に根付いた文化財であり、災害で地域社会が崩壊してしまうと、文化財としての存続が危ぶまれることになる。しかし一方で、被災した地域社会の復興において、地域の結びつきを確認する重要な役割を果たすことも期待される。そのため、民俗芸能・民俗技術・祭礼行事等の地域の活動記録や調査報告書、映像記録を作成する等、対策を講じていく必要がある。

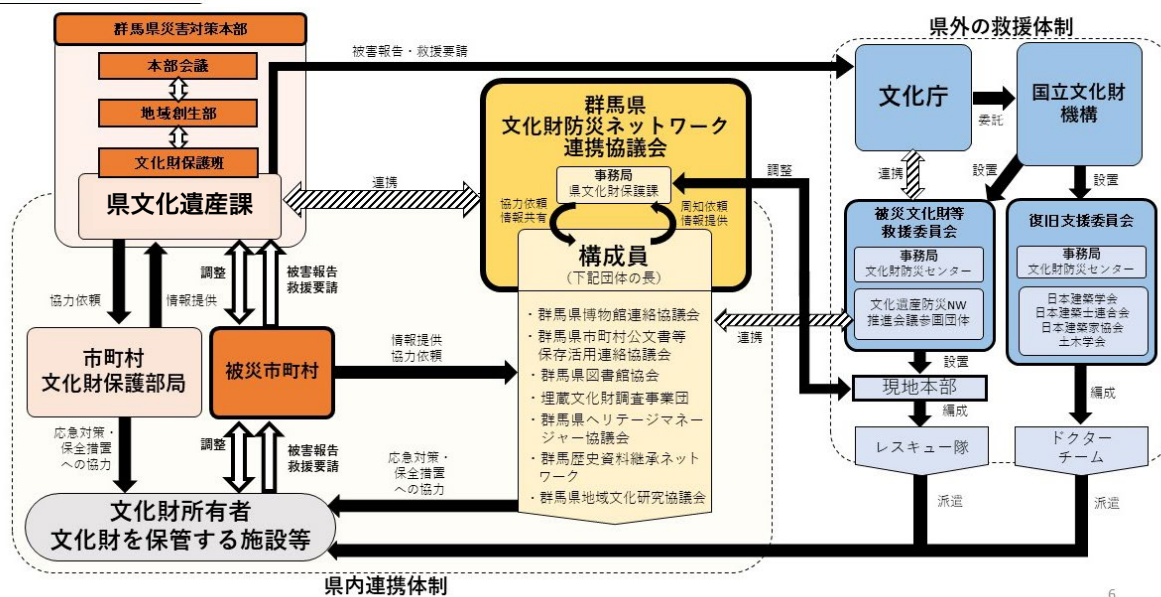
**歴史的建造物への備えと対応** 指定・未指定の歴史的建造物には木造が多く、長い年月を経て腐食など老朽化が進行している物件があり、平時から対処が必要となる。また、近代以降の物件では、建設当時の基準で災害に対応している物件もあり、それらを勘案しながら、地震等の災害被害へ対応することが大切である。特に大規模な被害が予想される地震については、文化庁が耐震診断や耐震補強の指針や手引を作成しており、これに沿った耐震対策の促進が求められてい

## 日常的な文化財防災体制



第4図 日常的な文化財防災体制

## 災害時の文化財救援体制



第5図 災害時の文化財救援体制

る。国・県指定や登録の建造物については国や県の補助制度もあり、市町村と連携して所有者等へ耐震対策の実施を働きかけていく。

**文化財救済ネットワークの役割** これまでの大規模災害の際には、各府県単位で結成されている資料救済ネットワークが資料の保全に大きな役割を果たした。現在全国で15を超える組織が活動しており、災害後の保全だけでなく防災にも力を入れている。

本県では、令和5年度（2023）に群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会が設置され、以降、構成員による会議に加え、本協議会主催の公開講演会や県内実務者を対象とした研修会を開催し、関係者間の認識と情報の共有を継続的に図っている。

**県文化遺産課の役割** 群馬県の地域防災計画では、災害対策本部が設置された場合、県文化遺産課は文化財に係る災害情報の収集と応急対策に関する業務を行うと定められており、県内文化財の被害の集約と、応急的な保護措置に向け文化庁等関係機関との調整の役割を担うこととなる（第8図）。この情報収集も先のリストを基に行うことが効果的であり、所有者等や市町村との間で情報を集約するための連絡方法と体制を早急に確立しなければならない。

**博物館等の関係機関の役割** 学芸員が配置されている博物館等の関係機関は、災害時には被災文化財の応急措置などの対応が適切に取れるよう平時よりそれぞれの役割分担や必要機材の所在などを把握しておく必要がある。

**今後の体制検討** 本県では、今後群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会が中心となって早急に体制の構築を図っていく。併せて災害時の対応マニュアルや、ハザードマップと連動した文化財防災マップの整備、資料救済ネットワーク立ち上げへの支援等を行っていく。

### 3 災害発生時における対応

- ・災害発生時には、県文化遺産課が県内の被害状況を集約し、市町村や関係機関、民間団体等と協力して文化財の救援活動を行う。
- ・被災した文化財の取り扱いについては、文化庁や専門知識を有する専門家や関係団体等の指導を受け、適切且つ慎重に対処するよう努める。
- ・群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会との連携を図る。

**初動段階** 災害発生後の初期段階の活動としては、その後の救援・支援の必要性を検討するための情報集約が主な内容となる。

市町村文化財部局は、文化財リストに基づき文化財の被災状況について所有者等からの情報を集約し、県文化遺産課へ電話またはメールで連絡する。

博物館等の関係機関は、それぞれが所管する文化財の被災状況を把握して、県文化遺産課へ電話またはメールで連絡する。

なお、被災状況によっては、地域住民や施設利用者の避難や安全確保等への対応が優先されるため、文化財被害の情報収集が難しいことが想定される。そのため、発災直後の初動については、文化財リストと災害対応マニュアルに基づき、関係各者が連携して連絡・報告することが望ましい。

**救援段階** 県文化遺産課は、初動段階で集約した情報を基に市町村文化財部局や県内の関係機関、民間団体等と協力して文化財の救援活動を行う。

なお、被災状況によって県内の連携体制だけでは対応が不可能な場合は、文化庁や県外の関係機関、関東ブロックの都県等に救援や支援の要請を行う。

災害により被害を受けている文化財の取り扱いについては、指定・未指定にかかわらず、所有者・管理者等及び地元市町村文化財部局、県文化遺産課が緊密に情報を共有しあい、文化庁や専門家・学識経験者等の指導を受けながら、慎重且つ適切に対処していくことが求められる。文化財は、一度滅失してしまうと元の姿に戻すことが困難な場合がほとんどであり、地域で守り伝えられてきた文化財を次世代に受け継ぐためにも、適切な対処と慎重な判断とが求められる。

## 4 文化財被害への対応

### (1) 被災文化財の救済・支援

前段（2 災害発生時における対応）で述べたように、被災した文化財は、初動段階を経て市町村文化財部局や博物館等の関係機関、県防災ネットワーク連携協議会等による救援・支援が行われることとなるが、文化財の被害程度によっては初動段階で保護対応が必要な場合もありうる。保護措置の遅れによる文化財の破壊や滅失は極力回避しなければならないことから、文化財被災の対応に関するより一層の情報共有と慎重な応急措置が必要となる。以下に、必要とされる取り扱い別に災害時の対応方法を示す。なお、具体的な対応方法については、今後作成するマニュアルの中で示していく。以下、文化財の種類毎の対応を示す。

### (2) 建造物（有形文化財・有形の民俗文化財・史跡）

建造物は、災害発生直後から倒壊もしくは倒壊の恐れがある。よって、二次被害を防止するためにも「立ち入り禁止」表示などの安全対策が必要である。

一方、建造物を安易に解体することは絶対に避けなければならない。拙速な解体や除却を防ぐためにも、所有者等及び地域住民に対して、文化財保護の理解を求める説明が必要である。なお、この際、文化財リストの提示を併せて行うことは大切である。

県文化遺産課や市町村文化財部局は、被害状況を把握した上で、文化庁や県及び市町村の文化財保護審議会、各分野の学識経験者等に報告・相談し、指導を受けながら適切な対応を行っていく必要がある。なお、災害時の応急的な対応や修理方法等については、100名を超えるヘリテージマネージャーや被災建物応急危険度判定士を擁する民間団体等と協力体制が取れるよう連携を進めていくことも有効である。

### (3) 美術工芸品、有形の民俗文化財（各種用具等）

美術工芸品は、被災直後から廃棄の対象となってしまう恐れがある。特に保管する建物が被災した場合などでは、一括して処分されてしまうことが懸念される。

よって、地元市町村文化財部局は、拙速な廃棄や処分を防ぐため、所有者等及び地域住民に対して、被災した文化財としての価値を認識してもらい、災害時でも確実に保全するような働きかけが必要である。なお、この際、文化財リストの提示を併せて行うことは大切である。

美術工芸品のうち、絵画や彫刻、工芸品、書跡等は、美術品的な価値が認識しやすいことから、災害時にも率先して保全すべきものとして所有者等や地域住民に認識されている。しかし、古文書や歴史資料、衣食住や生業、信仰等に用いられる有形の民俗文化財は、指定されていなければその価値を認識されにくいいため、被災直後から廃棄されてしまう危険性が高い。よって、保護措置を講じる際は特に留意すべき文化財として認識する必要がある。

文化財を保管している建物が被災し、保管機能が不全となった場合は、文化財を一次的に別の場所に移し保管することを考えなければならない。

この際、特に文化財へのカビの発生と焼失を防ぐために、保管場所としては、防湿と防火機能が維持できる場所を選ぶことが望ましい。

特に、文化財が水損被害を受けた場合、水に濡れたまま放置するとカビ発生のリスクが極度に高まる。よって、これを防ぐ対応を最優先することが重要である。そのため、水損した文化財は早急に回収し、乾燥措置が行える場所や施設への移動が望まれる。

なお、この対応が後手になると、その後の文化財修復作業が非常に困難となることが多い。

#### (4) 記念物（史跡・名勝・天然記念物）

史跡等の記念物が被る災害は、地震や台風・暴風雨等による洪水・土石流・崖崩れ・落雷・火山噴火等の自然災害が想定される。日ごろからの管理体制の整備を徹底するとともに、災害を被った際の対応マニュアルを作成しておくことが望ましい。

天然記念物には動植物が含まれ、災害時の混乱に乗じて盗難・密猟等の被害を受けやすい。また、樹木については倒木や落枝の危険もあることから、特に安全確保に留意しなければならない。このため、日頃から文化庁・県文化遺産課・地元市町村文化財部局や所有者・地域住民・保存会等とで協力しながら、普及啓発活動や監視体制の構築・強化について準備していくことが重要である。

#### (5) 無形の文化財

大規模な災害の発生後は、無形の民俗文化財、無形文化財の保存団体、保持者等の状況や道具類等の被害を把握する必要がある。特に、地域社会が大きな被害を受けた場合、民俗文化財を支えてきた地域住民が疲弊して保存団体の弱体化を招き、その継承を危うくする恐れがある。

無形の民俗文化財の留意点 被害状況が目に見える有形文化財と違い、無形の民俗文化財は意識しないと被害状況を正しく把握することが難しい。無形の民俗文化財についても域内のリストを作成し、道具類等の保管・管理体制や、保存団体の連絡先等の情報を県と市町村で共有する必要がある。

## 第7章 文化財保存・活用の推進体制

### 1 県の文化財担当部局及び関係部局の職員・専門人材の配置状況

#### (1) 文化財保護主管課

県では、知事部局の地域創生部文化遺産課が文化財保護の業務を担当している。文化遺産課には、主に指定文化財を担当する文化財活用係、世界遺産及び歴史遺産を担当する世界・歴史遺産係、埋蔵文化財を取り扱う埋蔵文化財係が配置されている。在籍する職員は、考古学の専門職員を中心に、専門的な知識を有する教員や行政職員である。

#### (2) 関係部局

**知事部局** 知事部局では、伝統文化の継承や地域の文化資源の活用事業等の支援など、文化行政全般を所管している文化振興課、観光振興に向けた歴史文化遺産の魅力の発信や活用事業に財政面での支援を行っている観光リトリート推進課等と連携を図っている。

また、県が所有する国登録文化財の県庁昭和庁舎や群馬会館（いずれも前橋市）を総務部財産有効活用課、文化財を含む県内の様々な撮影支援をeスポーツ・クリエイティブ推進課、国天然記念物の安中原市のスギ並木（安中市）を県土整備部道路管理課、国名勝の妙義山（富岡市、安中市、下仁田町）の一部を占める県立公園を環境森林部自然環境課が管理している。この他、自然保護については自然環境課や農政部農政課、まちづくりや埋蔵文化財保護等については県土整備部の各担当課と関連があり、それぞれの部局には建築、獣医、林業職等の専門職員が配置されている。

**教育委員会** 教育委員会とも連携を取っている。学校現場や発掘調査を行っている公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団との間で頻繁な人事交流を行っているほか、学校への情報発信や教員向けの研修の実施等について義務教育課や高校教育課、各教育事務所と協力している（資料4参照）。

また、文化財である群馬県立沼田高等学校管理教室棟及び屋内運動場（沼田市 国登録）や群馬県立富岡高等学校御殿黒門及び黒門（富岡市 国登録）を教育委員会管理課が管理している。**博物館・教育施設** 博物館や教育施設としては、知事部局の歴史博物館・近代美術館・館林美術館・自然史博物館・土屋文明記念文学館・日本絹の里・世界遺産センター・埋蔵文化財調査センター、教育委員会のぐんま昆虫の森・文書館・図書館がある。それぞれの施設では、各分野の調査研究や資料収集、展示公開、普及啓発等の事業を行っている。管理委託を行っている埋蔵文化財調査センターと指定管理を行っている日本絹の里以外は県が直接運営しており、それぞれの分野を専門とする学芸員等が配置されている。

### 2 県の文化財保護審議会等、外部の専門人材の配置状況

県の文化財保護審議会は、現在、審議委員10名と、建造物、美術工芸、歴史資料、無形・民俗文化財、史跡・考古、名勝・天然記念物、防災の7専門部会の専門委員24名からなる。このうち、各専門部会の代表7名は、審議委員を兼ねている。審議会では、群馬県からの諮問を受け、文化財の県指定・選択・登録の是非について審議、答申を行う。審議にあたっては、対象となる

文化財の専門部会に調査を指示し、その報告に基づいて審議を行う。専門委員はそれぞれの分野を専門とする学識経験者であり、その他の審議委員は地理学や博物館学、コミュニティ文化論、環境科学等の専門家で、様々な視点からの審議が可能となっている。

この他、県が行う事業に関し、必要に応じて外部の専門人材からなる委員会を設置している。

### 3 県と連携協力体制にあるその他の団体

#### (1) 関係法人

##### 公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

国・県事業に伴う発掘調査等を行う機関として昭和53年（1978）に設置され、県と連携して埋蔵文化財保護行政を牽引してきた。

事業団独自で採用した考古学や保存科学の専門職員とともに、県から派遣された専門職員や教員、行政職員等が、発掘調査や資料整理、普及啓発事業等に従事している。県文化遺産課では開発に伴う記録保存のための発掘調査や資料整理は直接行わず、事業団がその実務を行っている。そのために、県文化遺産課と事業団との間では頻繁な人事交流を行っている。

##### 公益財団法人群馬県教育文化事業団

文化事業等の実践を通し、本県文化の振興を図るため昭和55年（1980）に設立された。各種の文化活動の機会の提供や、関連する企業や民間団体等の支援のほか、伝統文化の保存と継承、発展を目的とした事業を行っている。

この他の関係法人 公益財団法人尾瀬保護財団や公益財団法人群馬県蚕糸振興協会、公益社団法人群馬県緑化推進委員会等が、県と連携してそれぞれの保存・活用や調査研究、普及啓発活動等を行っている。

#### (2) 民間団体・民間企業

文化財の保存・活用に関して、県が行う調査研究や活用事業等へ多くの民間団体が協力している（資料4 その他民間団体参照）。団体には各分野における専門的な知識を持つ人材も多く所属しており、文化財の総合的な調査研究や保存・活用に向けた取組において、一層の連携・協力体制の構築が望まれる。

また、文化財の調査・研究や保存処理、発掘調査等を行っている民間企業も多く、専門人材も多数在籍しており、調査に対する指導・助言等の協力を求めることも今後検討する必要がある。

### 4 今後の体制整備の方針

これからの文化財保護行政は、改正文化財保護法で規定されているように、地域の文化財を総合的に把握し、適切な保存と活用により、社会総がかりで継承に取り組んでいくことが必要である。そのためには、今後の文化財保護の体制整備において以下の方針をあげる。

#### (1) 広範で緊密な連携体制の構築

今後の文化財の保存・活用については、都市計画や地域振興、観光振興等、従来よりも広範囲の関係部局との連携を図っていかなければならない。県と市町村及び市町村相互の連携・協力体制

も、これまで以上に緊密なものとし、学識経験者等の外部の専門人材や、大学、ヘリテージマネージャー等の民間の専門家、文化財の保存・活用に関連する民間団体、とりわけ文化財保存活用支援団体と協力し、一体となって文化財を守り伝えていく体制を作り上げていく必要がある。また、これまで文化財保護行政を支えてきた専門的な知識・技能を持つ退職公務員・教員などについても、人材の把握と活用、支援方法等の検討が求められる。現在活動中の文化財パトロールや、古墳総合調査に協力いただいた県民調査員等、地域に存在する人材についても育成と活用を考えていく。将来的には、様々な立場の人々や団体が、文化財の保存・活用について考え、議論し、提言できる場を作ることも検討していく。

## (2) 専門職員の確保と育成による行政組織の体制強化

広範な連携体制を構築して維持するには、継続的な専門職員の採用と適切な人材育成を行うことによって、その中核となる文化財保護部局の体制の充実を図っていかなければならない。そのために、文化庁等が実施する研修への参加や関係部局間の人事交流等により、文化財に関する専門知識だけでなく、広範な知識・技能の習得を目指した人材育成を行う。同時に、様々な分野の専門知識を持つ人材を学校現場も含めて全庁的に把握し、必要に応じて文化財保護部局に配置できる仕組みを構築していく。また、歴史博物館をはじめとする県内の博物館等との連携を強化し、多様な分野の専門職員との協力体制を構築していく。小規模な市町村においては、近隣の複数市町村による一部事務組合や協議会の設立等も検討する。

## (3) 地域社会との連携強化

今後の文化財の保存・活用や継承、あるいは調査等については、地域住民や関係する民間団体との協力・連携体制の構築が不可欠である。地域住民等が地域の文化財についての理解を深め、保護・保存に参加してもらうためにも、適切な文化財の活用とわかりやすい情報発信が大切である。適切な保存が大前提ではあるが、その上で地域住民が主催、共催として参加するようなイベントの開催等、地域住民が携わる機会を提供し、連携の強化を図っていく。

## 第8章 文化財の確実な継承に向けて

**継承のための仕組みづくり** これまで述べてきたように、地域社会の縮小や衰退が懸念される現代の日本では、文化財の保存と継承について大きな課題が存在し、従来通りの方法では守りきれなくなる危険性が生じている。財源も人材も限られる中で、各地方自治体はいかに文化財を保存し、活用して将来に継承していくか、適切な仕組みを考え続けていかなければならない。

近年は、観光や地域振興、産業振興等において文化財の活用が検討され、文化財が持つ可能性への期待が高まっており、街中の再生や農村への観光誘致等において歴史的建造物を活用するなどの取組も試みられている。今後は、自治体内の部局の枠組みを超えた連携を推進し、地方行政全体の中で文化財の保存と活用を効果的に実現していこうとする視点が必要となってくる。県や市町村間、地域住民や学校、NPOやボランティア団体等との連携・協力体制は一層重要となり、民間活力やクラウドファンディング等の導入による資金の確保も、今後有効な手段となりうる。

このような新たな枠組みでの取組を進めるにあたっては、各地方自治体の文化財保護部局は、これまでよりも多様な知見や幅広い視野を持って業務に当たることが求められる。そのために、専門的な知識とともに、広範囲にわたる連携を実現するマネジメント力や、効果的な文化財の保存・活用を行う企画力等も必要となる。加えて、地域住民や学校、民間団体や地元企業等に向けて文化財の価値や魅力をわかりやすく発信し、文化財の保存・活用への理解を促すことも重要である。

その一方、文化財保護の根本的な理念は、文化財を適切に保存し、継承していくことであることを忘れてはならない。ゆえに、広範な連携の中で文化財を活用する際は、その文化財の本質的価値と適切な保護措置とを共に正しく認識した上で判断する必要がある。そして、その判断に携わるのは文化財保護部局である。なお、文化財保護部局は、価値がわかりにくい文化財や、性質上活用に向かない文化財、将来的に高い価値が見込まれる文化財についても、その価値を見極め、確実に保存していかなければならない。

**デジタルデータの保存管理** 今後は、写真や映像等の調査記録類においては、一次資料がデジタルデータとなることが予想される。よって、その長期的な保存方法と適切な管理体制を構築していく必要がある。公文書もペーパーレス化が進んでおり、将来的な歴史資料である行政の記録をどのように残すのか、今後検討が必要である。

**自然災害への備えの強化** 近年多発する自然災害に対する備えも、早急に整えなければならない。そのためには、各自治体における文化財保護部局の体制強化が重要であり、専門知識を有する職員の適切な配置と、博物館・資料館や大学、関係機関、外部の専門人材や団体等との緊密な連携が必要である。

今後は、「群馬県文化財防災ガイドライン」に基づいた適切な対応が求められるとともに、その実現のために、「群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会」を軸に、適切に関係者が動き、情報が共有されることが肝要である。

**確実な継承を目指して** 地域の文化財総体を地域が総がかりで守っていくという改正文化財保護法の理念の実現では、住民や民間団体等の主体的な協力や参加が求められており、これまで以上に地方自治体による住民等への働きかけが必要とされ、文化財保護部局が果たすべき役割は重

要になっている。

そしてそのためには、市町村による地域計画の策定とその運用がその継承のために極めて重要なものと位置づけられる。今後とも、本大綱の方針に基づき、県と市町村が連携して県内の文化財の保存と活用を推進し、確実な継承を目指していく。



資料1 群馬県内の国指定・選定・記録選択文化財一覧

文化財種類	No.	種別	名称	指定・選定・選定年月日	所在の場所	所有者(管理者)
重要文化財	1	建造物(近世以前)	玉村八幡宮本殿(附棟札-6枚)	明治41.08.01	佐波郡玉村町	玉村八幡宮
重要文化財	2	建造物(近世以前)	雷電神社末社八幡宮稻荷神社社殿	明治41.08.01	邑楽郡板倉町	雷電神社
重要文化財	3	建造物(近世以前)	薬師堂(附宮殿-1基、棟札-5枚)	明治45.02.08	吾妻郡中之条町	宗本寺
重要文化財	4	建造物(近世以前)	貫前神社 本殿(附棟札-2枚)、 拜殿(附棟札-1枚)、楼門	明治45.02.08 昭和51.05.20 (追加指定)	富岡市	貫前神社
重要文化財	5	建造物(近世以前)	東照宮 本殿(附厨子及び須弥壇-1具)、唐門、 拜殿(附鉄燈籠-1基、棟札-7枚)	昭和31.06.28	太田市	東照宮
重要文化財	6	建造物(近世以前)	旧生方家住宅	昭和45.06.17	沼田市	沼田市
重要文化財	7	建造物(近世以前)	旧茂木家住宅	昭和45.06.17	富岡市	富岡市
重要文化財	8	建造物(近世以前)	阿久沢家住宅	昭和45.06.17	前橋市	前橋市
重要文化財	9	建造物(近世以前)	旧黒澤家住宅	昭和45.06.17	多野郡上野村	上野村
重要文化財	10	建造物(近世以前)	富沢家住宅(附祈祷札-1枚)	昭和45.06.17	吾妻郡中之条町	中之条町
重要文化財	11	建造物(近世以前)	旧戸部家住宅	昭和45.06.17	利根郡みなかみ町	みなかみ町
重要文化財	12	建造物(近代)	旧群馬県衛生所	昭和51.02.03	桐生市	桐生市
重要文化財	13	建造物(近世以前)	妙義神社 本殿・幣殿・拜殿(附神饌所-1棟、透 塀-1棟、棟札-1枚、銘札-1枚、旧屋 根銅瓦-1枚)、唐門、随神門、廻廊、銅鳥居、 御殿(附棟札-2枚)、社務所、総門(附 波已曾社本殿及び拜殿-1棟、棟札-2枚)	昭和56.06.05 令和06.12.09 (追加指定)	富岡市	妙義神社
重要文化財	14	建造物(近世以前)	彦部家住宅 主屋、長屋門、冬住み、穀倉、文庫倉、宅地	平成04.08.10	桐生市	個人
重要文化財	15	建造物(近代)	旧碓氷峠鉄道施設 第二橋梁、第三橋梁、第四橋梁、第五橋梁、 第六橋梁、第七橋梁、第十三橋梁、 第一隧道、第二隧道、第三隧道、第四隧道、 第五隧道、第六隧道、第七隧道、第八隧道、 第九隧道、第十隧道、第十七隧道 丸山変電所機械室、丸山変電所蓄電池室、 熊ノ平変電所本屋 (附第七溝渠-1基、第八溝渠-1基、第十 溝渠-1基、第十一溝渠-1基、第十二溝渠 -1基、第十三溝渠-1基、第十四溝渠-1基、 第十六隧道出口部-1所、下り押下隧道-1 所、下り突入隧道-1所、碓氷嶺鐵道碑-1 基、信越線(碓氷線)橋梁図面-70枚、電 化工事関係資料-155点)、山林、雑種地、 鉄道用地、畑及び保安林	平成05.08.17 平成06.12.27 (追加指定) 平成30.08.17 (名称変更・追 加指定)	安中市	安中市
重要文化財	16	建造物(近代)	丸沼堰堤	平成15.12.25	利根郡片品村	東京電力(株)
重要文化財	17	建造物(近世以前)	榛名神社 本社・幣殿・拜殿、国祖社及び額殿、神楽殿、 双龍門、神幸殿、随神門	平成17.12.27	高崎市	榛名神社
重要文化財	18	建造物(近代)	旧富岡製糸場 繰糸所、東置繭所、西置繭所(国宝) 蒸気釜所、鉄水溜、下水竇及び外竇、首長館、 女工館、検査人館	平成18.07.05 平成26.12.10 (国宝指定)	富岡市	富岡市
重要文化財	19	建造物(近代)	旧新町紡績所 工場本館、機関室、修繕場、倉庫、 二階家煉瓦庫	平成27.07.08	高崎市	クラシエフーズ(株)
重要文化財	20	建造物(近代)	旧中島家住宅 主屋、土蔵、氏神社、正門及び門衛所 (附番頭部屋-1棟、附属屋-1棟、外塀-1 棟、中門及び塀-1棟)、宅地	平成28.07.25	太田市	太田市
重要文化財	21	建造物(近代)	臨江閣 本館(附天皇東宮行幸啓関係資料-6冊)、 別館、茶室	平成30.08.17	前橋市	前橋市
重要文化財	22	建造物(近世以前)	曹源寺栄螺堂	平成30.12.25	太田市	曹源寺
重要文化財	23	建造物(近代)	塩原家住宅 主屋、裏蔵、稻荷社	令和01.12.27	前橋市	個人
重要文化財	24	建造物(近世以前)	天満宮 本殿・幣殿・拜殿(附宮殿-1基、棟札-4 枚、絵図-1枚、文書-1冊)、末社春日社 本殿(附末社機神社本殿-1棟)	令和05.09.25	桐生市	天満宮
重要文化財	1	建造物(石造文化財)	塔婆(石造三重塔)	昭和18.06.09	桐生市	桐生市
重要文化財	2	建造物(石造文化財)	笠卒塔婆	昭和28.08.29	渋川市	個人
重要文化財	3	建造物(石造文化財)	長楽寺宝塔	昭和36.03.23	太田市	長楽寺
重要文化財	1	絵画	紙本著色地藏菩薩靈驗記	昭和34.06.27	富岡市	妙義神社(東京国立博物館)

文化財種類	No.	種別	名称	指定・選定・選択年月日	所在の場所	所有者(管理者)
重要文化財	2	絵画	絹本墨画 出山釈迦図	昭和 39.05.26	高崎市	長楽寺 (県立歴史博物館)
重要文化財	3	絵画	絹本著色 羅漢像 金大受筆	昭和 48.06.06	高崎市	群馬県 (県立近代美術館)
重要文化財	4	絵画	紙本墨画山水図「赤繩」印	昭和 48.06.06	高崎市	群馬県 (県立近代美術館)
重要文化財	5	絵画	紙本著色 泰西王侯図	昭和 49.06.08	高崎市	満福寺 (県立歴史博物館)
重要文化財	1	彫刻	鉄造 阿弥陀如来坐像	昭和 03.08.17	前橋市	善勝寺
重要文化財	2	彫刻	石造 不動明王立像 (附 像内納入品一括)	昭和 38.02.14	渋川市	不動寺
重要文化財	3	彫刻	銅造阿弥陀如来及両脇侍立像	平成 19.06.08	桐生市	青蓮寺
重要文化財	1	工芸品	白銅月宮鑑	明治 45.02.08	富岡市	貫前神社
重要文化財	2	工芸品	銅鏡 (梅雀文様・竹虎文様)	大正 06.04.05	富岡市	貫前神社
重要文化財	3	工芸品	太刀 銘了戒 (附 銀造沃懸地太刀拵)	大正 10.04.30	高崎市 (太田市: 附 銀造沃懸地太刀拵)	東照宮 (県立歴史博物館)
重要文化財	4	工芸品	銅五種鈴	平成 19.06.08	邑楽郡千代田町	光恩寺
重要文化財	1	書跡	紫紙金字華嚴経卷第六十五	昭和 17.06.26	利根郡みなかみ町	個人
重要文化財	2	書跡	紺紙銀字華嚴経卷第一	昭和 17.06.26	利根郡みなかみ町	個人
重要文化財	3	書跡	大般若経卷第二百五十七	昭和 19.09.05	利根郡みなかみ町	個人
重要文化財	1	古文書	紙本墨書長楽寺文書 (115 通)	昭和 13.07.04	高崎市	長楽寺 (県立歴史博物館)
重要文化財	1	考古資料	上野国保渡田薬師塚古墳出土品 銅鏡-1 面、瑪瑙製勾玉-3 顆、瑠璃製勾玉-2 顆 (内 1 顆頭部欠損)、碧玉管玉-9 個、瑠璃丸玉-360 個、銅製馬鐸-3 口、銅製轡鏡板-1 対、銅製三葉形杏葉-7 枚、銅製剣頭形杏葉-2 枚、銅製剣頭形杏葉-1 枚、銅製花卉形 金具-2 枚、銅製十字形辻金具-1 個、銅製轡鏡板形辻金具-1 個	昭和 14.09.08	高崎市	西光寺 (かみつけの里博物館)
重要文化財	2	考古資料	上野国山王廃寺 塔心柱根巻石	昭和 28.11.14	前橋市	群馬県 (前橋市保管)
重要文化財	3	考古資料	埴輪 男子立像	昭和 33.02.08	伊勢崎市	(公財) 相川考古館
重要文化財	4	考古資料	埴輪 男子立像	昭和 33.02.08	伊勢崎市	(公財) 相川考古館
重要文化財	5	考古資料	埴輪 男子倚像	昭和 33.02.08	伊勢崎市	(公財) 相川考古館
重要文化財	6	考古資料	埴輪 武装男子立像	昭和 33.02.08	伊勢崎市	(公財) 相川考古館
重要文化財	7	考古資料	埴輪 鶏	昭和 34.06.27	高崎市	群馬県 (県立歴史博物館)
重要文化財	8	考古資料	上野国八幡観音塚古墳出土品 銅鏡-4 面、金環-7 対、銀釧-1 箇、銅承台付蓋鏡-2 口、銅鏡-2 口、銀荘圭頭太刀-1 口、銀荘横刀-2 口、銀鶏冠頭柄頭-1 箇、銀圭頭・柄頭残闕・銀鞘尻-1 具、刀子残闕銀柄頭、鞘口、鞘尻 .1 具共-3 口分、鉄銚身・石突 2 箇共-1 口、銅製約-7 箇、銀透彫金具-2 箇、銀弭金物・残欠 1 箇共-3 箇、挂甲札残闕-1 括、金銅透彫杏葉-4 枚、鉄地金銅張杏葉-4 枚、金銅鈴付辻金具・端金具等-17 箇、鉄地金銅張雲珠残闕・辻金具・端金具等-1 括、金銅鞍・銀座金付-4 箇、金銅鞍-3 箇、鉄鞍・残欠共-1 括、鉄轡残闕-1、金銅環状金具-2 枚、貼銀銅金具-2 枚、銅飾鉾-26 箇、蓋形銀製品-1 箇、銀縁金具-1 箇、其他鉄斧頭、鉄鏃鉋・鉄鏃・鉄釘等-1 括、須恵器-7 口	昭和 36.02.17	高崎市	群馬県 (高崎市観音塚考古資料館)
重要文化財	9	考古資料	土偶	昭和 40.05.29	前橋市	個人 (東京国立博物館)
重要文化財	10	考古資料	緑釉水注 緑釉碗、緑釉皿、銅碗 (附 土師碗残欠共一括) ※山王廃寺 (前橋市) 出土	昭和 41.06.11	高崎市	群馬県 (県立歴史博物館)
重要文化財	11	考古資料	岩版 ※伊勢崎市北米岡出土	昭和 48.06.06	高崎市	群馬県 (県立歴史博物館)
重要文化財	12	考古資料	上野千綱谷戸遺跡出土品	昭和 59.06.06	高崎市	桐生市 (県立歴史博物館)
重要文化財	13	考古資料	深鉢形土器 / 浅鉢形土器 / 群馬県勢多郡北橋村房谷戸遺跡出土	平成 03.06.21	渋川市 (県埋蔵文化財調査センター)・高崎市 (県立歴史博物館)	群馬県 (県埋蔵文化財調査センター・県立歴史博物館)
重要文化財	14	考古資料	群馬県茅野遺跡出土品	平成 04.06.22	北群馬郡榛東村	榛東村 (榛東村耳飾り館)
重要文化財	15	考古資料	平井 1 号古墳出土品	平成 09.06.30	藤岡市	藤岡市
重要文化財	16	考古資料	群馬県道訓前遺跡出土品	平成 19.06.08	渋川市	渋川市 (渋川市北橋歴史資料館)
重要文化財	17	考古資料	群馬県下宿遺跡出土品 深鉢形土器・土器片・石器 (附 石核・剥片)	平成 29.09.15	太田市	太田市 (太田市立新田荘歴史資料館)
重要文化財	18	考古資料	群馬県金井遺跡群出土品	令和 07.09.26	渋川市 (県埋蔵文化財調査センター)・高崎市 (県立歴史博物館)	群馬県 (県埋蔵文化財調査センター・県立歴史博物館)

文化財種類	No.	種別	名称	指定・選定・選択年月日	所在の場所	所有者(管理者)
重要文化財	1	歴史資料	群馬県行政文書	平成 22.06.29	前橋市	群馬県(県立文書館)
無形文化財	1	重要無形文化財	木工芸 須田賢司	平成 26.10.23	甘楽郡甘楽町	須田賢司
民俗文化財	1	重要有形民俗文化財	上三原田の歌舞伎舞台	昭和 35.06.09	渋川市	上三原田自治会(渋川市)
民俗文化財	2	重要有形民俗文化財	上州の小正月ツクリモノ	平成 06.12.13	高崎市	群馬県(県立歴史博物館)
民俗文化財	3	重要有形民俗文化財	上州藤原(旧雲越家)の生活用具及び民家	平成 09.12.15	利根郡みなかみ町	みなかみ町
民俗文化財	1	重要無形民俗文化財	安中中宿の燈籠人形	昭和 52.05.17	安中市	中宿糸操燈籠人形保存会
民俗文化財	2	重要無形民俗文化財	上州白久保のお茶講	平成 02.03.29	吾妻郡中之条町	白久保お茶講保存会
民俗文化財	3	重要無形民俗文化財	片品の猿追い祭	平成 12.12.27	利根郡片品村	猿追い祭保存会
民俗文化財	4	重要無形民俗文化財	樋越神明宮の春鞆祭	平成 14.02.12	佐波郡玉村町	神明宮春鞆祭保存会
記念物	1	史跡(古墳)	浅間山古墳 (追加指定) (追加指定)	昭和 02.04.08 令和 03.03.26 令和 03.10.11	高崎市	個人・高崎市
記念物	2	史跡(古墳)	大鶴巻古墳	昭和 02.04.08	高崎市	個人ほか(高崎市)
記念物	3	史跡(古墳)	女体山古墳	昭和 02.04.08	太田市	太田市ほか(太田市)
記念物	4	史跡(古墳)	前二子古墳	昭和 02.04.08	前橋市	前橋市
記念物	5	史跡(古墳)	中二子古墳	昭和 02.04.08	前橋市	前橋市
記念物	6	史跡(古墳)	後二子古墳ならびに小古墳	昭和 02.04.08	前橋市	前橋市
記念物	7	史跡(古墳)	二子山古墳	昭和 02.06.14	前橋市	国有地(前橋市)
記念物	8	史跡(古墳)	七輿山古墳 (追加指定)	昭和 02.06.14 平成 08.09.26	藤岡市	国有地(藤岡市)
記念物	9	史跡(古墳)	天神山古墳 (追加指定)	昭和 16.01.27 平成 22.08.05	太田市	太田市ほか
記念物	10	史跡(古墳)	観音塚古墳	昭和 23.01.14	高崎市	高崎市
記念物	11	史跡(古墳)	八幡山古墳 (追加指定) (追加指定) (追加指定)	昭和 24.07.13 昭和 55.03.22 平成 15.08.27 令和 02.03.10	前橋市	前橋市
記念物	12	史跡(古墳)	観音山古墳	昭和 48.04.14	高崎市	群馬県
記念物	13	史跡(古墳)	保渡田古墳群 (追加指定)	昭和 60.09.03 平成 15.08.27	高崎市	高崎市ほか
記念物	14	史跡(古墳)	白石稲荷山古墳 (追加指定)	平成 05.11.30 平成 21.07.23	藤岡市	藤岡市
記念物	15	史跡(古墳)	築瀬二子塚古墳 (追加指定)	平成 30.10.15 令和 08.02.17	安中市	安中市
記念物	16	史跡(古墳)	総社古墳群 遠見山古墳、二子山古墳、愛宕山古墳、 宝塔山古墳、蛇穴山古墳 (追加指定)	令和 06.02.21 令和 07.09.18	前橋市	前橋市ほか
記念物	1	史跡(城館跡等)	金山城跡 (追加指定)	昭和 09.12.28 平成 14.09.20	太田市	太田市ほか
記念物	2	史跡(城館跡等)	箕輪城跡 (追加指定)	昭和 62.12.27 平成 30.10.15	高崎市	高崎市ほか
記念物	3	史跡(城館跡等)	岩櫃城跡 (追加指定)	令和 01.10.16 令和 03.03.15	吾妻郡東吾妻町	東吾妻町ほか
記念物	1	史跡(寺社跡)	上野国分寺跡	大正 15.10.20	前橋市 高崎市	群馬県ほか
記念物	2	史跡(寺社跡)	山王麿寺跡 (名称変更・追加指定)	昭和 03.02.07 平成 20.03.28	前橋市	日枝神社ほか (前橋市)
記念物	3	史跡(寺社跡)	武井麿寺塔跡	昭和 16.01.27	桐生市	桐生市
記念物	4	史跡(寺社跡)	上野国分尼寺跡	令和 06.10.11	高崎市	高崎市
記念物	1	史跡(遺跡地)	瀧沢石器時代遺跡 (追加指定)	昭和 02.04.08 平成 16.02.27	渋川市	渋川市ほか
記念物	2	史跡(遺跡地)	本郷埴輪窯跡	昭和 19.11.13	藤岡市	土師神社
記念物	3	史跡(遺跡地)	水上石器時代住居跡 (追加指定)	昭和 19.11.13 平成 29.02.09	利根郡みなかみ町	個人(みなかみ町) 個人(みなかみ町) みなかみ町:道路敷
記念物	4	史跡(遺跡地)	譲原石器時代住居跡	昭和 23.12.18	藤岡市	藤岡市
記念物	5	史跡(遺跡地)	岩宿遺跡 (追加指定)	昭和 54.08.17 平成 29.10.13	みどり市	みどり市ほか (みどり市)
記念物	6	史跡(遺跡地)	女堀 (追加指定) (追加指定) (追加指定)	昭和 58.10.27 平成 06.08.15 平成 09.09.11 平成 28.10.03	前橋市 伊勢崎市	前橋市・伊勢崎市
記念物	7	史跡(遺跡地)	十三宝塚遺跡	昭和 63.01.11	伊勢崎市	伊勢崎市ほか
記念物	8	史跡(遺跡地)	日高遺跡 (追加指定) (追加指定)	平成 01.11.09 平成 10.12.08 平成 12.03.07	高崎市	高崎市ほか

文化財種類	No.	種別	名称	指定・選定・選択 年月日	所在の場所	所有者 (管理者)
記念物	9	史跡(遺跡地)	黒井峯遺跡	平成 05.04.02	渋川市	渋川市
記念物	10	史跡(遺跡地)	中高瀬観音山遺跡	平成 09.03.17	富岡市	富岡市
記念物	11	史跡(遺跡地)	矢瀬遺跡	平成 09.03.17	利根郡みなかみ町	みなかみ町
記念物	12	史跡(遺跡地)	茅野遺跡	平成 12.03.07	北群馬郡榛東村	榛東村
記念物	13	史跡(遺跡地)	新田荘遺跡 (追加指定)	平成 12.11.01 平成 21.07.23	太田市	個人
記念物	14	史跡(遺跡地)	西鹿田中島遺跡	平成 16.09.30	みどり市	みどり市
記念物	15	史跡(遺跡地)	北谷遺跡 (追加指定)	平成 17.07.14 令和 02.03.10	高崎市	個人ほか
記念物	16	史跡(遺跡地)	上野国新田郡家跡 (名称変更・追加指定)	平成 20.07.28 平成 27.10.07	太田市	太田市ほか
記念物	17	史跡(遺跡地)	上野国佐位郡正倉跡 (追加指定) (追加指定) (追加指定)	平成 26.10.06 平成 30.02.13 令和 06.02.21 令和 07.03.10	伊勢崎市	伊勢崎市ほか 個人ほか
記念物	18	史跡(遺跡地)	上野国多胡郡正倉跡 (追加指定) (追加指定) (追加指定)	令和 02.03.10 令和 03.10.11 令和 06.10.11 令和 08.02.17	高崎市	高崎市ほか(高崎市)
記念物	1	特別史跡 (碑・墓所等)	多胡碑 (特別指定)	大正 10.03.03 昭和 29.10.05	高崎市	国有地(高崎市)
記念物	2	特別史跡 (碑・墓所等)	山上碑及び古墳 (特別指定)	大正 10.03.03 昭和 29.10.05	高崎市	国有地(高崎市)
記念物	3	特別史跡 (碑・墓所等)	金井沢碑 (特別指定)	大正 10.03.03 昭和 29.10.05	高崎市	国有地 (高崎市)
記念物	1	史跡(その他の史跡)	高山彦九郎宅跡(附遺髪塚)	昭和 06.11.26	太田市	個人
記念物	2	史跡(その他の史跡)	生品神社境内(新田義貞拳兵伝説地)	昭和 09.03.13	太田市	生品神社
記念物	2	史跡(その他の史跡)	旧富岡製糸場	平成 17.07.14	富岡市	公有地ほか(富岡市)
記念物	3	史跡(その他の史跡)	高山社跡 (追加指定)	平成 21.07.23 平成 24.09.19	藤岡市	個人
記念物	4	史跡(その他の史跡)	荒船・東谷風穴蚕種貯蔵所跡 (追加指定)	平成 22.02.22 令和 03.03.26	甘楽郡下仁田町・ 吾妻郡中之条町	下仁田町・中之条町
記念物	5	史跡(その他の史跡)	田島弥平旧宅	平成 24.09.19	伊勢崎市	個人
記念物	6	史跡(その他の史跡)	旧新町紡績所	平成 27.10.07	高崎市	クラシエフーズ(株)
記念物	7	史跡(その他の史跡)	中山道 (追加指定) (追加指定)	昭和 62.10.03 令和 07.03.10 令和 08.02.17	(長野県内) 安中市	安中市ほか(安中市)
記念物	1	名勝	妙義山	大正 12.03.07	富岡市・安中市・ 甘楽郡下仁田町	国有地・県有地
記念物	2	名勝	躑躅ヶ岡(ツツジ)	昭和 09.12.28	館林市	群馬県(館林市)
記念物	3	名勝	吾妻峽	昭和 10.12.24	吾妻郡東吾妻町・ 長野原町	国有地ほか(東吾妻町・ 長野原町)
記念物	4	名勝	楽山園	平成 12.03.30	甘楽郡甘楽町	甘楽町ほか
記念物	5	名勝	湯畑	平成 29.10.13	吾妻郡草津町	群馬県・草津町
記念物	1	名勝及び天然記念物	三波川(サクラ) (追加指定及び一部指定解除)	昭和 12.04.17 平成 22.02.22	藤岡市	藤岡市
記念物	2	名勝及び天然記念物	三波石峽	昭和 32.07.03	藤岡市	藤岡市
記念物	1	天然記念物及び名勝	吹割溪ならびに吹割瀑	昭和 11.12.26	沼田市	国有地ほか(沼田市)
記念物	1	天然記念物 (植物(独立樹))	原町の大ケヤキ	昭和 08.04.13	吾妻郡東吾妻町	東吾妻町
記念物	2	天然記念物 (植物(独立樹))	横室の大カヤ	昭和 08.04.13	前橋市	個人
記念物	3	天然記念物 (植物(独立樹))	榛名神社の矢立スギ	昭和 08.04.13	高崎市	榛名神社
記念物	4	天然記念物 (植物(独立樹))	華蔵寺のキンモクセイ	昭和 12.06.15	伊勢崎市	華蔵寺
記念物	5	天然記念物 (植物(独立樹))	永明寺のキンモクセイ	昭和 12.06.15	邑楽郡邑楽町	永明寺
記念物	6	天然記念物 (植物(独立樹))	薄根の大クワ	昭和 31.05.15	沼田市	個人(沼田市)
記念物	1	天然記念物 (植物群落等)	安中原市のスギ並木	昭和 08.04.13	安中市	群馬県(安中土木事務所)
記念物	2	天然記念物 (植物群落等)	敷島のキンメイチク	昭和 28.11.14	渋川市	津久田八幡宮
記念物	3	天然記念物 (植物群落等)	湯の丸レンゲツツジ群落	昭和 31.05.15	吾妻郡嬭恋村	民有地(嬭恋村)

文化財種類	No.	種別	名称	指定・選定・選択年月日	所在の場所	所有者(管理者)
記念物	4	天然記念物 (植物群落等)	草津白根のアズマシャクナゲおよび ハクサンシャクナゲ群落	昭和 36.07.06	吾妻郡草津町	国有地(草津町)
記念物	1	天然記念物 (植物群落及び地質・ 岩石等)	六合チャツボミゴケ生物群集の鉄鉱生成地	平成 29.02.09	吾妻郡中之条町	中之条町
記念物	1	天然記念物 (地質・岩石等)	川原湯岩脈(臥龍岩及び昇龍岩)	昭和 09.12.28	吾妻郡長野原町	個人ほか(長野原町)
記念物	2	天然記念物 (地質・岩石等)	上野村亀甲石産地	昭和 13.08.08	多野郡上野村	民有地(上野村)
記念物	3	天然記念物 (地質・岩石等)	生犬穴	昭和 13.12.14	多野郡上野村	個人(上野村)
記念物	4	天然記念物 (地質・岩石等)	岩神の飛石	昭和 13.12.14	前橋市	稲荷神社(前橋市)
記念物	5	特別天然記念物 (地質・岩石等)	浅間山熔岩樹型 (特別指定)	昭和 15.08.30 昭和 27.03.29	吾妻郡嬭恋村	嬭恋村
記念物	1	特別天然記念物 (天然保護区)	尾瀬 (特別指定)	昭和 31.08.09 昭和 35.06.01	利根郡片品村	国有地ほか
記念物	2	天然記念物 (天然保護区)	上野楢原のシオジ林	昭和 44.07.25	多野郡上野村	国有地(農林水産省)
記念物	1	特別天然記念物 (動物(種の指定))	カモシカ (特別指定)	昭和 09.08.09 昭和 30.02.15	県内各地 (地域を定めず)	
記念物	2	天然記念物 (動物(種の指定))	ヤマネ	昭和 50.06.26	県内各地 (地域を定めず)	
記念物	3	天然記念物 (動物(種の指定))	日本犬(秋田犬)	昭和 06.07.31	県内各地 (地域を定めず)	
記念物	4	天然記念物 (動物(種の指定))	日本犬(柴犬)	昭和 11.12.16	県内各地 (地域を定めず)	
記念物	5	天然記念物 (動物(種の指定))	日本犬(紀州犬)	昭和 09.05.01	県内各地 (地域を定めず)	
記念物	6	天然記念物 (動物(種の指定))	日本犬(四国犬)	昭和 12.06.15	県内各地 (地域を定めず)	
記念物	7	天然記念物 (動物(種の指定))	矮鶏(チャボ)	昭和 16.08.01	県内各地 (地域を定めず)	
記念物	8	天然記念物 (動物(種の指定))	イヌワシ	昭和 40.05.12	県内各地 (地域を定めず)	
選定	1	重要伝統的建造物群 保存地区	中之条町六合赤岩伝統的建造物群保存地区 (名称変更)	平成 18.07.05 平成 22.12.24	吾妻郡中之条町	
選定	2	重要伝統的建造物群 保存地区	桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区	平成 24.07.09	桐生市	
選定	1	重要文化的景観	利根川・渡良瀬川合流域の水場景観	平成 23.09.21	邑楽郡板倉町	
記録選択	1	無形民俗文化財	上三原田の歌舞伎舞台の装置・操作	昭和 36.03	渋川市	
記録選択	2	無形民俗文化財	下長磯の式三番	昭和 45.06.08	前橋市	下長磯三番叟保存会
記録選択	3	無形民俗文化財	尻高人形	昭和 53.01.31	吾妻郡高山村	尻高人形保存会
記録選択	4	無形民俗文化財	片品の猿祭	昭和 53.12.08	利根郡片品村	
記録選択	5	無形民俗文化財	吾妻のお茶講の習俗	昭和 54.12.07	吾妻郡中之条町	
記録選択	6	無形民俗文化財	貫前神社の鹿占習俗	昭和 55.12.12	富岡市	
記録選択	7	無形民俗文化財	乙父のおひながゆ	平成 10.12.01	多野郡上野村	おひながゆ保存会
記録選択	8	無形民俗文化財	五料の水神祭	平成 14.02.12	佐波郡玉村町	水神祭保存会
記録選択	9	無形民俗文化財	大日向の火とぼし	平成 18.03.20	甘楽郡南牧村	大日向区
記録選択	10	無形民俗文化財	六合入山のネドフミとスゲ細工の技術	平成 28.03.02	吾妻郡中之条町	ねどふみの里保存会
記録選択	1	無形文化財	紋章上絵	昭和 50.04.23	桐生市	個人

資料2 群馬県内の県指定・選定・記録選択文化財一覧

文化財種類	No.	種別	名称	指定・選定・選択年月日	所在の場所	所有者(管理者)
重要文化財	1	建造物(近世以前)	泰寧寺本堂欄間及び須彌壇	昭和26.10.05	利根郡みなかみ町	泰寧寺
重要文化財	2	建造物(近世以前)	旧大庄屋役宅書院	昭和27.11.11	利根郡みなかみ町	個人
重要文化財	3	建造物(近世以前)	泰寧寺山門	昭和28.08.25	利根郡みなかみ町	泰寧寺
重要文化財	4	建造物(近世以前)	空恵寺山門	昭和30.01.14	渋川市	空恵寺
重要文化財	5	建造物(近世以前)	長楽寺の勅使門	昭和32.04.23	太田市	長楽寺
重要文化財	6	建造物(近世以前)	松井田八幡宮本殿	昭和33.08.01	安中市	八幡宮
重要文化財	7	建造物(近世以前)	不動寺の仁王門	昭和33.08.01	安中市	不動寺
重要文化財	8	建造物(近世以前)	妙義神社石垣	昭和34.08.05	富岡市	妙義神社
重要文化財	9	建造物(近世以前)	渋川八幡宮本殿	昭和36.01.06	渋川市	八幡宮
重要文化財	10	建造物(近世以前)	上野総社神社本殿	昭和38.09.04	前橋市	総社神社
重要文化財	11	建造物(近世以前)	三夜沢赤城神社本殿内宮殿	昭和38.09.04	前橋市	赤城神社
重要文化財	12	建造物(近世以前)	三夜沢赤城神社本殿並びに中門	昭和48.04.25	前橋市	赤城神社
重要文化財	13	建造物(近世以前)	旧下田邸書院及び庭園	昭和48.08.21	高崎市	高崎市
重要文化財	14	建造物(近世以前)	水沢寺六角二重塔	昭和48.12.24	渋川市	水沢寺
重要文化財	15	建造物(近世以前)	高崎城乾櫓	昭和49.09.06	高崎市	高崎市
重要文化財	16	建造物(近世以前)	赤城神社惣門	昭和53.08.25	前橋市	赤城神社
重要文化財	17	建造物(近代)	旧アメリカンボード宣教師館	昭和53.10.13	前橋市	共愛社
重要文化財	18	建造物(近代)	旧上毛モスリン事務所(附棟札)	昭和53.10.13	館林市	館林市
重要文化財	19	建造物(近代)	旧吾妻第三小学校校舎	昭和53.10.13	吾妻郡中之条町	中之条町
重要文化財	20	建造物(近代)	旧蚕糸試験場事務棟	昭和56.07.10	前橋市	前橋市
重要文化財	21	建造物(近世以前)	長楽寺三仏堂及び太鼓門(附棟札)	昭和57.04.20	太田市	長楽寺
重要文化財	22	建造物(近代)	旧沼田貯蓄銀行	昭和59.07.03	沼田市	沼田市
重要文化財	23	建造物(近世以前)	高平の書院	昭和59.07.03	沼田市	個人
重要文化財	24	建造物(近世以前)	雷電神社本殿・幣殿・拝殿・奥宮	昭和59.12.25	邑楽郡板倉町	雷電神社
重要文化財	25	建造物(近世以前)	子持神社本殿	昭和59.12.25	利根郡みなかみ町	子持神社
重要文化財	26	建造物(近代)	碓氷社本社事務所(附棟札-1枚、来賓便所-1棟、碓氷社事務室建築縮図-1枚)	平成03.02.26	安中市	群馬土地(株)
重要文化財	27	建造物(近世以前)	産泰神社本殿・幣殿・拝殿・神門及び境内地	平成06.03.25	前橋市	産泰神社
重要文化財	28	建造物(近世以前)	積善館本館	平成08.03.29	吾妻郡中之条町	個人
重要文化財	29	建造物(近世以前)	栗生神社本殿(附棟札-1枚)	平成11.04.30	桐生市	栗生神社氏子総代
重要文化財	30	建造物(近世以前)	相川家茶室[簡華庵] (附造営文書2点「材木積り立控」(万延元庚申八月吉日)「隠宅普請入用控」(万延元庚申八月從文元辛酉五月迄))	平成12.03.21	伊勢崎市	(財)相川考古館
重要文化財	31	建造物(近代)	榛名神社神宝殿(附竣工碑-1基)	平成28.09.13	高崎市	榛名神社
重要文化財	32	建造物(近世以前)	神保家住宅主屋・書院	平成29.03.10	吾妻郡中之条町	中之条町
重要文化財	33	建造物(近世以前)	旧入澤家住宅	平成30.02.16	渋川市	個人
重要文化財	34	建造物(近世以前)	水沢寺観音堂及び仁王門 (附宮殿-1基、建立書-1冊、賞書-1通)	令和05.09.08	渋川市	水沢寺
重要文化財	35	建造物(近世以前)	産泰神社神楽殿及び境内社金刀比羅宮拝殿 (附棟札-8枚7組、工匠札-1枚)	令和05.09.08	前橋市	産泰神社
重要文化財	36	建造物(近世以前)	雙林寺 本堂1棟、鐘楼1棟、開山堂1棟、書院1棟、宝蔵1棟、山門1棟、萬松閣1棟 (附棟札3枚)	令和06.03.22	渋川市	雙林寺
重要文化財	37	建造物(近世以前)	八幡八幡宮 本殿・幣殿・拝殿1棟、神楽殿1棟、鐘楼1棟、神門1棟、随神門1棟、境内社天満宮社殿1棟、境内社東照宮本殿1棟、境内社地主稲荷神社本殿1棟、境内社日枝神社本殿1棟(附宮殿1基、八幡宮社頭造営之図1鋪、棟札4枚)	令和06.03.22	高崎市	八幡宮
重要文化財	38	建造物(近世以前)	冠稲荷神社本殿、拝殿、聖天宮3棟 (附棟札8枚)	令和06.09.10	太田市	冠稲荷神社
重要文化財	39	建造物(近世以前)	月夜野神社本殿(附棟札1枚)	令和07.09.12	利根郡みなかみ町	月夜野神社
重要文化財	40	建造物(近世以前)	大國魂神社本殿	令和07.09.12	吾妻郡中之条町	吾妻大國魂神社奉賛会
重要文化財	1	建造物(石造文化財)	板碑	昭和26.10.05	富岡市	竜光寺
重要文化財	2	建造物(石造文化財)	石塔婆	昭和30.11.08	安中市	不動寺
重要文化財	3	建造物(石造文化財)	宗本寺の宝篋印塔	昭和32.04.23	吾妻郡中之条町	宗本寺
重要文化財	4	建造物(石造文化財)	仁治の碑	昭和33.03.22	富岡市	下高尾地区(富岡市)
重要文化財	5	建造物(石造文化財)	下植木赤城神社石造美術群	昭和35.03.23	伊勢崎市	赤城神社
重要文化財	6	建造物(石造文化財)	天増寺宝塔	昭和35.03.23	伊勢崎市	天増寺
重要文化財	7	建造物(石造文化財)	松岸寺の五輪塔	昭和37.08.02	安中市	松岸寺
重要文化財	8	建造物(石造文化財)	横沢の石塔婆	昭和42.11.24	前橋市	個人(前橋市)
重要文化財	9	建造物(石造文化財)	笠塔婆及び板碑	昭和44.05.06	甘楽郡甘楽町	個人(甘楽町)
重要文化財	10	建造物(石造文化財)	笠塔婆	昭和44.05.06	甘楽郡甘楽町	個人(甘楽町)

文化財種類	No.	種別	名称	指定・選定・選択年月日	所在の場所	所有者(管理者)
重要文化財	11	建造物(石造文化財)	関の磨崖仏	昭和47.11.15	桐生市	八幡宮(桐生市)
重要文化財	12	建造物(石造文化財)	綱子の宝篋印塔	昭和48.04.25	利根郡みなかみ町	個人(みなかみ町)
重要文化財	13	建造物(石造文化財)	不動まんだら板碑	昭和48.08.21	館林市	五宝寺
重要文化財	14	建造物(石造文化財)	青石地蔵板碑	昭和48.08.21	館林市	愛宕神社
重要文化財	15	建造物(石造文化財)	宮子の笠塔婆	昭和48.12.24	伊勢崎市	紅巖寺墓地監理会
重要文化財	16	建造物(石造文化財)	阿弥陀三尊画像板碑	昭和49.12.23	多野郡神流町	個人
重要文化財	17	建造物(石造文化財)	地蔵菩薩画像板碑	昭和52.09.20	邑楽郡千代田町	光恩寺
重要文化財	18	建造物(石造文化財)	沼須砥石神社の石造七重塔	平成08.03.29	沼田市	沼須町区長
重要文化財	1	絵画	絹本着色 荏柄天神像	昭和40.07.23	高崎市	長楽寺(県立歴史博物館)
重要文化財	2	絵画	絹本墨画淡彩 呂洞賓図	昭和40.07.23	高崎市	長楽寺(県立歴史博物館)
重要文化財	3	絵画	絹本着色 山王曼荼羅図	昭和40.07.23	高崎市	長楽寺(県立歴史博物館)
重要文化財	4	絵画	絹本着色 慈覚大師像	昭和40.07.23	高崎市	長楽寺(県立歴史博物館)
重要文化財	5	絵画	絹本着色 無準師範像	昭和40.07.23	高崎市	長楽寺(県立歴史博物館)
重要文化財	6	絵画	絹本着色 牧翁一像	昭和40.07.23	高崎市	長楽寺(県立歴史博物館)
重要文化財	7	絵画	絹本着色 律台栄宗像	昭和40.07.23	太田市	長楽寺(太田市立新田荘歴史資料館)
重要文化財	8	絵画	絹本墨画 葡萄図(伝日観筆)	昭和40.07.23	高崎市	長楽寺(県立歴史博物館)
重要文化財	9	絵画	絹本墨画 枯木図	昭和40.07.23	高崎市	長楽寺(県立歴史博物館)
重要文化財	10	絵画	絹本墨画 蘭図(雪窓筆)	昭和40.07.23	高崎市	長楽寺(県立歴史博物館)
重要文化財	11	絵画	絹本墨画 月湖観音像	昭和40.07.23	高崎市	長楽寺(県立歴史博物館)
重要文化財	12	絵画	絹本着色 十六羅漢図	昭和40.07.23	高崎市	長楽寺(県立歴史博物館)
重要文化財	13	絵画	板面着色 三十六歌仙図	昭和40.07.23	太田市	東照宮
重要文化財	14	絵画	絹本墨画 三十三観音像	昭和48.12.24	高崎市	長楽寺(県立歴史博物館)
重要文化財	15	絵画	絹本着色 白崖宝生禅師像	昭和48.12.24	高崎市	泉龍寺(県立歴史博物館)
重要文化財	16	絵画	絹本着色 達磨図	昭和49.09.06	高崎市	満福寺(県立歴史博物館)
重要文化財	17	絵画	紙本金地着色 秋草花卉図 酒井抱一筆 孔雀牡丹図 谷文晁筆	昭和54.10.02	高崎市	浄運寺(県立歴史博物館)
重要文化財	18	絵画	紙本墨画 岩松尚純像	昭和56.05.06	高崎市	青蓮寺(県立歴史博物館)
重要文化財	19	絵画	絹本着色 二十五菩薩来迎図	昭和56.05.06	高崎市	宗本寺(県立歴史博物館)
重要文化財	20	絵画	絹本着色 聖徳太子孝養像	昭和60.06.25	高崎市	妙安寺(県立歴史博物館)
重要文化財	21	絵画	絹本着色 聖徳太子孝養像	昭和60.06.25	高崎市	妙安寺(県立歴史博物館)
重要文化財	22	絵画	絹本着色 親鸞聖人旅姿像	昭和60.06.25	高崎市	妙安寺(県立歴史博物館)
重要文化財	23	絵画	絹本着色 親鸞聖人像	昭和60.06.25	高崎市	妙安寺(県立歴史博物館)
重要文化財	24	絵画	絹本着色 親鸞・成然両上人像	昭和60.06.25	高崎市	妙安寺(県立歴史博物館)
重要文化財	25	絵画	絹本着色 成然上人像	昭和60.06.25	高崎市	妙安寺(県立歴史博物館)
重要文化財	26	絵画	絹本着色 成然上人像	昭和60.06.25	高崎市	妙安寺(県立歴史博物館)
重要文化財	27	絵画	絹本着色 成然上人像	昭和60.06.25	高崎市	妙安寺(県立歴史博物館)
重要文化財	28	絵画	絹本着色 真宗七高祖像	昭和60.06.25	高崎市	妙安寺(県立歴史博物館)
重要文化財	29	絵画	絹本着色 親鸞聖人縁起絵伝	昭和60.06.25	高崎市	妙安寺(県立歴史博物館)
重要文化財	30	絵画	中啓 伝狩野山楽筆扇面画	昭和60.06.25	高崎市	妙安寺(県立歴史博物館)
重要文化財	31	絵画	絹本着色 九文人合作書画	昭和60.06.25	高崎市	妙安寺(県立歴史博物館)
重要文化財	32	絵画	絹本着色 地蔵十王図	平成06.03.25	沼田市	正覚寺
重要文化財	33	絵画	絹本着色 秋月書屋図	平成09.03.28	高崎市	群馬県(県立近代美術館)
重要文化財	34	絵画	紙本墨画淡彩 秋山清爽図	平成09.03.28	高崎市	群馬県(県立歴史博物館)
重要文化財	35	絵画	絹本着色 七師七友図	平成11.04.30	甘楽郡南牧村	黒瀧山不動寺
重要文化財	36	絵画	松平大和守家歴代藩主画像(附 その他画像)	平成24.03.23	高崎市	孝顕寺(県立歴史博物館)
重要文化財	37	絵画	柳橋水車図屏風 六曲一隻	平成25.09.17	高崎市	群馬県(県立近代美術館)
重要文化財	1	彫刻	十一面観世音像	昭和26.06.19	前橋市	日輪寺
重要文化財	2	彫刻	木彫狛犬	昭和27.11.11	渋川市	真光寺
重要文化財	3	彫刻	三光院十一面観音像	昭和29.03.30	沼田市	三光院
重要文化財	4	彫刻	宋朝禪師の木像	昭和29.03.30	安中市	蓮華寺
重要文化財	5	彫刻	聖観音像	昭和29.03.30	太田市	正法寺
重要文化財	6	彫刻	長尾昌賢木像(附 長尾氏位牌)	昭和30.01.14	渋川市	雙林寺
重要文化財	7	彫刻	金銅善光寺式三尊仏	昭和33.03.22	吾妻郡中之条町	善福寺
重要文化財	8	彫刻	木彫阿弥陀如来像	昭和33.03.22	桐生市	西方寺
重要文化財	9	彫刻	木彫阿弥陀如来像	昭和33.08.01	桐生市	崇禪寺
重要文化財	10	彫刻	木彫不動明王像	昭和33.08.01	安中市	不動寺
重要文化財	11	彫刻	木彫千手観音像	昭和36.09.15	邑楽郡板倉町	円満寺(岩田社寺世話人会)
重要文化財	12	彫刻	木造伝徳川義季像	昭和40.07.23	高崎市	長楽寺(県立歴史博物館)
重要文化財	13	彫刻	木造法照禪師月船琛海像	昭和40.07.23	高崎市	長楽寺(県立歴史博物館)
重要文化財	14	彫刻	木造伝徳川義季夫人像	昭和40.07.23	太田市	長楽寺(新田荘歴史資料館)
重要文化財	15	彫刻	金銅善光寺三尊仏	昭和43.05.04	伊勢崎市	円福寺
重要文化財	16	彫刻	木造地蔵菩薩立像	昭和43.05.04	安中市	満行寺
重要文化財	17	彫刻	満行寺木彫神像等	昭和43.05.04	安中市	満行寺

文化財種類	No.	種別	名称	指定・選定・選択年月日	所在の場所	所有者(管理者)
重要文化財	18	彫刻	納曾利面	昭和 44.05.06	前橋市	赤城神社
重要文化財	19	彫刻	木造性信上人坐像	昭和 46.12.22	邑楽郡板倉町	宝福寺
重要文化財	20	彫刻	虚空蔵菩薩像	昭和 48.08.21	桐生市	医光寺
重要文化財	21	彫刻	木造東小川大御堂の観音像	昭和 48.12.24	利根郡片品村	上小川組長
重要文化財	22	彫刻	木造馬頭観音立像	昭和 50.09.05	吾妻郡東吾妻町	行沢観音
重要文化財	23	彫刻	木造十一面観音立像(本尊)	昭和 50.09.05	高崎市	長谷寺
重要文化財	24	彫刻	木造十一面観音立像(前立)	昭和 50.09.05	高崎市	長谷寺
重要文化財	25	彫刻	木造阿弥陀三尊像	昭和 52.09.20	邑楽郡千代田町	光恩寺
重要文化財	26	彫刻	木造聖観音坐像	昭和 56.05.06	利根郡みなかみ町	明德寺
重要文化財	27	彫刻	木造仏種慧濟禪師坐像	昭和 63.08.02	利根郡川場村	吉祥寺
重要文化財	28	彫刻	木造広円明鑑禪師坐像	昭和 63.08.02	利根郡川場村	吉祥寺
重要文化財	29	彫刻	長楽寺三仏堂三尊仏 (本尊) 木造阿弥陀如来坐像 (脇侍) 木造釈迦如来坐像(附 銘札 -1 枚) (脇侍) 木造弥勒菩薩坐像(附 観音経 -1 卷)	昭和 63.08.02	太田市	長楽寺
重要文化財	30	彫刻	木造不動明王坐像	平成 11.04.30	富岡市	小町山得成寺
重要文化財	31	彫刻	鉄造薬師如来立像	平成 12.03.21	藤岡市	薬師堂信徒世話人代表
重要文化財	32	彫刻	木造薬師如来立像及び木造十二神将像	平成 14.03.26	沼田市	追母薬師堂
重要文化財	33	彫刻	木造十一面観音立像	平成 15.03.25	前橋市	女淵観音堂世話人会
重要文化財	34	彫刻	木造虚空蔵菩薩坐像	平成 15.03.25	みどり市	個人
重要文化財	35	彫刻	木造不動明王立像	平成 18.03.24	高崎市	総持寺(県立歴史博物館)
重要文化財	36	彫刻	木造釈迦如来坐像	平成 18.03.24	利根郡川場村	吉祥寺
重要文化財	37	彫刻	木造阿弥陀如来立像	平成 23.03.24	高崎市	善念寺
重要文化財	38	彫刻	寶林寺黄檗宗彫像群	令和 4.03.18	邑楽郡千代田町	寶林寺
重要文化財	39	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	令和 4.9.9	館林市	常光寺
重要文化財	1	工芸品	梵鐘	昭和 26.10.05	富岡市	竜光寺
重要文化財	2	工芸品	洪鐘	昭和 27.11.11	渋川市	真光寺
重要文化財	3	工芸品	館林城鐘	昭和 28.08.25	館林市	応声寺
重要文化財	4	工芸品	城鐘	昭和 29.03.30	沼田市	沼田市(沼田市歴史資料館)
重要文化財	5	工芸品	古鐘	昭和 30.01.14	安中市	熊野神社
重要文化財	6	工芸品	梵鐘	昭和 30.01.14	前橋市	妙安寺
重要文化財	7	工芸品	刀 表銘 濃州関住兼定作 (金銘) 立袈裟籠釣瓶 裏銘 (金銘) 武州江戸於神田甲賀町 出井仁左衛門切之裕正花押	昭和 30.11.08	高崎市	群馬県(県立歴史博物館)
重要文化財	8	工芸品	刀 表銘 津田近江守助直 裏銘 元禄三年二月日	昭和 30.11.08	高崎市	群馬県(県立歴史博物館)
重要文化財	9	工芸品	長光寺懸佛	昭和 33.03.22	高崎市	長光寺(県立歴史博物館)
重要文化財	10	工芸品	梵鐘	昭和 33.03.22	富岡市	長学寺
重要文化財	11	工芸品	太刀 銘備州長船基光	昭和 34.08.05	沼田市	個人
重要文化財	12	工芸品	刀 銘備前國住長船与三左衛門尉祐定作	昭和 34.08.05	高崎市	個人
重要文化財	13	工芸品	横室の歌舞伎衣裳	昭和 36.10.24	前橋市(前橋市総合教育プラザ)	横室歌舞伎衣裳保存会(前橋市)
重要文化財	14	工芸品	高崎藩右京掾大小並びに武具	昭和 37.02.21	高崎市	群馬県(県立歴史博物館)
重要文化財	15	工芸品	刀 無銘(伝長義)	昭和 37.02.21	沼田市	個人
重要文化財	16	工芸品	刀 銘於南紀重國造之	昭和 37.02.21	吾妻郡東吾妻町	個人
重要文化財	17	工芸品	刀 銘一竿子忠綱雕同作	昭和 37.02.21	桐生市	個人
重要文化財	18	工芸品	間名寺の笈	昭和 37.08.02	安中市	間名寺
重要文化財	19	工芸品	刺繍涅槃図	昭和 38.01.08	桐生市	大雄院
重要文化財	20	工芸品	太刀 銘備前長船実光 応永九年三月日	昭和 38.09.04	佐波郡玉村町	個人
重要文化財	21	工芸品	脇差 銘山城國住越中守藤原正俊	昭和 38.09.04	伊勢崎市	個人
重要文化財	22	工芸品	刀 銘備前國住長船五郎左右衛門尉清光作	昭和 38.09.04	前橋市	個人
重要文化財	23	工芸品	短刀 銘綱家作	昭和 38.09.04	安中市	個人
重要文化財	24	工芸品	脇差 銘(桜花打込) 英義作	昭和 38.09.04	渋川市	個人
重要文化財	25	工芸品	刀 銘(巴紋刻印) 於東武藤枝太郎英義作之	昭和 38.09.04	桐生市	個人
重要文化財	26	工芸品	短刀 銘於東都藤枝英義造	昭和 38.09.04	前橋市	個人
重要文化財	27	工芸品	なぎなた 銘於東武英義作之	昭和 38.09.04	前橋市	個人
重要文化財	28	工芸品	太刀 銘長光	昭和 40.07.23	高崎市	個人(県立歴史博物館)
重要文化財	29	工芸品	常鑑寺の梵鐘	昭和 48.08.21	桐生市	常鑑寺
重要文化財	30	工芸品	総社神社懸仏	昭和 49.12.23	前橋市	総社神社
重要文化財	31	工芸品	雲版	昭和 51.05.07	前橋市	総社神社
重要文化財	32	工芸品	蕨手刀	昭和 55.04.30	吾妻郡東吾妻町	大宮蔵殿神社
重要文化財	33	工芸品	鉄燈籠	昭和 57.04.20	高崎市	榛名神社
重要文化財	34	工芸品	太刀 銘上州住景重作	昭和 63.08.02	高崎市	個人
重要文化財	35	工芸品	槍 表銘「兼定天文廿一年二月吉日」 裏銘「上州新田住人金谷帯刀所持之」	平成 09.03.28	高崎市	群馬県(県立歴史博物館)

文化財種類	No.	種別	名称	指定・選定・選抜年月日	所在の場所	所有者(管理者)
重要文化財	36	工芸品	刀 表銘「秋元家田川部儀八郎藤原正秀」 裏銘「天明五年八月日折下氏 忍使鍛之男氏純帯之」	平成 09.03.28	高崎市	群馬県(県立歴史博物館)
重要文化財	37	工芸品	刀 表銘「荘司筑前大掾大慶直胤」 裏銘「文政九年五月日於江戸 岡谷繁製作ヲ見テ求之」	平成 09.03.28	高崎市	群馬県(県立歴史博物館)
重要文化財	38	工芸品	脇差 表銘「山城大掾藤原國包」 裏銘「寛永十年十月日」	平成 09.03.28	高崎市	群馬県(県立歴史博物館)
重要文化財	39	工芸品	石山観音の大鰐口	平成 31.02.15	伊勢崎市	万徳寺
重要文化財	1	書跡	八幡八幡宮の算額	昭和 31.06.20	高崎市	八幡宮
重要文化財	2	書跡	小栗上野介日記及び家計簿	昭和 31.06.20	渋川市	個人
重要文化財	3	書跡	縁切寺満徳寺文書	昭和 36.01.06	伊勢崎市	個人
重要文化財	4	書跡	紙本墨書 永祿日記	昭和 40.07.23	高崎市	長楽寺(県立歴史博物館)
重要文化財	5	書跡	三夜沢赤城神社の古文書	昭和 48.04.25	前橋市	赤城神社
重要文化財	6	書跡	紺紙金泥 虚空蔵菩薩経	昭和 48.08.21	桐生市	医光寺
重要文化財	7	書跡	総社本上野国神名帳	昭和 49.12.23	前橋市	総社神社
重要文化財	8	書跡	墨書 大般若経	昭和 51.05.07	多野郡上野村	泉龍寺
重要文化財	9	書跡	最上流算額 文化十一年銘 (附 関流算額 文化九年銘)	昭和 51.05.07	太田市	冠稲荷神社
重要文化財	10	書跡	関流算額 文化八年銘	昭和 51.05.07	高崎市	榛名神社
重要文化財	11	書跡	諸大家連歌帖 高崎藩主大河内家伝来	昭和 63.08.02	高崎市	頼政神社
重要文化財	12	書跡	前橋藩松平大和守家記録	平成 24.03.23	前橋市	前橋市(前橋市立図書館)
重要文化財	1	書跡及び歴史資料	近衛龍山詠薬師十二神法楽十首和歌	平成 30.02.16	吾妻郡草津町	光泉寺
重要文化財	1	古文書	渡邊家文書「三右衛門日記」	平成 12.03.21	佐波郡玉村町	個人(玉村町歴史資料館)
重要文化財	2	古文書	飯塚家文書 同 (追加指定)	平成 13.03.23 平成 27.10.20	前橋市	個人(県立文書館)
重要文化財	3	古文書	新田家関係文書(正木家文書ほか) (附 鎧脇板2点 旗8点)	平成 13.03.23	高崎市	個人(県立歴史博物館)
重要文化財	4	古文書	榛名神社文書	平成 13.03.23	高崎市	榛名神社(高崎市長歴史民俗資料館)
重要文化財	5	古文書	小林家文書	平成 15.03.25	高崎市	個人(県立歴史博物館)
重要文化財	6	古文書	封内経界図誌	平成 17.03.25	館林市	館林市
重要文化財	7	古文書	櫻井家旧蔵「高崎城絵図並びに文書」 (附箱2点)	平成 19.03.27	高崎市	高崎市(かみつけの里博物館)
重要文化財	1	考古資料	木曾三柱神社蔵石剣	昭和 29.03.30	渋川市	木曾三柱神社(渋川市北橋歴史資料館)
重要文化財	2	考古資料	三角縁神獣鏡	昭和 38.09.04	邑楽郡板倉町	西丘神社(板倉町)
重要文化財	3	考古資料	剣崎天神山古墳出土石製模造品	昭和 50.09.05	高崎市	群馬県(県立歴史博物館)
重要文化財	4	考古資料	小鳥が島出土鏡(附 宝塔及び経筒の残欠)	昭和 52.09.20	高崎市	赤城神社(県立歴史博物館)
重要文化財	5	考古資料	今井東平遺跡注口土器	平成 09.03.28	吾妻郡嬭恋村	嬭恋村
重要文化財	6	考古資料	保渡田VII遺跡出土土器	平成 10.03.24	高崎市	高崎市
重要文化財	7	考古資料	世良田諏訪下古墳群出土埴輪等 (附 土器・埴輪残欠一括)	平成 12.03.21	太田市	太田市(太田市立新田荘歴史資料館・新田文化財収蔵所)
重要文化財	8	考古資料	普光庵月船琛海墓所出土品 骨蔵器・蓋石	平成 12.03.21	太田市 高崎市	長楽寺(太田市立新田荘歴史資料館)・群馬県(県立歴史博物館)：古瀬戸灰釉四耳壺骨蔵器一口
重要文化財	9	考古資料	お富士山古墳所在長持形石棺	平成 13.03.23	伊勢崎市	富士神社
重要文化財	10	考古資料	沖II遺跡出土土遺物	平成 14.03.26	藤岡市 高崎市	藤岡市(藤岡歴史館・県立歴史博物館)
重要文化財	11	考古資料	下田遺跡2号河道跡出土縄文時代遺物	平成 17.03.25	太田市	太田市(新田文化財事務所)
重要文化財	12	考古資料	境ヶ谷戸遺跡2号住居跡出土遺物一括	平成 17.03.25	太田市	太田市(新田文化財事務所)
重要文化財	13	考古資料	前六供遺跡3号井戸出土遺物一括	平成 17.03.25	太田市	太田市(新田文化財事務所)
重要文化財	14	考古資料	渋川市道訓前遺跡出土品一括	平成 19.03.27	渋川市	渋川市(渋川市北橋歴史資料館)
重要文化財	15	考古資料	古海松塚11号古墳出土品一括	平成 20.03.27	邑楽郡大泉町 高崎市	大泉町(大泉町文化村・県立歴史博物館)
重要文化財	16	考古資料	小泉長塚1号古墳出土品一括	平成 20.09.12	佐波郡玉村町	玉村町(玉村町歴史資料館)
重要文化財	17	考古資料	小泉大塚越3号古墳出土品一括	平成 20.09.12	佐波郡玉村町	玉村町(玉村町歴史資料館)
重要文化財	18	考古資料	上白井西伊熊遺跡出土品一括	平成 28.09.13	渋川市	群馬県(県埋蔵文化財調査センター)
重要文化財	19	考古資料	剣崎長瀬西遺跡出土品	平成 29.03.10	高崎市	高崎市(高崎市観音塚考古資料館)
重要文化財	20	考古資料	西大山遺跡出土馬具	平成 29.03.10	甘楽郡甘楽町	甘楽町(甘楽古代館)
重要文化財	21	考古資料	山王廃寺出土塑像群 (附 塑像群残欠一括3箱)	平成 29.08.25	前橋市	前橋市(前橋市教育委員会文化財保護課・前橋市総社歴史資料館)

文化財種類	No.	種別	名称	指定・選定・選択年月日	所在の場所	所有者(管理者)
重要文化財	22	考古資料	山王廃寺出土塑像頭部	平成 29.08.25	高崎市	高崎市(かみつけの里博物館)
重要文化財	1	歴史資料	石倉文書	平成 07.03.24	伊勢崎市	個人
重要文化財	2	歴史資料	中曾根家和算資料	平成 18.03.24	高崎市	個人
重要文化財	3	歴史資料	島霞谷・隆夫妻関係資料	平成 20.09.12	高崎市 東京都文京区	個人ほか(県立歴史博物館・印刷博物館)
重要文化財	4	歴史資料	元禄上野国絵図	平成 21.03.24	前橋市	群馬県(県立文書館)
重要文化財	5	歴史資料	小野直文書	平成 23.03.24	安中市	安中市(安中市学習の森ふるさと学習館)
重要文化財	6	歴史資料	後閑家文書	令和 06.03.22	安中市	個人(安中市学習の森ふるさと学習館)
重要有形民俗	1	民俗芸能	津久田の人形舞台(附 人形-38 個)	昭和 58.02.22	渋川市	津久田八幡宮(渋川市赤城町)
重要有形民俗	2	民俗芸能	小川島の歌舞伎舞台	昭和 58.02.22	利根郡みなかみ町	若宮八幡宮(小川島区)
重要有形民俗	3	信仰	けずりばなコレクション	昭和 58.02.22	高崎市	群馬県(県立歴史博物館)
重要有形民俗	4	民俗芸能	鳥追い祭の太鼓	昭和 58.02.22	吾妻郡中之条町	中之条鳥追祭保存会
重要有形民俗	5	生産・生業用具	白井の鋳物生産用具及び製品 同(追加指定) (附 関係文書-668 点)	平成 07.03.24 平成 09.03.28	渋川市	個人
重要有形民俗	6	信仰	六合村入山の浄土信仰仏画	平成 08.03.29	吾妻郡中之条町	個人
重要有形民俗	7	生産・生業用具	利根川中流域玉村町の漁撈用具一括	平成 20.03.27	佐波郡玉村町	玉村町
重要有形民俗	8	生産・生業用具	群馬の養蚕・製糸用具	令和 07.03.14	高崎市	群馬県(県立歴史博物館)
重要無形民俗	1	風俗習慣	貫前神社の鹿占習俗	昭和 56.05.06	富岡市	貫前神社
重要無形民俗	2	民俗芸能	古馬牧の人形浄瑠璃(附 人形-33 個)	昭和 58.02.22	利根郡みなかみ町	下牧人形保存会
重要無形民俗	3	民俗芸能	尻高の人形浄瑠璃(附 人形-33 個)	昭和 58.02.22	吾妻郡高山村	錦松会
重要無形民俗	4	民俗芸能	下長磯あやつり式三番(附 人形-3 個)	昭和 58.02.22	前橋市	下長磯操翁式三番叟保存会
重要無形民俗	5	風俗習慣	広馬場十三区の地藏祭り	平成 04.05.15	北群馬郡榛東村 十三区親睦会	
重要無形民俗	6	風俗習慣	乙父のおひながゆ	平成 04.05.15	多野郡上野村	おひながゆ保存会
重要無形民俗	7	風俗習慣	大日向の火とぼし	平成 04.05.15	甘楽郡南牧村	大日向区
重要無形民俗	8	風俗習慣	東峰須川の池祭り	平成 07.03.24	利根郡みなかみ町	個人
重要無形民俗	9	風俗習慣	門前春駒	平成 12.03.21	利根郡川場村	門前春駒保存会
重要無形民俗	10	風俗習慣	龍舞賀茂神社の萬燈祭	平成 13.03.23	太田市	龍舞萬燈保存会
重要無形民俗	11	風俗習慣	那須の獅子舞	平成 13.03.23	甘楽郡甘楽町	那須獅子舞保存会
重要無形民俗	12	風俗習慣	月田近戸神社の獅子舞	平成 14.03.26	前橋市	月田近戸神社獅子舞保存会
重要無形民俗	13	風俗習慣	榛名神社神代神楽	平成 15.09.19	高崎市榛名山町	榛名神社神代神楽保存会
重要無形民俗	14	風俗習慣	神流川のお川瀬下げ神事	平成 17.03.25	多野郡上野村 多野郡神流町	乙父神社お川瀬下げ神事保存会 乃久里神社お川瀬下げ神事保存会 中山神社お川瀬下げ神事保存会
重要無形民俗	15	風俗習慣	千本木龍頭神舞	平成 18.03.24	伊勢崎市	千本木龍頭神舞保存会
重要無形民俗	16	風俗習慣	天引の麦祭り	平成 24.03.23	甘楽郡甘楽町	諏訪神社天引の麦祭り保存会(諏訪神社)
重要無形民俗	17	風俗習慣	下南室太々御神楽の養蚕の舞	平成 24.03.23	渋川市	下南室太々御神楽保存会(下南室赤城神社)
重要無形民俗	18	風俗習慣	五料の水神祭	平成 27.03.24	佐波郡玉村町	五料の水神祭保存会(飯玉神社)
重要無形民俗	19	風俗習慣	中之条町の鳥追い祭り	平成 27.10.20	吾妻郡中之条町	中之条町鳥追祭保存会
重要無形民俗	20	民俗芸能	羽場日枝神社の獅子舞	平成 29.03.10	利根郡みなかみ町	羽場日枝神社獅子舞保存会(羽場日枝神社)
重要無形民俗	21	民俗芸能	春日神社太々神楽の蚕の舞	令和 6.03.22	前橋市	春日神社太々神楽保存会
史跡	1	古墳	二ツ山古墳 1 号墳 二ツ山古墳 2 号墳(追加指定)	昭和 23.11.02 昭和 59.07.03	太田市	太田市
史跡	2	古墳	鏡手塚古墳	昭和 24.02.08	前橋市	前橋市
史跡	3	古墳	藪塚湯之入 北山古墳 西山古墳	昭和 24.12.20	太田市	太田市
史跡	4	古墳	鶴山古墳	昭和 26.10.05	太田市	個人(太田市)
史跡	5	古墳	壇塚古墳	昭和 26.10.05	前橋市	前橋市
史跡	6	古墳	虚空蔵塚古墳	昭和 27.11.11	渋川市	渋川市
史跡	7	古墳	高塚古墳	昭和 34.08.05	北群馬郡榛東村	群馬県(榛東村)
史跡	8	古墳	しどめ塚(人見塚)	昭和 38.08.02	高崎市	個人(高崎市)
史跡	9	古墳	前橋天神山古墳	昭和 45.12.22	前橋市	前橋市
史跡	10	古墳	伊勢塚古墳	昭和 48.08.21	藤岡市	藤岡市
史跡	11	古墳	堀越古墳	昭和 48.12.21	前橋市	前橋市
史跡	12	古墳	塚廻古墳群第 4 号古墳	昭和 52.09.20	太田市	太田市
史跡	13	古墳	朝子塚古墳	昭和 54.10.02	太田市	個人ほか(太田市)
史跡	14	古墳	中塚古墳	昭和 54.10.02	桐生市	桐生市

文化財種類	No.	種別	名称	指定・選定・選択年月日	所在の場所	所有者(管理者)
史跡	15	古墳	中ノ峯古墳	昭和 55.04.30	渋川市	渋川市
史跡	16	古墳	安楽寺古墳	昭和 56.05.06	高崎市	安楽寺
史跡	17	古墳	笹森古墳	昭和 58.02.22	甘楽郡甘楽町	笹森稻荷神社
史跡	18	古墳	古海原前1号古墳	昭和 63.08.02	邑楽郡大泉町	大泉町
史跡	19	古墳	皇子塚古墳	平成 04.05.15	藤岡市	藤岡市
史跡	20	古墳	平井地区1号古墳	平成 05.04.20	藤岡市	藤岡市
史跡	21	古墳	三津屋古墳 (追加指定)	平成 07.03.24 平成 13.03.23	北群馬郡吉岡町	吉岡町
史跡	22	古墳	荒砥富士山古墳	平成 09.03.28	前橋市	前橋市
史跡	23	古墳	後閑3号墳	平成 30.08.28	安中市	安中市
史跡	24	古墳	下増田上田中1号墳	平成 30.08.28	安中市	安中市
史跡	25	古墳	奈良古墳群	令和 02.2.21	沼田市	沼田市
史跡	26	古墳	南下古墳群	令和 05.09.08	北群馬郡吉岡町	吉岡町
史跡	1	城館跡等	山上城跡	昭和 23.11.26	桐生市	個人ほか(桐生市)
史跡	2	城館跡等	膳城跡	昭和 24.03.11	前橋市	膳自治会・個人
史跡	3	城館跡等	名胡桃城址	昭和 24.12.20	利根郡みなかみ町	みなかみ町(名胡桃城址保存会)
史跡	4	城館跡等	大胡城跡	昭和 42.02.24	前橋市	前橋市
史跡	5	城館跡等	彦部氏屋敷	昭和 51.05.07	桐生市	個人
史跡	6	城館跡等	長井坂城跡	昭和 55.09.16	渋川市 利根郡昭和村	個人ほか(渋川市) 個人ほか(昭和村)
史跡	7	城館跡等	北新波砦跡	昭和 63.08.02	高崎市	高崎市
史跡	8	城館跡等	旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷	平成 09.03.28	甘楽郡甘楽町	個人
史跡	9	城館跡等	平井城・金山城跡	平成 11.04.30	藤岡市	藤岡市
史跡	1	遺跡地	譲原石器時代聚落跡	昭和 25.06.16	藤岡市	藤岡市
史跡	2	遺跡地	造石法華経供養遺跡	昭和 26.04.24	甘楽郡甘楽町	個人
史跡	3	遺跡地	倉洲村長井石器時代住居跡	昭和 28.08.25	高崎市	個人
史跡	4	遺跡地	勘場木石器時代住居跡	昭和 30.01.14	吾妻郡長野原町	個人(長野原町)
史跡	5	遺跡地	天明三年浅間やけ遺跡	昭和 31.06.20	吾妻郡嬭恋村	嬭恋村
史跡	6	遺跡地	縁切寺満徳寺遺跡 (追加指定)	昭和 31.06.20 平成 02.09.25	太田市	太田市
史跡	7	遺跡地	姉山の石組カマド	昭和 33.03.22	吾妻郡東吾妻町	個人
史跡	8	遺跡地	阿左美縄文式文化住居跡	昭和 35.03.25	みどり市	東武鉄道、みどり市(みどり市)
史跡	9	遺跡地	櫃石 (追加指定)	昭和 38.09.04 昭和 60.06.25	前橋市	赤城神社(前橋市)
史跡	10	遺跡地	小室敷石住居跡	昭和 42.11.24	渋川市北橋町小室560-1	個人(渋川市)
史跡	11	遺跡地	若田原遺跡群	昭和 47.11.24	高崎市	高崎市
史跡	12	遺跡地	入野遺跡	昭和 48.08.21	高崎市	高崎市
史跡	13	遺跡地	中山敷石住居跡	昭和 48.08.21	吾妻郡高山村	個人
史跡	14	遺跡地	中大塚縄文時代敷石遺構	昭和 49.09.06	藤岡市	個人
史跡	15	遺跡地	渋川金井製鉄遺跡	昭和 50.09.05	渋川市	渋川市
史跡	16	遺跡地	千駄木遺跡	昭和 50.09.05	安中市	個人(安中市)
史跡	17	遺跡地	梨の木平敷石住居跡	昭和 52.03.26	利根郡みなかみ町	みなかみ町
史跡	18	遺跡地	八木沢清水縄文時代住居跡	昭和 58.02.22	渋川市	個人
史跡	19	遺跡地	熊倉遺跡	昭和 59.12.25	吾妻郡中之条町	中之条町
史跡	20	遺跡地	中筋遺跡	平成 04.05.15	渋川市	渋川市
史跡	21	遺跡地	中溝・深町遺跡	平成 10.03.24	太田市	群馬県企業局
史跡	22	遺跡地	三原田諏訪上遺跡瓦塔設置仏教遺溝	平成 15.03.25	渋川市	渋川市
史跡	23	遺跡地	牛田廃寺跡	令和 06.09.10	藤岡市	個人(藤岡市)
史跡	1	墓所	齊藤宜義の墓	昭和 24.01.11	佐波郡玉村町	宝蔵寺
史跡	2	墓所	鳥酔翁塚	昭和 24.12.20	渋川市	雙林寺
史跡	3	墓所	力田遺愛碑	昭和 25.06.16	前橋市	光蔵寺
史跡	4	墓所	石田玄圭の墓	昭和 26.04.24	前橋市	個人
史跡	5	墓所	小野良佐栄重の墓	昭和 26.04.24	安中市	南窓寺
史跡	6	墓所	江原源左衛門重久の墓(附 江原家文書)	昭和 26.04.24	高崎市	慈眼寺
史跡	8	墓所	宝篋印塔	昭和 26.04.24	渋川市	個人
史跡	9	墓所	吉田芝溪の墓	昭和 26.06.19	渋川市	個人ほか
史跡	10	墓所	船津伝次平の墓	昭和 26.10.05	前橋市	個人
史跡	11	墓所	岡登景能の墓	昭和 27.11.11	みどり市	国瑞寺
史跡	12	墓所	堀口藍園の墓	昭和 27.11.11	渋川市	個人
史跡	13	墓所	馬場重久の墓	昭和 27.11.11	北群馬郡吉岡町	個人
史跡	14	墓所	大谷休泊の墓	昭和 28.08.25	館林市	大谷休泊遺徳顕彰会
史跡	15	墓所	榊原康政の墓(附 同画像)	昭和 28.08.25	館林市	善導寺

文化財種類	No.	種別	名称	指定・選定・選択年月日	所在の場所	所有者(管理者)
史跡	16	墓所	小栗上野介忠順の墓	昭和 28.08.25	高崎市	東善寺
史跡	17	墓所	中居屋重兵衛の墓(附 関係文書)	昭和 31.06.20	吾妻郡嬭恋村	個人
史跡	18	墓所	高橋道斉の墓	昭和 38.01.08	甘楽郡下仁田町	常住寺
史跡	19	墓所	金井烏洲と一族の墓	昭和 48.12.24	伊勢崎市	個人
史跡	1	その他の史跡	李ヶ橋関所跡(附 関係資料)	昭和 26.06.19	渋川市	個人
史跡	2	その他の史跡	猿ヶ京関所跡並びに旧役宅(附 関係資料)	昭和 26.06.19	利根郡みなかみ町	みなかみ町
史跡	3	その他の史跡	上泉郷蔵(附 上泉古文書)	昭和 26.06.19	前橋市	上泉自治会
史跡	4	その他の史跡	一里塚	昭和 26.10.05	高崎市	高崎市
史跡	5	その他の史跡	洗心亭	昭和 26.10.05	高崎市	達磨寺
史跡	6	その他の史跡	桐原郷蔵及び郷蔵文書	昭和 28.08.25	みどり市	九友会
史跡	7	その他の史跡	馬庭念流道場及び関係文書(名称変更)	昭和 31.06.20 昭和 59.12.25	高崎市	個人
史跡	8	その他の史跡	(五料の茶屋本陣) 五料の茶屋本陣・お西	昭和 33.08.01	安中市	安中市
史跡	9	その他の史跡	横川の茶屋本陣	昭和 33.08.01	安中市	個人
史跡	10	その他の史跡	上豊岡の茶屋本陣 オザシキノニワ(追加指定)	昭和 37.08.02 平成 08.03.29	高崎市	高崎市
史跡	11	その他の史跡	五料の茶屋本陣・お東	昭和 59.12.25	安中市	安中市
史跡	12	その他の史跡	塔ノ沢の石造釈迦涅槃像	平成 05.04.20	みどり市	沢入共有林
名勝	1	瀑布・溪流	滝沢の不動滝	平成 21.03.24	前橋市	国有地(群馬県)
名勝及び天然記念物	1	岩石・洞窟、地質鉱物	川手山洞窟群及びズニ石	昭和 48.08.21	利根郡みなかみ町	入須川森林組合
天然記念物及び名勝	1	天然保護区、湖沼・浮島	大峰山浮島及び湿原植物	昭和 27.11.11	利根郡みなかみ町	国有地(みなかみ町)
天然記念物及び名勝	2	地質鉱物、峡谷・瀑布・溪流	蟬の渓谷	平成 20.03.27	甘楽郡南牧村	群馬県
天然記念物及び名勝	3	地質鉱物、峡谷・瀑布・溪流	線ヶ滝	平成 20.03.27	甘楽郡南牧村	南牧村
天然記念物	1	植物(独立樹)	細野のヒガンザクラ	昭和 25.06.20	安中市	個人
天然記念物	2	植物(独立樹)	桜森のヒガンザクラ	昭和 26.10.05	渋川市	津久田八幡宮
天然記念物	3	植物(独立樹)	荘田神社の大イチョウ	昭和 27.04.25	沼田市	荘田神社
天然記念物	4	植物(独立樹)	上津のウバザクラ	昭和 27.11.11	利根郡みなかみ町	個人
天然記念物	5	植物(独立樹)	村主の大ケヤキ	昭和 27.11.11	利根郡みなかみ町	村主八幡神社
天然記念物	6	植物(独立樹)	時沢の夫婦マツ	昭和 27.11.11	前橋市	前橋市
天然記念物	7	植物(独立樹)	相保のさかさザクラ	昭和 27.11.11	利根郡みなかみ町	日枝神社
天然記念物	8	植物(独立樹)	仁叟寺のカヤ	昭和 27.11.11	高崎市	仁叟寺
天然記念物	9	植物(独立樹)	大山祇神社の大フジ	昭和 27.11.11	渋川市	大山祇神社
天然記念物	10	植物(独立樹)	雙林寺の大カヤ	昭和 27.11.11	渋川市	雙林寺
天然記念物	11	植物(独立樹)	雙林寺の千本カシ	昭和 27.11.11	渋川市	雙林寺
天然記念物	12	植物(独立樹)	藍園墓地の大ケヤキ	昭和 27.11.11	渋川市	個人ほか
天然記念物	13	植物(独立樹)	早尾神社の大ケヤキ	昭和 27.11.11	渋川市	早尾神社
天然記念物	14	植物(独立樹)	伝桐生大炊介手植ヤナギ	昭和 27.11.11	桐生市	桐生市
天然記念物	15	植物(独立樹)	月田のモチノキ	昭和 27.11.11	前橋市	個人
天然記念物	16	植物(独立樹)	金蔵寺のシダレザクラ	昭和 27.11.11	渋川市	金蔵寺
天然記念物	17	植物(独立樹)	黒滝山の大スギ	昭和 27.11.11	甘楽郡南牧村	不動寺
天然記念物	18	植物(独立樹)	ハクモクレン	昭和 27.11.11	高崎市	高崎市
天然記念物	19	植物(独立樹)	連取のマツ	昭和 28.08.25	伊勢崎市	菅原神社(連取町)
天然記念物	20	植物(独立樹)	秋畑の大ツバキ	昭和 28.08.25	甘楽郡甘楽町	個人
天然記念物	21	植物(独立樹)	泉竜寺のコウヤマキ	昭和 29.03.30	吾妻郡高山村	泉竜寺
天然記念物	22	植物(独立樹)	里見の大ナシ	昭和 29.03.30	高崎市	個人
天然記念物	23	植物(独立樹)	須賀神社の大ケヤキ(名称変更)	昭和 29.03.30 平成 07.03.24	沼田市	須賀神社
天然記念物	24	植物(独立樹)	高山のゴヨウツツジ	昭和 30.01.14	吾妻郡高山村	高山村
天然記念物	25	植物(独立樹)	萩原の大笠マツ	昭和 30.01.14	高崎市	個人
天然記念物	26	植物(独立樹)	中之条のサイカチ	昭和 30.01.14	吾妻郡中之条町	個人
天然記念物	27	植物(独立樹)	冠稲荷のボケ	昭和 30.01.14	太田市	冠稲荷神社
天然記念物	28	植物(独立樹)	下郷の大クワ	昭和 30.01.14	渋川市	渋川市
天然記念物	29	植物(独立樹)	川田神社の大ケヤキ	昭和 30.11.08	沼田市	川田神社
天然記念物	30	植物(独立樹)	相生のマツ	昭和 30.11.08	桐生市	愛宕神社
天然記念物	31	植物(独立樹)	中木のサザンカ	昭和 31.06.20	安中市	個人
天然記念物	32	植物(独立樹)	鳴尾の熊野神社大スギ	昭和 31.06.20	吾妻郡嬭恋村	熊野神社
天然記念物	33	植物(独立樹)	発知のヒガンザクラ	昭和 32.04.23	沼田市	沼田市
天然記念物	34	植物(独立樹)	親都神社の大ケヤキ	昭和 32.04.23	吾妻郡中之条町	親都神社
天然記念物	36	植物(独立樹)	雲昌寺の大ケヤキ	昭和 32.09.10	利根郡昭和村	雲昌寺
天然記念物	37	植物(独立樹)	大岩の三叉スギ	昭和 33.03.22	吾妻郡中之条町	個人

文化財種類	No.	種別	名称	指定・選定・選択年月日	所在の場所	所有者(管理者)
天然記念物	38	植物(独立樹)	中正寺のシダレザクラ	昭和 33.08.01	多野郡上野村	中正寺
天然記念物	39	植物(独立樹)	妙義アメリカシヨウナンボク	昭和 34.03.10	富岡市	個人
天然記念物	40	植物(独立樹)	野の大クスノキ	昭和 36.09.15	桐生市	個人
天然記念物	41	植物(独立樹)	入山世立のシダレグリ	昭和 37.08.02	吾妻郡中之条町	個人(嬬恋村)
天然記念物	42	植物(独立樹)	水宮神社の大ケヤキ	昭和 32.08.02	藤岡市	水宮神社
天然記念物	43	植物(独立樹)	西広寺のツバキ	昭和 42.11.24	安中市	西広寺
天然記念物	44	植物(独立樹)	溝呂木の大ケヤキ	昭和 43.05.04	渋川市	諏訪神社
天然記念物	45	植物(独立樹)	書院の五葉マツ	昭和 44.05.06	沼田市	個人
天然記念物	46	植物(独立樹)	白井関所のイチイ	昭和 47.11.15	多野郡上野村	個人
天然記念物	47	植物(独立樹)	三夜沢赤城神社のたわらスギ	昭和 48.04.25	前橋市	赤城神社
天然記念物	48	植物(独立樹)	大久保のナツグミ	昭和 48.08.21	吾妻郡中之条町	個人
天然記念物	49	植物(独立樹)	神行阿弥陀堂の大サワラ	昭和 50.09.05	多野郡上野村	神行集落
天然記念物	50	植物(独立樹)	神光寺の大カヤ	昭和 54.10.02	邑楽郡邑楽町	神光寺
天然記念物	51	植物(独立樹)	駒岩のヒイラギ	昭和 57.04.20	吾妻郡中之条町	個人ほか
天然記念物	52	植物(独立樹)	稲田のヤマナシ	昭和 59.07.03	吾妻郡東吾妻町	睦宇治神社
天然記念物	53	植物(独立樹)	唐堀のモクゲンジ	昭和 59.07.03	吾妻郡東吾妻町	個人ほか
天然記念物	54	植物(独立樹)	祖母島のキンモクセイ	平成 02.09.25	渋川市	個人
天然記念物	55	植物(独立樹)	しばぎわの大イチイ	平成 02.09.25	利根郡片品村	個人
天然記念物	56	植物(独立樹)	しばぎわのシナノキ	平成 02.09.25	利根郡片品村	個人
天然記念物	57	植物(独立樹)	摺淵のヒメコマツ	平成 02.09.25	利根郡片品村	個人
天然記念物	58	植物(独立樹)	金井沢のアカマツ	平成 02.09.25	利根郡片品村	個人
天然記念物	59	植物(独立樹)	中之条高校のラクウショウ	平成 04.05.15	吾妻郡中之条町	群馬県(県立吾妻中央高校)
天然記念物	60	植物(独立樹)	伊賀野のモミ	平成 04.05.15	吾妻郡中之条町	中之条町
天然記念物	61	植物(独立樹)	境高校のトウカエデ	平成 04.05.15	伊勢崎市	群馬県(県立伊勢崎高等特別支援学校)
天然記念物	62	植物(独立樹)	菅原神社の大ヒノキ	平成 06.03.25	富岡市	菅原神社
天然記念物	63	植物(独立樹)	妙義神社のウラジロガシ	平成 06.03.25	富岡市	妙義神社
天然記念物	64	植物(独立樹)	常行院のラカンマキ	平成 07.03.24	高崎市	常行院
天然記念物	65	植物(独立樹)	茂林寺のラカンマキ	平成 07.03.24	館林市	茂林寺
天然記念物	66	植物(独立樹)	高島小学校のトウグミ	平成 07.03.24	邑楽郡邑楽町	邑楽町(高島小学校)
天然記念物	67	植物(独立樹)	黒保根栗生神社の大スギ	平成 09.03.28	桐生市	栗生神社氏子総代
天然記念物	68	植物(独立樹)	崇禅寺のイトヒバ	平成 20.03.27	桐生市	崇禅寺
天然記念物	69	植物(独立樹)	針山の天王ザクラ	平成 23.09.20	利根郡片品村	個人
天然記念物	70	植物(独立樹)	貫前神社のスタジイ	令和 4.03.18	富岡市	一之宮貫前神社
天然記念物	1	植物群落等	武尊牧場レンゲツツジ群落	昭和 33.03.22	利根郡片品村	武尊牧場
天然記念物	2	植物群落等	桐生城跡日枝神社のクスノキ群	昭和 33.03.22	桐生市	日枝神社
天然記念物	3	植物群落等	入須川のヒカリゴケ自生地	昭和 38.01.08	利根郡みなかみ町	入須川森林組合
天然記念物	4	植物群落等	笹崎山のヒカリゴケ及びウサギコウモリ生息洞窟	昭和 59.07.03	高崎市	国有地(高崎市)
天然記念物	5	植物群落等	中山三島神社のスギ並木	昭和 59.07.03	吾妻郡高山村	三島神社
天然記念物	6	植物群落等	新里のサクラソウ群落	平成 08.03.29	桐生市	桐生市
天然記念物	7	植物群落等	賀茂神社のモミ群	平成 20.03.27	桐生市	賀茂神社
天然記念物	8	植物群落等	ユビソヤナギ群落	平成 20.03.27	利根郡みなかみ町	群馬県
天然記念物	1	地質鉱物(岩石)	金島の浅間石	昭和 27.11.11	渋川市	個人
天然記念物	2	地質鉱物(洞穴)	不二洞	昭和 40.07.23	多野郡上野村	上野村
天然記念物	3	地質鉱物(化石)	瀬林の漣痕	昭和 40.07.23	多野郡神流町	個人(群馬県)
天然記念物	4	地質鉱物(化石)	四万の甌穴群	昭和 46.12.22	吾妻郡中之条町	群馬県
天然記念物	5	地質鉱物(化石)	野栗の材化石	昭和 59.07.03	多野郡上野村	個人(上野村森林科学館)
天然記念物	6	地質鉱物(化石)	兜岩層産出のカエル化石	平成 08.03.29	富岡市	群馬県(県立自然史博物館)
天然記念物	7	地質鉱物(化石)	オオツノシカの化石骨 (附1 出土記念碑1基・附2 鑑定書1巻 ・附3 発掘記録1巻)	平成 13.03.23	富岡市	蛇宮神社
天然記念物	8	地質鉱物(化石)	高崎市吉井町産出のジョウモウクジラ化石	平成 24.03.23	富岡市	群馬県(県立自然史博物館)
天然記念物	1	天然保護区	茂林寺沼及び低地湿原	昭和 35.03.23	館林市	館林市
天然記念物	1	動物繁殖地	水上町モリアオガエル繁殖地	昭和 32.09.10	利根郡みなかみ町	みなかみ町
天然記念物	2	動物繁殖地	大峰山モリアオガエル繁殖地	昭和 36.01.06	利根郡みなかみ町	国有地(みなかみ町)
天然記念物	1	種の指定	オオイチモンジ	昭和 52.04.01	県下全域	
天然記念物	2	種の指定	ミヤマモンキチョウ	昭和 52.04.01	県下全域	
天然記念物	3	種の指定	ベニヒカゲ	昭和 52.04.01	県下全域	
天然記念物	4	種の指定	ミヤマシロチョウ	昭和 52.04.01	県下全域	
天然記念物	5	種の指定	ヒメギフチョウ	昭和 61.03.07	県下全域	
天然記念物	6	種の指定	トウホクサンショウウオ	平成 19.03.27	県下全域	
天然記念物	7	種の指定	ヒダサンショウウオ	平成 19.03.27	県下全域	
選定文化財	1	選定保存技術	岩島の麻栽培と精麻生産	平成 04.05.15	吾妻郡東吾妻町	岩島麻保存会
記録選択	1	無形民俗	群馬の粉食文化・オキリコミ	平成 26.3.20	県内一円	なし

資料3 これまでに県が実施した主な文化財調査

事業名	実施期間	内容	成果
群馬県民俗調査	昭和33年度～57年度	県下の20町村と5地区について民俗調査を実施	それぞれの町村・地区ごとに調査報告書刊行(S35～58)
養蚕習俗緊急調査	昭和45・46年度	全県下で20大字を抽出し、養蚕習俗全般について調査	調査報告書「群馬県の養蚕習俗」刊行(S47)
農村舞台緊急調査	昭和47年度	「津久田人形舞台」、「貝野瀬の舞台」、「下津中村の舞台」について詳細調査を実施	写真、図面等の詳細記録を作成。調査報告書「群馬県の農村舞台」刊行(S47)。「津久田の人形舞台」はS58に県重要有形民俗に指定
群馬県文化財総合調査	昭和47～51年度	県下を5地区に分け、文化財全般について体系的な調査を実施	調査報告書「利根・沼田の文化財」(S50)、「東毛地方の文化財」(S51)、「中毛地方の文化財」(S52)、「西毛地方の文化財」(S53)、「吾妻地方の文化財」(S53)刊行
桐原郷倉文書調査	昭和49年	県指定文化財の桐原郷倉文書の整理・調査	3,033点の文書を確認し報告書を作成(S49)
榛名神社調査	昭和49・50年度	榛名神社について、史跡と信仰、文書、美術工芸品、民俗芸能、建造物の調査を実施	調査報告書「榛名神社調査報告書」刊行(S51)
群馬県無形文化財緊急調査	昭和49～57、61～平成6年度	緊急に保存処置を講じる必要のある無形文化財について調査を実施し、保存対策の基礎資料を蓄積	年度ごとに伝統技法や民俗芸能、祭礼行事等の報告書を刊行。岩島の麻栽培と精麻生産(東吾妻町)をH4に県保存技術に選定
一ノ宮貫前神社調査	昭和50・51年度	富岡市教育委員会と共催で、一ノ宮貫前神社の調査を実施	美術工芸品、刀剣、古文書、祭礼行事、特殊神事、建造物、門前町を調査し報告書「一ノ宮貫前神社」刊行(S53)
洋風建造物調査	昭和52年度	明治・大正期を中心として建造された洋風建造物を対象に、全県下の106棟について実態調査を実施	調査報告書「群馬県の洋風建造物」を刊行(S55)。調査を基に3件を県重要文化財に指定
近世社寺建築緊急調査	昭和53年度	国指定重文建造物を除く近世社寺建築を対象とし、リストの作成と現地調査を実施し、重要なものについて二次調査で平面図や写真等の記録を作成	県内525件の寺社の一覧表を作成し、うち56件について現地調査を実施して報告書「群馬県近世社寺建築緊急調査報告書」刊行(S54)。調査を基に国1件、県1件を重要文化財に指定
歴史の道調査	昭和53～57年度、平成11・12年度	県内の「歴史の道」とも言うべき古い道や水路と、それらに沿う地域に残された文化遺産を調査	「群馬県歴史の道調査報告書」全20集の刊行。一般向けの「歴史の道」パンフレットの作成。「群馬県歴史の道整備活用総合計画」の策定。
史跡上野国分寺跡調査(第1期)	昭和55～63年度	史跡整備に向けた発掘調査	塔・金堂(現講堂)・南大門・東大門南辺築垣を確認。調査成果基に「史跡上野国分寺整備基本計画」(S57)、「史跡上野国分寺整備基本設計」(S62)策定
群馬県民俗文化財分布緊急調査	昭和58・59年度	県内150地点を対象に、民俗文化財全般について調査	衣食住や信仰、年中行事等に関わる77項目について、分布状況の地図と解説を記載した調査報告書「群馬県民俗分布地図」を作成(S60)
各地方方言収集緊急調査	昭和58～60年度	「語られ」、「伝えられ」てきた地区の方言の調査	「群馬の方言」刊行(H61)
石造文化財総合調査	昭和58～60年度	県内の石造の道祖神、道標、庚申塔、月待・日待塔の悉皆調査	それぞれの石造物について一覧表を作成し、調査報告書「上州の道祖神と道しるべ」、「上州の庚申塔と日待・月待塔」を作成(S61)
群馬県民俗芸能実態調査	昭和60年度	県内全域を対象に、民俗芸能の各分野の調査資料及び写真の調査	獅子舞・神楽・人形芝居・郷土歌舞伎と義太夫・民謡・その他に分類し、名称、所在地、保存団体等の記録作成。報告書「群馬県の民俗芸能」刊行(S61)
中世城館等分布調査	昭和60～63年度	全県下で中世城館の分布調査を実施	998件の中世城館について一覧表と分布図にまとめ、略測図を添付。報告書「群馬県の中世城館跡」刊行(H1)
無形文化財緊急調査	昭和60～平成元年度	緊急に保存対策が必要な無形文化財「小正月のツクリモノ」について、全県下で調査を実施	「小正月のつくりもの(一)～(五)」刊行(S62～H3)。上州の小正月ツクリモノ(県歴博所蔵)国重要有形民俗指定
群馬県民謡緊急調査	昭和62・63年度	県下全域を対象に、古い民謡を調査し系統的に記録する	県内各所に伝わる約850の民謡を採録し、調査報告書「群馬県の民謡」を刊行(H1)

事業名	実施期間	内容	成果
近代化遺産総合調査	平成2・3年度	県全域を対象に、幕末から第二次大戦終了までに、西欧文化の影響のもとに生まれた建築・土木・交通・機械・産業などの遺産の調査	所在調査によって把握した979件を一覧表にまとめ「群馬県近代化遺産総覧」刊行(H3)。うち約120件について詳細調査を実施し「群馬県近代化遺産総合調査報告書」を作成(H4)。調査に基づき、2件が国、1件が県の重要文化財指定
諸識関係民俗文化財調査	平成3・4年度	県内各地に伝承されてきた様々な生活用具やその他の用具・用品等を製作加工する伝統工芸技術の実態及び変遷の調査	各種諸職130人の一覧表と各職種の調査票を取りまとめ、「群馬県の諸職」刊行(H5)。調査により、白井の鋳物生産用具及び製品(渋川市)県重要有形民俗指定
群馬県民俗芸能緊急調査	平成7・8年度	県内各地に伝承されている民俗芸能の所在及び実態を悉皆的に調査し、必要なものについて詳細な記録を作成。第二次世界大戦までに伝承されたものを対象とする	悉皆調査の結果を一覧表にまとめ、うち61件について詳細調査を実施して報告書「群馬県民俗芸能緊急調査報告書」を刊行(H9)。調査に基づき、6件を県重要無形民俗文化財に指定。
群馬県の祭り・行事調査	平成10～12年度	県内全域の祭り・行事の基礎調査によって全容を把握し、特色あるものについて詳細調査を実施	基礎調査で県内734件の祭り・行事の一覧表を作成。うち103件について実地調査を行い報告書「群馬県の祭り・行事-群馬県祭り・行事調査報告書-」を刊行(H13)。調査を基に、1件が国、6件を県の重要無形民俗文化財に指定。
近代和風建築総合調査	平成20～22年度	明治以降に伝統的技法又は意匠を用いてつくられた住宅・公共建築・宗教建築等のうち有意なものについて調査・記録し、現存するそれら建築物等の保存を図る	1次調査で抽出した1,200軒あまりの中から目視・聞き取りによる2次調査を112軒、より詳細な3次調査を93軒で実施。調査報告書「群馬県の近代和風建築」刊行(H24)。調査により1件が国重文に指定。
古墳総合調査	平成24～29年度	群馬県を代表する文化財である古墳についての総合調査。既存の報告書等の文献から古墳の総数を把握し、現地調査を実施して現状を把握する	県内古墳13,249基について一覧表と分布図を作成し「群馬県古墳総覧」として刊行。調査成果を基に、一般向け冊子、スマートフォンアプリ、古墳情報データベースを作成
史跡上野国分寺跡調査(第2期)	平成24～令和元年度	第2期の史跡整備に向けた基礎情報の再確認を目的とした調査	金堂・中門・回廊が新たに発見され、金堂院の様相を確定するなどの成果があった。「史跡上野国分寺跡 第2期発掘調査報告書-総括編-」(H30)、「史跡上野国分寺跡 保存活用計画」(H31)作成
群馬の粉食文化・オキリコミ調査	平成26～29年度	群馬の伝統的な食文化である粉食を代表するオキリコミが、平成25年度に群馬県記録選択無形民俗文化財に選択されたことを受けた調査。作り手の高齢化により、本来の作り方が失われる前に記録作成を行い保全を図る。	県内32ヶ所で聞き取り調査を行い、うち13ヶ所では調理実見調査を実施。調査内容は写真及びビデオ撮影により記録。映像は編集して報告書にDVDを添付。調査報告書「群馬の粉食文化・オキリコミ」刊行(H30)
近世寺社総合調査	令和元年度～令和3年度	装飾建築の宝庫である本県の近世寺社について、歴史的建造物を中心に建物や美術工芸品、民俗芸能等の調査を実施。寺院181件・神社190件の計約370件を調査	「群馬県近世寺社総合調査報告書-歴史的建造物を中心に-」(本編・寺院編・神社編、全3分冊・計約1,250ページ)を刊行(R4.3)。棟札の分析により、大工・彫物師の活躍ぶりや師弟関係の実態が解明された。

資料4 群馬県の文化財保存・活用の体制

令和8年4月1日現在

都道府県	
地域創生部	
文化遺産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な業務内容 文化財の保存・活用、文化財の指定・解除、県文化財保護審議会運営、銃砲刀剣類の登録事務、文化財保護に係る表彰、埋蔵文化財保護と開発事業との調整、埋蔵文化財調査センター運営、世界・歴史遺産の保存・活用・整備、東国文化周知事業、上野三碑発信、日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」、ぐんま絹遺産、普及啓発</li> <li>・専門職員 埋蔵文化財、日本史学</li> </ul>
文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な業務内容 群馬県文化基本条例・指針、文化づくり支援事業、伝統文化継承事業、上毛かるた、文化事業の後援承認、芸術文化団体の育成・支援、県民芸術祭、著作権指導、文化施設の指導・育成、博物館登録、市町村・民間企業団体連携、県民運動、普及啓発、「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産登録推進、新たな文化拠点整備推進</li> </ul>
総務部	
財産有効活用課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な業務内容 県有財産の管理、国登録有形文化財の県庁昭和庁舎・群馬会館の管理運営、県庁舎リノベーション推進</li> </ul>
環境森林部	
自然環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な業務内容 自然環境の調査・保全、自然環境思想の普及啓発、野生鳥獣の適正管理、公園管理・施設整備、尾瀬保護対策</li> <li>・専門職員 林業、土木、建築</li> </ul>
森林局 森林保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な業務内容 巨樹・古木の保全のため市町村が行う樹勢回復等事業への補助、自然解説</li> <li>・専門職員 林業</li> </ul>
農政部	
蚕糸特産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な業務内容 蚕糸振興対策、「日本絹の里」運営</li> <li>・専門職員 農業</li> </ul>
産業経済部	
戦略セールス局 観光リトリート推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な業務内容 リトリートの聖地化推進、観光宣伝・周遊観光促進、インバウンド推進、観光振興計画の推進</li> </ul>
県土整備部	
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な業務内容 景観施策推進、歴史まちづくり法、風致地区・特別緑地保全地区内の建築等の許可、都市計画法による土地利用計画、まちづくり支援、世界遺産都市計画研究、都市公園事業の調査・計画</li> <li>・専門職員 土木</li> </ul>
建築課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な業務内容 建築基準法・耐震改修促進法の施行に関すること、被災建築物応急危険度判定制度、群馬県建築審査会運営</li> <li>・専門職員 建築</li> </ul>
教育委員会	
管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な業務内容 国登録有形文化財の沼田高校(旧沼田中学校)と富岡高校(旧七日市藩陣屋)の管理</li> </ul>

関係機関	
県立近代美術館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な業務内容 群馬ゆかりの美術品や国内外の近現代美術などの優れた作品に関する収集・展示、調査研究、教育普及</li> <li>・ 専門職員 美学・美術史</li> </ul>
県立館林美術館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な業務内容 県所有コレクションの展示、企画展示、調査研究、教育普及</li> <li>・ 専門職員 美学・美術史</li> </ul>
県立歴史博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な業務内容 先史時代から現代までの群馬県の歴史に関する展示、収蔵資料の保管・活用、教育普及、調査研究</li> <li>・ 専門職員 考古学、日本史学、民俗学</li> </ul>
県立自然史博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な業務内容 自然史に関する展示、調査研究、資料収集・管理、教育普及</li> <li>・ 専門職員 自然史、歴史学</li> </ul>
県立土屋文明記念文学館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な業務内容 群馬県ゆかりの文学に関する資料の展示、調査研究、資料収集・管理、教育普及</li> <li>・ 専門職員 日本史学、美学・美術史学、文学</li> </ul>
県立世界遺産センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な業務内容 「富岡製糸場と絹産業遺産群」や群馬の絹文化等に係る展示、調査研究、教育普及</li> <li>・ 専門職員 世界遺産学、歴史学</li> </ul>
県立日本絹の里	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な業務内容 繭や生糸に関する資料や群馬県の絹製品等の展示、絹を使用した染織等の体験学習、講座や講習会の開催、教育普及</li> <li>・ 専門職員 指定管理：(公財)群馬県蚕糸振興協会</li> </ul>
県立埋蔵文化財調査センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な業務内容 県及び(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団による発掘調査によって発見された出土品及び調査資料の保管管理、展示や貸出等の活用、教育普及</li> <li>・ 専門職員 管理委託：(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団</li> </ul>
県立ぐんま昆虫の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な業務内容 昆虫をテーマとした体験型教育施設。里山や温室での昆虫の生態観察や生活体験の提供、調査研究、資料収集・管理、教育普及</li> <li>・ 専門職員 生物</li> </ul>
県立文書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な業務内容 明治以降の県の公文書や群馬に関する歴史資料の収集、整理、保存、調査研究、展示公開、普及啓発</li> <li>・ 専門職員 日本史学、文学</li> </ul>
県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な業務内容 郷土資料、特に一般的な流通ルートに乗らない地域の資料を収集・保存するとともに、デジタルアーカイブ化し広く広域に提供。</li> <li>・ 専門職員 図書館学</li> </ul>
群馬県文化財保護審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議事項 文化財の県指定・選択の是非について</li> <li>・ 職名・属性 知事が任命した学識経験者からなる審議会委員10名以内と、建造物、美術工芸、歴史資料、無形・民俗、史跡・考古、名勝・天然記念物の専門事項について調査を行う専門部会員30名以内を置く。専門部会の代表者は、審議会委員を兼ねる。</li> </ul>

群馬県文化財保護指導委員（文化財パトロール）	
・取組内容	指定された区域内に所在する指定文化財等を巡視し、保存管理の状況を報告。指定文化財等の保存管理、破壊行為に関する情報収集と報告。文化財保護思想の普及、文化財実態調査、普及指導に関する行事への協力
・職名・属性	文化財パトロール。パトロールの職務を遂行するのに必要な知識・能力を有し、教育事務所長の推薦に基づき知事が委嘱。令和元年度は 31 名
群馬県文化審議会	
・審議事項	文化振興指針に定める事項や群馬県文化振興基金の処分、文化の振興に関する重要事項
・職名・属性	文化の振興に関して学識経験を有する者、文化活動を行う者及び文化関係団体の代表者等から知事が任命する。委員は 15 名以内とし、専門事項の調査審議の必要がある場合、その期間において専門委員を置くことができる。
群馬県世界遺産専門委員会	
・取組内容	世界遺産の顕著な普遍的価値を維持するための、構成資産の適切な保存管理・活用に関する指導助言。周辺環境を含めた一体的な保全に関する指導助言。
・職名・属性	世界遺産専門委員。任期 2 年、知事が委嘱、10 名以内（令和元年現在 8 名）。世界遺産、歴史、建築、景観、観光等を専門とする有識者からなる。
尾瀬保護専門委員会	
・取組内容	群馬県尾瀬保全対策事業における指導助言および調査研究を主な職務とする。
・職名・属性	尾瀬保護委員 11 名により構成される任意組織。任期は 1 年で、知事が委嘱。動物学、植物学、植物生態学、環境化学、地質学と多岐にわたる分野を専門とする委員からなる。
関係団体	
（公財）群馬県埋蔵文化財調査事業団	
・主な業務内容	開発事業に伴う記録保存調査と資料整理、埋蔵文化財調査センター管理（県からの受託事業）、普及啓発等を行う。考古学や埋蔵文化財、文化財保存科学等の専門職員が在籍している。
（公財）群馬県教育文化事業団	
・主な業務内容	本県の文化振興を図るため、県民の文化芸術活動の支援、環境づくり、伝統文化の保存・継承・発展に向けた事業等を実施
（公財）尾瀬保護財団	
・主な業務内容	尾瀬の自然環境保全に向けた啓発活動、環境保全活動、調査研究、ビジターセンターの管理運営等を行っている。
（公財）群馬県蚕糸振興協会	
・主な業務内容	群馬県の蚕糸業の振興と農業の維持発展に寄与することを目的に設立。「ぐんま絹遺産」に係る普及活動や、指定管理者として県立日本絹の里の管理運営を行っている
（公社）群馬県緑化推進委員会	
・主な業務内容	県と連携して県土の緑化に関わる事業を実施。国・県指定天然記念物の独立樹を含む、県内各地の巨樹・古木を巡る一般向けのツアーを開催。
その他民間団体等	
（一社）群馬建築士会（ヘリテージマネージャー協議会）	
歴史的建造物の保存・活用の専門家であるヘリテージマネージャーを養成。平成 30 年にはヘリテージマネージャーの協議会を設立。	
群馬県登録文化財協会	
県内の国登録有形文化財の所有者が設立。文化財の適切な修復や活用を学び、登録の推進を目指す。	
富岡製糸場世界遺産伝道師協会	
富岡製糸場と絹産業遺産群の普及・啓発を目的とする。イベントや学校での解説や体験学習、製糸場や絹産業に関する調査や資料収集を行っている。	
群馬県地域文化研究協議会	
県内の歴史や考古、地理、民俗等の研究者や愛好家からなる協議会。研究誌「群馬文化」の刊行や講演会・シンポジウム等とおして研究成果を発表し、県内の歴史研究の進展等に寄与している。	

<p>その他民間団体等</p> <p>群馬県自然環境調査研究会</p> <p>生物、地形、地質等について専門知識を有する大学教授や高校・中学校等の教諭で構成される研究会。群馬県の自然環境行政推進に向け、動植物や地形・地質の調査研究を行っている。</p> <p>ぐんま郷土芸能助っ人塾</p> <p>関連機関と協同して県内各地に保存・継承されている郷土芸能を支援し、本県の伝統芸能の振興・保存及び地域文化のリーダー育成等に関する事業を行う。</p> <p>(一社) 日本樹木医会 (群馬県支部)</p> <p>樹木医の知識と技術を通じ巨樹、銘木等の文化財をはじめとする樹木等の保全と樹木文化の継承・発展、普及に関する活動を行う。県・市町村と連携し、指定文化財の樹木の診断や普及啓発事業に協力している。</p> <p>群馬歴史資料継承ネットワーク (ぐんま史料ネット)</p> <p>令和2年(2020)7月に設立。大学研究者、学芸員、地方公共団体の文化財担当者等で構成されるボランティア組織。自然災害等により消失の危機にある古文書等の歴史資料の救出・保全活動を行う。群馬県立女子大学に事務局を置き、群馬県立歴史博物館・文書館等と連携して活動する。</p>
<p>市町村との連携</p> <p>群馬県埋蔵文化財諸問題検討会</p> <p>県と市町村による、埋蔵文化財の取扱いに係わる検討会。</p> <p>群馬県史跡整備市町村協議会</p> <p>県内の国・県指定史跡を有する市町村からなり、史跡の保存整備活用の推進を目的とする。</p> <p>群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会</p> <p>県と県内市町村からなり、県立文書館に事務局を置く。保管する公文書や古文書等を歴史資料として保存活用し、行政の円滑な推進と地域文化の振興を目指す。古文書の取扱い研修会や文書の保存に係る講座を開催。</p> <p>群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会</p> <p>令和5年度(2023)に設立。県・市町村・博物館等の関係機関が参加し、平時においては公開講演会や研修会の開催を通じて関係者間の認識・情報の共有を図るとともに、文化財防災に係るガイドラインの策定・運用を推進する。災害発生時には文化財の被害情報の集約や救済・支援活動の中心的役割を担う。</p>

群馬県文化財保存活用大綱（令和8年度改定版）

---

令和8年（2026）4月1日発行

編集・発行／群馬県地域創生部文化遺産課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

電話 027（223）1111（代表）

ホームページアドレス <https://www.pref.gunma.jp/>

---